福祉環境委員会

令和6年3月6日(水) 10時00分 ~ 時 分 全 員 協 議 会 室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、

柳楽委員、串﨑委員、上野委員、布施委員、川神委員

【執行部】砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、河内地域福祉課長、椋木健康医療対策課長、

河上健康医療対策課地域医療担当課長、松山子ども・子育て支援課長、

龍河子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長、

坂根保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、市原税務課長、土谷資産税課長、

斗光環境課カーボンニュートラル推進室長

[旭 支 所] 西川旭支所長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長 【事務局】久保田書記

議題

- 1 陳情審査
- (1) 陳情第 124 号 訪問入浴介護サービスの存続を求める陳情について
- 2 議案第12号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に 関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第14号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 4 執行部報告事項
- (1) 浜田市社会福祉協議会が行う介護保険事業の今後の方針について

【地域福祉課・健康医療対策課】

- (2) 市内医療機関における婦人科外来の開設について
- 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市こども家庭センターの設置について
- 【子ども・子育て支援課】

(4) 放課後児童クラブについて

【子ども・子育て支援課】

(5) 子育て世代への支援の拡充について

- 【保険年金課】
- (6) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について
- 【保険年金課】
- (7) 浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の改定について

【環境課カーボンニュートラル推進室】

(8) 令和6年度地方税制改正の概要について

【税務課・資産税課】

(9) 水道施設用地に係る調査の経過報告について

【水道管理課】

(10) 浜田処理区下水道整備事業について

【下水道課】

(11) その他

(配布物)

・浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画(第3期)

【地域福祉課】

• 浜田市高齢者福祉計画

【健康医療対策課】

・浜田市人口状況 (R5.11 月末~R6.1 月末現在)

【総合窓口課】

- 5 所管事務調査
- (1) 総合診療医について
- 6 その他
- 7 地域井戸端会のテーマ設定について(委員間で協議)
- 8 行政視察レポートについて(委員間で協議)

陳情番号	124
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果等	47 9

浜田市議会議長 笹田 卓 様

陳 情 書

訪問入浴介護サービスの存続について

令和5年12月18日



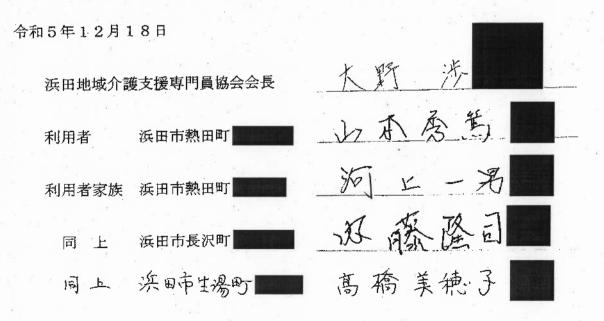
浜田市及び浜田市社会福祉協議会におかれては、実施されている訪問入浴介護サービスを令和6年3月末をもって廃止するとの方針を示されていますが、このサービスを利用している家族の方から「どうしても存続してほしい」との声が寄せられています。

浜田市には、要介護3以上の要介護者が約1,600人おられ、推計すると約700人が施設への入所、残り約900人が在宅介護であり、在宅介護サービスを充実することはあっても、それの利用制限や廃止することは介護サービスの低下につながります。

現在、このサービスを利用している要介護者の方は7名とされていますが、現行でも、週1回のみ、月2~3回のみのサービス利用にとどまっており、要介護者の生活を考えると週数回のサービス利用は必要です。このようなサービスの削減や事業の廃止は人員体制に原因があるとされていますが、介護保険者として行政の責任において、人員を確保しサービスを維持充実させるなどの支援が必要です。

この訪問入浴介護サービスに代わるサービスはなく、何より廃止により在宅介護サービスの低下が懸念され、介護度の重度化にもつながります。人の尊厳としても要介護者にとって在宅介護を望む方は多く、家族も家庭での介護を希望される状況にあり、そのことを叶える介護サービスの存続は必要であり、そのことの責任は、介護保険を運用する浜田市にも、公益的な役割を担い介護サービスを実施する社会福祉協議会にもあります。

つきましては、要介護者、その家族の思いをしっかり受け止め、訪問入浴介護サービスの存続とその充実を図られるようお願い申し上げます。



令和6年3月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

(福祉環境委員会)

新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後(案)」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

[新旧対照表例]

浜田市●●●条例(平成●●年浜田市条例第●●号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)		
(見出し)	(見出し)		
第●条 市長は、○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とす	第●条 市長は、○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。		
る。			
2 〔略〕	2 〔略〕		

目 次

議案第12号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一 … 1ページ

部を改正する条例について

議案第14号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について … 3ページ

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第32号)新旧対照表 (下線部分が改正 箇所)

現行

(掲示等)

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない

(電磁的記録等)

第53条 〔略〕

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は 提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところ により、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 「略〕

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

改正後 (案)

(電磁的記録等)

第53条 〔略〕

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は 提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場 合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところ により、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記 載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子 情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、 教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同 じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ って次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」とい う。)により提供することができる。この場合において、当該特定 教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみ なす。

(1) 〔略〕

現行	改正後(案)
(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方	(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)
法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物 をもっ	
て調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	て調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
3~6 〔略〕	3~6 〔略〕

浜田市国民健康保険条例(平成17年浜田市条例第151号)新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額の合算額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法**附則第22条**の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(**島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、**島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支

改正後 (案)

基礎賦課総額)

第14条の3 保険料の賦課額のうち_

基礎賦課額(第22条、第22

条の3及び第22条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用

__の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した 額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療 養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療 養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用

の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法**附則第7条**の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(

島根県

の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支

援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ 〔略〕

- カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</u>
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 「略〕
 - イ 法**附則第22条**の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付

改正後 (案)

援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ 〔略〕

力	その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務
	の執行に要する費用を除く。)の額(
	国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の
	国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支
	援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する
	費用に充てる部分に限る。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 〔略〕
 - イ 法**附則第7条** の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付

けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費 用に係るものを除く。)の額

- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金<u>(エに おいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職 被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)</u>の額
- エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。) を除く。)の額
- (3) 〔略〕
- (一般被保険者に係る基礎賦課額)
- 第15条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者につき</u>算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額<u>(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)</u>の合計額とする。この場合において、その合計額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の所得割額の算定)
- 第16条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年 第 の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第 1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し

	けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費	劃
	用に係るものを除く。) の額	
ウ	法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金	
	の額	
エ	その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務	务
	つ執行に要する費用を除く。)のための収入(
		り
	第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金	
	を除く。)の額	
(3)	〔略〕	
(基礎賦課額)	
育15条	保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当	当
該世	帯に属する <u>被保険者につき</u> 算定した所得割額及び被保険者	旨
均等	副額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等	宇
割額		
	の合計額とする。この場合において、その合計額に	2
100		
(基礎賦課額の所得割額の算定)	
	 前条の所得割額は、 被保険者 に係る賦課期日の属する ^年	E
の前		頯

1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し

改正後 (案)

て計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場 株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第 11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則 第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附 則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(和税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの 規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定 する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用に より同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金 額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35 条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条 第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同 じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12

て計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場 株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第 11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則 第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附 則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(和税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの 規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定 する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用に より同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金 額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の 適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35 条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条 第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同 じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12

条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 「略〕

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

- 第18条 <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 〔略〕
 - 2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当 該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保</u> <u>**隆者**</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年 度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定し た数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことに より被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失し た日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同

改正後 (案)

条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 〔略〕

基礎賦課額の保険料率)

第18条 <u>基礎</u>賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 〔略〕
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における**被保険者** ____の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年 度における被保険者 が属する世帯の数等を勘案して算定し た数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことに より被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失し た日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同

じ。)と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険</u> <u>者</u>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 〔略〕

2•3 〔略〕

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第18条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額 は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び 被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世 帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の 世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。この場合において、その合計額に100円未満の端数 があるときは、これを切り捨てる。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第18条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の 総所得金額等に、第18条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第18条の5 第18条の2の被保険者均等割額は、第18条の規定により算 定した額と同額とする。 改正後(案)

じ。)と同一の世帯に属する**被保険者** が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する**被保険者** が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 〔略〕

2 • 3 「略〕

〔削る〕

<u>ਆ</u>	10未 <i>0</i> 72	<u>עא נירו</u>		
_				
_				
-				
_				
			_	
	〔削る〕			
第 <u></u>	<u>18条の3</u>	削除	 	
_			 	
	〔削る〕			
第	<u>18条の5</u>	削除	 	
_				

τ□ /=*	14. 7. (本)
現行	改正後(案)
(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)_	〔削る〕
第18条の5の2 第18条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号まで	第18条の5の2 削除
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める	
<u>額とする。</u>	
(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第18条第1項第3号ア	〔削る〕
<u>に定めるところにより算定した額</u>	
(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属	〔削る〕
<u>する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるも</u>	
の(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第18条第	
1項第3号イに定めるところにより算定した額	
(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属	〔削る〕
<u>する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月</u>	
以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保	
<u>険者がいない場合に限る。) 第18条第1項第3号ウに定めるとこ</u>	
<u>ろにより算定した額</u>	
(基礎賦課限度額)	(基礎賦課限度額)
第18条の6 第15条 又は第18条の2 の基礎賦課額 <u>(一般被保険者と退職</u>	第18条の6 第15条の基礎賦課額
被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と	
第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項	
<u>において同じ。)</u> は、65万円を超えることができない。	は、65万円を超えることができない。
(一般被保険者に係る 後期高齢者支援金等賦課総額)	(後期高齢者支援金等賦課総額)
第18条の6の2 保険料の賦課額のうち 一般被保険者に係る 後期高齢者	第18条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者
支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後	支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後
期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、そ	期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、そ
の減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援	の減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援
金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号	金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号

に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合において は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除 した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定し た額とすることができる。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法**附則第22条**の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(**法附則第9 条第1項の規定により読み替えられた**法第72条の3第1項、第72 条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (3) 〔略〕
- (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)
- 第18条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、 当該世帯に属する一般被保険者につき 算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平

改正後(案)

に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合において は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除 した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定し た額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(島根県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分

に限る。次号において同じ。)の額

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法**附則第7条** の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
- (3) 〔略〕

(後期高齢者支援金等賦課額)

第18条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、 当該世帯に属する**被保険者につき** 算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平

等割額 (一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額) の合計額とする。この場合において、その合計額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算 定)

- 第18条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。
 - (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
- 第18条の6の6 **一般被保険者に係る**後期高齢者支援金等賦課額の保険 料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に 相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度に おける一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前 の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を 勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数

	等割額
	の合計額とする。この場合において、その合計額
	に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
	(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算
	定)
第	518条の6の4 前条の所得割額は、 <u>被保険者</u> に係る賦課期日の属
	する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第18条の6
	の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。
	(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

改正後 (案)

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を**被保険者** に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

第18条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険

料率は、次のとおりとする。

- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に 相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度に おける**被保険者** の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課 総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前 の2箇年度の各年度における**被保険者** が属する世帯の数等を 勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数

現行	改正後(案)
と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除し	と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除し
た数で除して得た額	た数で除して得た額
イ・ウ 〔略〕	イ・ウ 〔略〕
2•3 〔略〕	2 • 3 〔略〕
(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)	〔削る〕
第18条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢	第18条の6の7 削除
者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定	
した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯	
につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被	
保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均	
等割額の合算額の総額)とする。この場合において、その合計額に	
100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
<u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算</u>	〔削る〕
<u>定)</u>	
第18条の6の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後	第18条の6の8 削除
の総所得金額等に、第18条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定	
<u>する。</u>	
(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等	〔削る〕
割額の算定)	
第18条の6の10 第18条の6の7の被保険者均等割額は、第18条の6の6	第18条の6の10 削除
<u>の規定により算定した額と同額とする。</u>	
(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割	〔削る〕
<u>額の算定)</u>	
<u>第18条の6の11</u> <u>第18条の6の7の世帯別平等割額は、第1号から第3号</u>	第18条の6の11 削除
までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定	
<u>める額とする。</u>	

現行	改正後(案)
(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第18条の6の6第1項	〔削る〕
<u>第3号アに定めるところにより算定した額</u>	
(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属	〔削る〕
する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるも	
の(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第18条の	
6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額	
(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属	〔削る〕
する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月	
以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保	
険者がいない場合に限る。) 第18条の6の6第1項第3号ウに定め	
<u>るところにより算定した額</u>	
(後期高齢者支援金等賦課限度額)	(後期高齢者支援金等賦課限度額)
第18条の6の12 第18条の6の3 又は第18条の6の7 の後期高齢者支援金	第18条の6の12 第18条の6の3の後期高齢者支援金等
等賦課額 <u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場</u>	賦課額
合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7	
の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条	
第1項において同じ。) は、 22万円 を超えることができない。	は、 <mark>24万円</mark> を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算

(介護納付金賦課総額)

第18条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算

定した額とすることができる。

(1) 「略〕

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法**附則第22条**の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(**法附則第9 条第1項の規定により読み替えられた**法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (3) [略]

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の7の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。) における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第18条

改正後 (案)

定した額とすることができる。

- (1) [略]
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法**附則第7条** の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(______ 法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
- (3) [略]

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

の8の額又は第22条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読 み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、 第22条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。) に定める第18条**若しくは第18条の5**の 基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて 得た額、第22条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて 準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、第22条の4 第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場 合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号 (同条第7項又は第8項の規定により読み替えて進用する場合を含 す。次項において同じ。) に定める額の算定は、それぞれ、その納 付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことによ り被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初 日であるときに限り、その前日とする。) 若しくは1世帯に属する被 保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課 被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若し くは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をも

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条の2、第18条の6の3若しくは第18条の6の2 7の額若しくは第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条若しくは第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第

って行う。

改正後(案)

の8の額又は第22条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読 み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額、 第22条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。) に定める第18条 礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得 た額、第22条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準 用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の4第 1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合 を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号 (同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含 す。次項において同じ。) に定める額の算定は、それぞれ、その納 付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことによ り被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初 日であるときに限り、その前日とする。) 若しくは1世帯に属する被 保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課 被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった 日の属する月から、月割をも って行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義 務者に係る第15条**若しくは** 第18条の6の3_____

__の額若しくは第18条の8の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第18条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第4項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第

6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、第15条**又は第18条の2**の基礎賦課額から、 それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) [略]
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円と当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ [略]

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の

改正後 (案)

6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

- 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) [略]
 - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 〔略〕

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の

2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に53 **万5.000円**に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の 納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在にお いて当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の 合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険 料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる 額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額 とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ「略〕

- 「略〕
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す │3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第15条**又は第18条の2**」とあるのは 「第18条の6の3**又は第18条の6の7**」と、「65万円」とあるのは「**22 万円**」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」**とする**_
- る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納 付金賦課額」と、「第15条**又は第18条の2**」とあるのは「第18条の 8 と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」と あるのは「第18条の11」**とする**

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

改正後 (案)

2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に54 **万5.000円**に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の 納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在にお いて当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の 合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険 料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる 額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額 とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 「略〕

- 「略〕
- る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第15条 」とあるのは「第 18条の6の3 Lと、「65万円」とあるのは「**24万 円**」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」**と読み替え** るものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用す 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用す る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納 付金賦課額」と、「第15条 」とあるのは「第18条の 8 と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」と あるのは「第18条の11」**と読み替えるものとする**。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初 | 第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初

の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある 場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険 者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等 割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得 た額(第18条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とす る。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

「略〕

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第18条**又は第18条の5**」とあるのは 「第18条の6の6**又は第18条の6の10**」と、「**第18条第2項」とあるの** は「第18条の6の6第2項」と、前項中「第18条第3項」とあるのは 「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額する ものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未 就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号 に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第18条**又は第18条の5**の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料 率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じて それぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の 規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得 た額
 - (2) [略]
- 「略〕
- る。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高

改正後 (案)

の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある 場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険 者均等割額は、第18条 の基礎賦課額の被保険者均等割 の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た 額(第18条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とす る。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

- 「略〕
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第18条 」とあるのは「第 18条の6の6

、前項中「第18条第3項」とあるのは「第18条 の6の6第3項」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額する ものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未 就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号 に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第18条 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料 率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じて それぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第18条第2項の 規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得 た額
 - (2) [略]
- 「略〕
- 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す | 6 − 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す る。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高

齢者支援金等賦課額」と、「第18条**又は第18条の5**」とあるのは 「第18条の6の6**又は第18条の6の10**」と、「**第18条第2項」とあるの** は「第18条の6の6第2項」と、前項中「第18条第3項」とあるのは 「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法 施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同 じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保 険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条**又は第18条の2**の基礎賦 課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た 額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合 を除く。)。

(1) • (2) 「略〕

- 「略〕
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す|3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第15条**又は第18条の2**」とあるのは 「第18条の6の3**又は第18条の6の7**」と、「65万円」とあるのは「**22 万円** と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替 えるものとする。
- る。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以 下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被 保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」 と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条 **又は第18条の2**」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるの

以上次(未)	
齢者支援金等賦課額」と、「第18条	」とあるのは「第
18条の6の6」と	
、前項中「第18条第3項」	とあるのは「第18条
の6の6第3項」と読み替えるものとする。	

改正谷 (安)

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法 施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同 じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保 険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条 額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額 が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を 除く。)。
 - (1) (2) 「略〕
- 「略〕
- る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第15条 」とあるのは「第 18条の6の3 | と、「65万円」とあるのは「**24万 円** と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替え るものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用す 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用す る。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以 下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被 保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」 と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条 」とあるのは「第18条の8」と、「65万円」とあるの

は「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読 み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額する ものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当 該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課 額は、当該減額後の第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、次の 各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超 える場合には、65万円)とする。
 - (1) (2) 「略〕
- 「略〕
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す 1 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す る。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第15条**又は第18条の2**」とあるのは 「第18条の6の3**又は第18条の6の7**」と、「65万円」とあるのは「**22 万円** と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替 えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用す 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用す る。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産 被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項に おいて同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課 額」と、「第15条**又は第18条の2**」とあるのは「第18条の8」と、 「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは 「第18条の11」と読み替えるものとする。

改正後 (案)

は「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読 み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額する ものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当 該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課 額は、当該減額後の第15条 の基礎賦課額から、次の各 号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超え る場合には、65万円)とする。
 - (1) (2) 「略〕
- 「略〕
- る。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」と、「第15条 」とあるのは「第 18条の6の3 Lと、「65万円」とあるのは「**24万 円** と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替え るものとする。
- る。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産 被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項に おいて同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課 額」と、「第15条 」とあるのは「第18条の8」と、 「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは 「第18条の11」と読み替えるものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 福 祉 環 境 委 員 会 資 料 健 康 福 祉 部 地 域 福 祉 課 健康福祉部健康医療対策課

浜田市社会福祉協議会が行う介護保険事業の今後の方針について

浜田市社会福祉協議会が令和6年3月31日でもって廃止を予定していた介護 保険事業について、以下のとおり報告します。

1. デイサービス事業 (野原デイサービスセンター) について

(1) 利用者の状況(令和6年2月末)

11 月末時点の 利用者	移行完了者	3月末までに 移行予定者	移行できない者
50 名	46 名	4名	0名

(2) 今後のサービスのあり方について

浜田市社会福祉協議会による直営実施から第三者への再委託による実施へ変更する予定。ただし、再委託による事業開始時期は未定。

2. 訪問入浴介護サービス事業について

(1) 利用者の状況(令和6年2月末)

11 月末時点の 利用者	移行完了者	3月末までに 移行予定者	移行できない者
7名	0名	1名	6名

(2) 今後のサービスのあり方について

利用者からの要望を受け、4月以降も指定事業者として事業を継続する。 (市の補助制度を設ける)

市内医療機関における婦人科外来の開設について

市内医療機関において婦人科外来が開設されますので、下記のとおり報告します。

記

1 婦人科を標榜する医療機関

医療法人慈誠会 山根病院三隅分院 (浜田市三隅町岡見 290-1)

2 担当医 木 島 聡 医 師

3 診療開始

令和6年3月4日(月)から外来診察開始(当面は「内科」を担当)

診療日: 月~木曜日(受付時間 午前: 9時~12時 午後: 13時~17時) ※ 手術、入院及び時間外診療は対応不可

> (注:火曜日の午後(13時30分~17時)のみ、山根病院本院(熱田町) において「内科」を担当)

ただし、並行して婦人科開設に向けての準備を行うため、診療日、診療時間は流動的であり、今後変更の可能性あり。

4 婦人科標榜日

現在、島根県、中国四国厚生局等関係機関へ手続き中であり、準備が整い次第、正式に婦人科外来を開始

概ね3月下旬~4月上旬の見込

5 浜田医療センターにおける「選定療養費」※について

令和6年3月1日からは徴収しない。 (山根病院三隅分院に「婦人科」が開設後も引き続き徴収しない。) ※紹介状を持参せずに「初診」で受診する場合に係る費用

6 浜田市としての支援

令和6年度当初予算に計上している「婦人科診療開設等支援事業」により開設に係る経費及び医師へは着任までの経費を助成する。

7 特記事項

令和6年度より、子宮頸がん検診、妊婦健診を実施予定

浜田市こども家庭センターの設置について

1 目的

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とします。

2 こども家庭センターの要件

- (1) 母子保健機能(旧子育て世代包括支援センター)及び児童福祉機能(旧子ども家庭総合支援拠点)双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- (2) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長をこども家庭センター1 か所あたり 1 名配置すること。
- (3) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる<u>統括支援員をこども家庭センター1</u>か所あたり1名配置すること。
- (4) 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
- (5) 当該施設の名称は「こども家庭センター」(又はこれに類する自治体独自の統一的名称)を称すること。※ 場所の統一は必ずしも求められていません。

3 こども家庭センターの業務の概要

- (1) 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務
 - ア 状況・実情の把握
 - イ 母子保健・児童福祉に係る情報の提供
 - ウ 相談等への対応、必要な連絡調整 等
- (2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務
 - ア 相談、通告の受付等
 - イ 合同ケース会議の開催
 - ウ サポートプランの策定、評価、更新等
 - エ サポートプランに基づく支援 等
- (3) 地域における体制づくり
 - ア 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
 - イ 新たな担い手の発掘、地域資源の開拓
 - ウ 関係機関間の連携の強化 等

4 浜田市こども家庭センターの設置に伴う主な業務変更点

児童福祉機能において、サポートプランの作成、評価、更新が必要となります(母子保健機能においては、従前よりサポートプランの作成、評価、更新を実施済)。

5 統括支援員の要件

次のいずれかに該当する者であり、かつ、一体的支援に係る基礎研修を受講した ものとします(母子保健機能及び児童福祉機能に配置される職員との兼務は不可)。

- ※ 基礎研修の受講については、原則として統括支援員着任後3か月程度内に受講することを想定しています。
- (1) 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- (2) 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方(又はいずれか)において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- (3) その他市において上記と同等と認めた者

6 設置年月日

令和6年4月1日

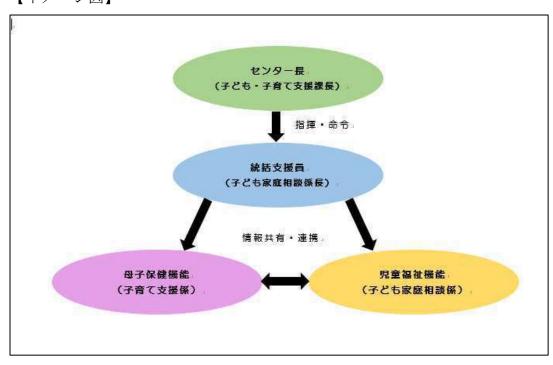
7 設置場所

- (1) 児童福祉機能 子ども・子育て支援課(本庁舎)
- (2) 母子保健機能 子育て世代包括支援センター
- ※ 浜田市子育て世代包括支援センターの名称は変更しません。
- ※ 現在からの窓口の変更はありません。

8 浜田市こども家庭センターの体制

- (1) センター長 ~子ども・子育て支援課長
- (2) 統括支援員 ~子ども家庭相談係長
- (3) 児童福祉機能~子ども家庭相談係(子ども家庭相談係長を除く。)
- (4) 母子保健機能~子育て支援係

【イメージ図】



令 和 6 年 3 月 6 日 福 祉 環 境 委 員 会 資 料 健康福祉部子ども・子育て支援課 旭 支 所 市 民 福 祉 課

放課後児童クラブについて

1 ふたば学級放課後児童クラブ(原井小学校)について

雲雀丘小学校の統合に伴い、想定以上に入会予定児童があったため、臨時措置として、令和6年度について次のとおり運営を行うこととなりましたので報告します。

- (1) 令和6年度の入会予定児童数90人(定員 80人)
- (2) 令和6年度の開設場所

ア 雲雀丘小学校区の児童 原井小学校体育館2階

(旧ふたば学級開設場所)

イ それ以外の児童 みなと子ども園内専用教室

(現在のふたば学級開設場所)

- (3) その他
 - ア 土曜日の開設は、みなと子ども園内専用教室で一緒に行います。
 - イ 雲雀丘小学校区の入会予定児童の保護者(新一年生の保護者を含む。)には、保護者説明会を令和6年2月28日(水)に開催し、報告済みです。

2 やさか児童クラブ(弥栄小学校)について

令和6年度より民間委託を実施することとしておりますが、委託業者が 決定しましたので報告します。

- (1) 委託業者 さくら会 代表 大塚美穂
 - ※ 現在のやさか児童クラブの支援員と入会児童の保護者等による任 意団体です。

3 今市児童クラブ(旭小学校)について

令和 6 年 3 月 18 日 (月) から移転開設する予定となりましたので報告 します。

なお、福祉環境委員会委員の皆さまを対象とした内覧会を3月25日(月) に実施する予定としております。

子育て世代への支援の拡充について

~島根県子ども医療費助成対象拡大に伴う浜田市の子ども医療費助成事業の拡充(案)~

1 経緯

(1) 島根県による「子育て支援策に関する市町村の意向調査」の実施

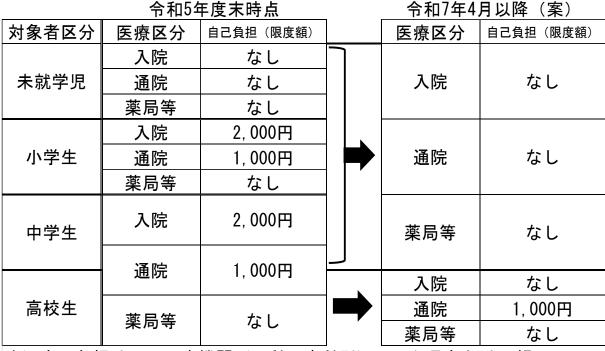
島根県は、現在、子育て支援策の一環として、子ども医療費において、未就学児を対象に 1/2 を補助し、小学生を対象に「しまね結婚子育て市町村交付金」で支援を行っている。(交付金は市町村ごとに上限額があり、1/2 以内の助成。)

令和5年12月、島根県より、子育て世代への支援の拡充を目的とし、「子育て支援策に関する市町村の意向調査」が実施された。この調査は、令和7年度から県の子ども医療費助成対象を拡充すること(中学生まで1/2補助)を前提に実施されたもので、各市町村において、県助成額の増額によって押し出された財源を使った、新たな子育て支援策(現行事業の拡充を含む)についての意向を問うものであった。

(2)調査への回答(浜田市における今後の子育て支援策の検討結果)

「子ども医療費助成事業の拡充」を優先的に取り組むべきと考え、当該調査に対し、 「中学生までの無償化」及び「高校生年齢の入院時の無償化」に取り組む意向を示した。

- 2 施行日(案) 令和7年4月1日
- 3 浜田市の子育て支援策の拡充概要(案)

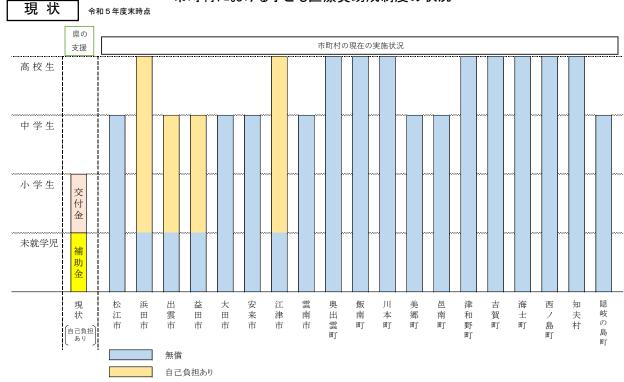


注) 自己負担は、1医療機関(医科、歯科別)の1か月あたりの額

4 県内市町村における子ども医療費助成制度の状況 (参考)

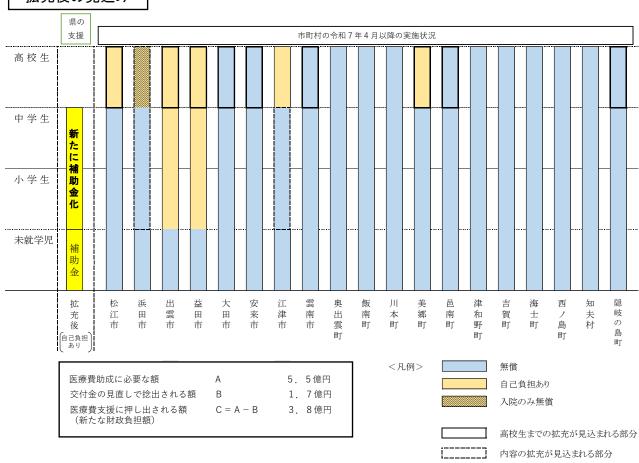
※島根県議会令和6年2月定例会全員協議会資料より

市町村における子ども医療費助成制度の状況



(補足)松江市の中学生への入院を除く通院等の医療費助成は、令和6年4月1日より実施予定であるが、本資料では実施済みとして記載。

拡充後の見込み



島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について

後期高齢者医療に係る保険料率等は、2年ごとに見直しが行われ、島根県 後期高齢者医療広域連合が決定します(賦課限度額及び軽減基準について は、政令で規定されます)。

<u>令和6・7年度保険料率等(島根県統一)</u>は、令和6年2月9日に開催された島根県後期高齢者医療広域連合議会において可決され、次のとおり決定されました。

年 度	均等割	所得割		保険料限度額
令和6・7年度	50, 160円	58万円超	10. 08%	80万円
		58万円以下	9. 30%	(※73万円)
令和4・5年度	50,880円		9.35%	66万円
年度比	720円減	58万円超	0.73ポイント増	14万円増
		58万円以下	0.05ポイント減	(7万円増)

[※]令和6年度に限り、生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した加入者においては、73万円に軽減。

【保険料増額の主な理由】

医療保険制度改革による出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入並びに高齢者負担率の見直しにより、大幅に引き上げられました。

【激変緩和措置について】

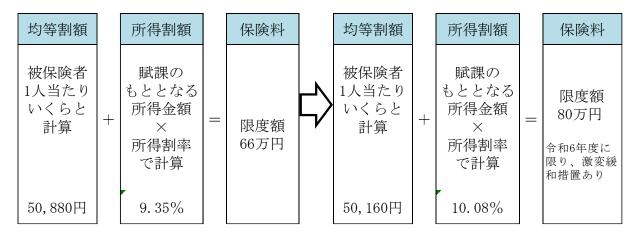
制度改正による保険料の急激な上昇を緩和するため、以下の激変緩和措置が講じられています。

- (1)出産育児支援金は、令和6・7年度は所要額の1/2とする。
- (2) 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者について、令和6年度は、制度改正による増加が生じないように算定した所得割率(9.30%)を用いる。
- (3) 賦課限度額の引き上げは、段階的に実施する。ただし、令和6年度 に75歳に到達した方が、新たに資格取得する場合は、激変緩和措置 の対象外となる。

保険料の計算方法

<令和4・5年度>

<令和6・7年度>



賦課のもととなる所得金額:前年の総所得金額等から基礎控除額 43 万円を差 し引いた額です。

- ※総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入-公的年金等控除」「給与収入 -給与所得控除」「事業収入-必要経費」などで社会保険料控除等の各種所 得控除前の金額です。
- ※給与所得がある方は、所得金額調整控除が適用される場合があります。

令和 6 年 3 月 6 日 福祉環境委員会資料 市民生活部環境課 カーボンニュートラル推進室

... 100%

浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の改定について

2030年の温室効果ガスの削減目標を国が改定したことに伴い、浜田市の目標を設定し直すために標記計画を改定しましたので報告します。

- 1. 計画の名称 <u>浜田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」</u> 浜田市の市域全体の温室効果ガスの削減目標、ロードマップ、取 組む施策、将来像、推進体制等を定めた計画。(別添参照)
- 2. 計画の概要
 - (1) 計画期間 2024 年度から 2034 年度
 - (2) 削減目標 2030年度(短期)… 52% (2013年度比) 2040年度(中期)… 78% (2013年度比) 2050年度(長期)… 100% (2013年度比)
 - (3) 目標達成の 2030 年度の KPI (評価指数)
 - ① 太陽光発電設備が設置可能な市の公共施設への設置割合 … 50%
 - ② 市が調達する電力の再エネ由来電源の割合 … 60%
 - ③ 市の公共施設の LED 照明の導入割合
 - ④ 市の公用車で導入可能な車種の電動化(EV)割合 … 100%
 - ⑤ 市の公共施設の新築建築物の平均で外部エネルギーに頼る割合 … 50%
 - (4) 将来像 「地域脱炭素で SDGs 都市を目指して」
 - (5) 先導エリア ①海洋・港エリア、 ②中山間地域エリア、 ③大規模公園エリア、④火力発電所エリア

(カーボンニュートラル推進本部)

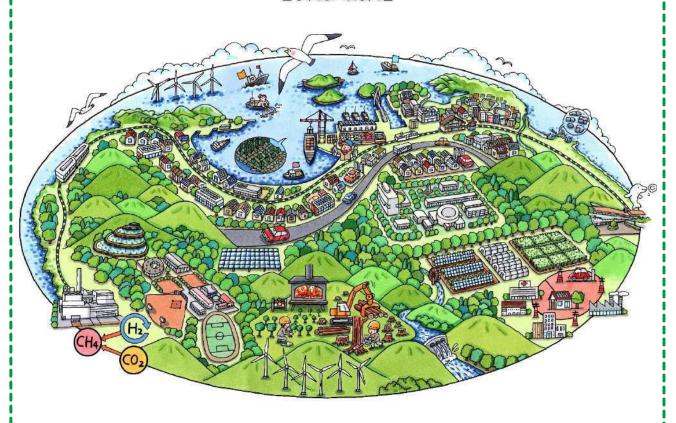
庁外組織:浜田市地球温暖化対策地域協議会

(はまだエコライフ推進隊)

浜田市地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉

~地域脱炭素で SDGs 都市を目指して~

【概要版】



計画期間: 2024年度~2034年度(基準年: 2013年度)

発行: 浜田市

温室効果ガス排出量削減目標

- ・本市では、省エネルギーの推進および再生可能エネルギーの導入により、2030 年度(短期)までに<u>温室効果</u> ガス排出量を 52%削減(2013 年度比)します。
- ・2040 年度(中期)には<u>カーボンニュートラルに向けた削減率 78%</u>を目指し、2050 年度(長期) には<u>カー</u> ボンニュートラルの達成(削減率 100%以上)を目指します。

2030 年度目標 (短期) 温室効果ガスを約 292 千 t-CO₂ 削減 カーボンニュートラルに向けた削減率 52%

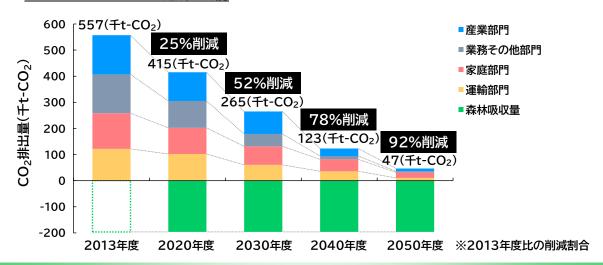
2040 年度目標 (中期)

温室効果ガスを約 434 千 t-CO₂ 削減 カーボンニュートラルに向けた削減率 78%

2050 年度目標 (長期) 温室効果ガスを約 510 千 t-CO₂削減 カーボンニュートラルに向けた削減率 100%

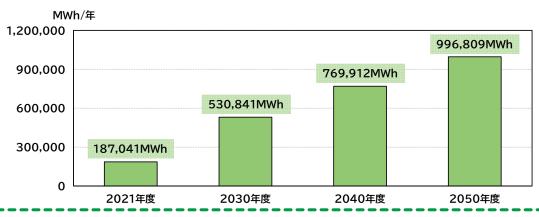
温室効果ガス排出量推計結果

・本市では、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などの施策を行うことで、2030 年度には<u>温室</u> 効果ガス排出量を 52%削減(2013 年度比)、2040 年度および 2050 年度には、森林吸収量との相殺により、カーボンニュートラルの達成が可能です。



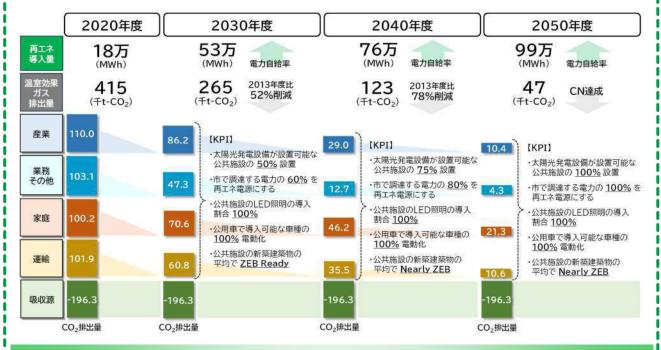
再生可能エネルギー導入目標

・本市の再生可能エネルギーの導入状況および導入ポテンシャル量を踏まえて、具体的な施策を行うことにより、2021年度比で、2030年度は <u>2.8 倍程度</u>、2040年度は <u>4.1 倍程度</u>、2050年度は <u>5.3 倍程度</u>の再生可能エネルギーの導入を目標とします。



ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ・KPI

- ・ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップおよび目標達成に向けた評価指標(KPI)を示しました。
- ・KPI は本市が確実に把握できるものを選定し設定しています。



計画の基本方針

・地域の再生可能エネルギー導入で<u>エネルギーの地産地消を推進</u>しつつ、温室効果ガスの削減目標を達成する ための**基本方針**と**具体的施策**をまとめました。

	基本方針	具体的施策	2030 年度	2040 年度	2050 年度
	行政、市民、事業者の協	①市民と共に学ぶ環境づくり事業			
総合	総合 働による脱炭素施策推	②地域の再生可能エネルギー導入支援事業			
	進	③公共施設への再生可能エネルギー導入事業			
		①営農型太陽光発電の活用・オーガニック農業の推進			
		②火力発電所の灰を活用した循環型脱炭素事業			
*****	事業活動の省エネ推進と	③地域連携によるバイオマスの活用と木材利用拡大			
性表	産業 再エネ導入	④火力発電所の CO_2 を活用した水素製造・メタネーション(CCS 施設誘致)			
		⑤洋上風力発電およびその設備による漁礁効果			
		⑥スマート漁業推進による効率化・燃料削減			
		①公共施設の省エネ・断熱改修および ZEB 化			
業務	公共施設の再工ネ導入と ZEB 化による事業者へ	②事業所の省エネ・断熱改修および ZEB 化			
その他	の波及	③地域の電力事業者育成、再エネ電力・ガスの契約推進			
		④卒 FIT 電源やコジェネレーションシステムの活用			
		C-①家庭における省エネ推進と再エネ導入および断熱住宅の推奨			
家庭	生活での省エネ推進と再 エネ導入	C-②省エネ・断熱改修および ZEH 化の導入支援			
		C-③再エネ電力・ガス、および地域の電力事業者との契約推進			
	公用車 EV 化、公共交通	D-①公用車の EV 化および EV インフラなどの整備			
運輸	公用車 EV 化、公共文通 への誘導	D-②公共交通体系の見直しと利用促進(エコカーによるカーシェアリング、健康増進施策との連携など)			
吸収源	適正な森林管理とブル	E-①適切な森林管理を通じた J クレジットの創出と活用			
収収源	一カーボンへの取組	E-②藻場の育成を通じたブルーカーボンクレジットの創出			

将来ビジョン(目指す将来像・本市の特色ある事業構想)

・本計画における 2050 年の目指す将来像と本市の特色ある事業構想についてまとめました。

目指す将来像



計画の推進体制・進捗管理

- ・本計画で掲げた施策は、市民、事業者、民間団体、行政など、本市に集うすべてのステークホルダーによる取 組のもとで推進します。
- ·本計画の進捗管理は、「浜田市地球温暖化対策実行計画推進本部(カーボンニュートラル推進本部)」と「浜田 市地球温暖化対策地域協議会(はまだエコライフ推進隊)」が連携・協力し行います。



お問い合わせ先

浜田市 市民生活部 環境課 カーボンニュートラル推進室



0855-25-9008



carbon@city.hamada.lg.jp

浜田市地球温暖化対策実行計画 〈区域施策編〉

~地域脱炭素で SDGs 都市を目指して~



2024(令和 6)年 1 月 浜 田 市

市長挨拶

私たちが住んでいる浜田市においても、線状降水帯の発生や猛暑日の増加、漁獲量の減少や漁獲できる魚種の変化など、地球温暖化が影響を及ぼしていると思われる事象が発生しています。

2021 年 8 月、国連の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、人間の活動が温暖化を引き起こしていることは「疑う余地がない」と初めて明記した第 6 次報告書を公表しました。また、2023 年 7 月は世界の平均気温が観測史上最も高い月となり、国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来た」と警告しました。さらに 2023 年 12 月に開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP28)」では、「化石燃料からの脱却」を盛り込んだ合意文書を採択しました。



もはや地球温暖化対策は、国連や政府だけでなく我々ひとり一人が取り組まなければならない課題となってきています。

浜田市においては、2022 年 4 月に庁内にカーボンニュートラル推進室を設置し、同年 8 月には浜田市カーボンニュートラル推進本部を立ち上げました。そして、同年 9 月 1 日に「浜田市ゼロカーボンシティ表明」を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととし、全市を挙げて地域脱炭素に取り組む決意をしました。

それには、具体的な目標と道筋であるロードマップを設定し、目指すべき将来像を描き、取り組むべき事業や施策を定める必要があります。それが、この度改定した「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」になります。

この計画は、浜田市地球温暖化対策実行計画策定委員会委員の皆様をはじめ、浜田市環境審議会委員や市民の皆様からのご意見やご提言をいただきながら改定したものです。厚く感謝を申し上げます。

今後、定めた目標を達成し目指す将来像を実現するためには、本計画を着実に実行していかなければなりません。それには、行政だけでなく市民や事業者の皆様との協働と共創が不可欠です。浜田市全体が一体となり、我々ひとり一人の日常生活や事業所の活動と連携して取り組んでまいりましょう。

よろしくお願い申し上げます。

2024(令和 6)年1月

浜田市長 人保田章市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画の背景・目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の期間	3
1.4 計画の対象	4
1.4.1 対象とする地域	4
1.4.2 対象とする温室効果ガス	4
1.4.3 対象とする範囲	5
第2章 基礎調査および現状分析	6
2.1 地球温暖化をめぐる国内外の動向	6
2.1.1 地球温暖化および気候変動の影響	6
2.1.2 世界の動向	12
2.1.3 国·島根県の動向	16
2.2 本市の地域概況	22
2.2.1 概況(位置·地勢)	22
2.2.2 主要指標	
2.3 本市のこれまでの取組	26
2.3.1 前計画の取組状況	26
2.3.2 本市のカーボンニュートラルに向けた動き	29
2.3.3 本市が掲げる 3 つの事業を柱にした主な取組	31
2.3.4 これまでの地球温暖化対策・新エネルギーの推進に関する計画・ビジョン	33
2.4 本市の温室効果ガス排出量	34
2.4.1 温室効果ガス排出量の現況と推移	34
2.5 森林による CO2吸収量	
2.6 本市の再生可能エネルギーなどの導入ポテンシャル	37
2.6.1 再生可能エネルギーの導入状況	37
2.6.2 再生可能エネルギーのポテンシャル	38
2.6.3 太陽光発電のポテンシャル	40
2.7 市民・事業者へのアンケート調査	41
2.7.1 アンケート調査概要	41
2.7.2 アンケート調査結果	42
第3章 計画の方向性	49
3.1 計画策定における課題	49
3.1.1 全般的な課題	49
3.1.2 部門・分野別の課題	50
第4章 将来の温室効果ガス排出量に関する推計	52
4.1 BAU ケース	52
4.2 脱炭素ケース	53

第5章 温室効果ガス排出量削減目標および再生可能エネルギー導入目標	55
5.1 温室効果ガス排出量の削減目標の設定	55
5.2 再生可能エネルギーの導入方針	56
5.3 再生可能エネルギーの導入目標の設定	57
5.4 森林吸収量に関する目標の設定	57
第 6 章 基本方針	58
6.1 基本方針	58
第7章 ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップの検討	59
7.1 ロードマップ	59
第8章 再生可能エネルギーの拡充などに向けた取組の検討	60
8.1 総合的な取組	60
8.2 各部門の具体的施策	62
第9章 将来ビジョン	76
9.1 目指す将来像	76
9.2 先導エリアにおける領域横断・特色ある事業構想の推進	76
9.3 領域横断・特色ある事業構想を推進するための組織体制・事業スキーム	81
第10章 計画の推進	82
10.1 推進体制	82
10.2 進捗管理	83

【資料編】

- 資料編1 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定
 - (1) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員名簿
 - (2) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の経過
- 資料編2 市民・事業者へのアンケート調査
 - (1) アンケート調査概要
 - (2) 市民アンケート調査結果
 - (3) 事業者アンケート調査結果

資料編3 用語の解説

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の背景・目的

近年、地球温暖化や気候変動が及ぼす影響が世界規模で発生しており、日本各地においても今までに経験したことのない規模の災害が発生しています。そのため、このまま温暖化が進むと自然災害などがさらに頻発化、激甚化するおそれがあります。

2018(平成 30)年に公表された IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると示されています。

そのため、国際社会における脱炭素化に向けた機運が高まり、2050(令和32)年までにカーボンニュートラルを実現することを表明する国・地域が相次いでいます。日本政府においても2050(令和32)年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。環境省では目標達成に向け、全国の自治体へ「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の表明を呼びかけており、2023(令和5)年9月時点で991の地方公共団体が宣言を行っています。

本市においても、2022(令和 4)年 9 月 1 日に「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」を行い、この地球温暖化への対応に、市民、事業者および行政が連携・協力して取り組むことで、2050(令和 32)年までに「二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指すことを表明しました。

また、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」および「地球温暖化対策計画」 の改定に伴い、本市は「地球温暖化対策実行計画」を改定し、事務事業による温室効果ガスの削減に率先し て取り組むこととしています。

「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進 捗状況や課題などを踏まえた新たな温室効果ガス排出量削減目標と、目標達成に向けたロードマップや施 策を策定するとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示すものです。



浜田漁港高度衛生管理型 7 号荷さばき所太陽光発電所

1.2 計画の位置づけ

「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく計画です。本計画は、本市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制などを総合的かつ計画的に進めるための施策を策定しています。

計画の改定にあたっては、従来計画である「浜田市地域省エネルギービジョン」「浜田市地域新エネルギービジョン」「浜田市地球温暖化対策推進計画」および前計画である「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を統合・継承するとともに、上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」や「第3次浜田市環境基本計画」、各種関連計画との整合を図りながら、これまでの取組の継続と発展を踏まえたうえで、今後のさらなる取組の強化を図ります。

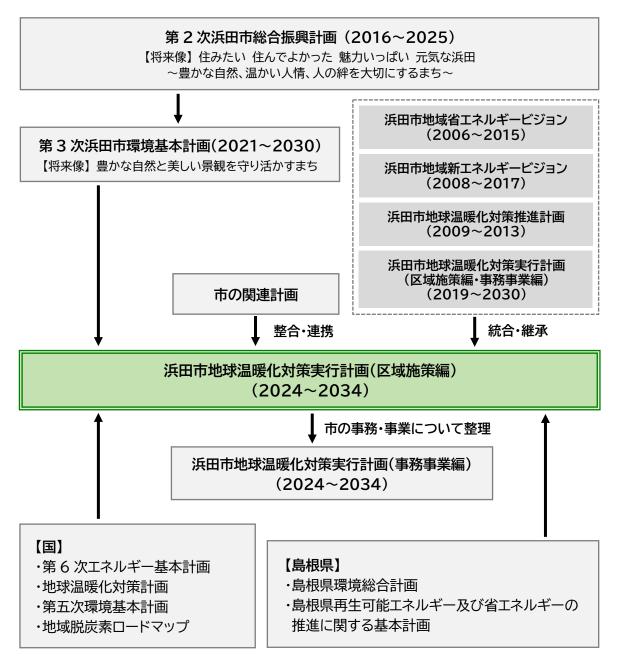


図 計画の位置づけ

1.3 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2034(令和16)年度とします。

温室効果ガス排出量削減目標の基準年度は 2013(平成 25)年度、短期目標年度は 2030(令和 12)年度、中期目標年度は 2040(令和 22)年度、長期目標年度は 2050(令和 32)年度と設定します。

【計画期間】

2024年度~2034年度(基準年:2013年度)

【目標年度】

2030年度(短期目標年度)

2040年度(中期目標年度)

2050年度(長期目標年度)

1.4 計画の対象

1.4.1 対象とする地域

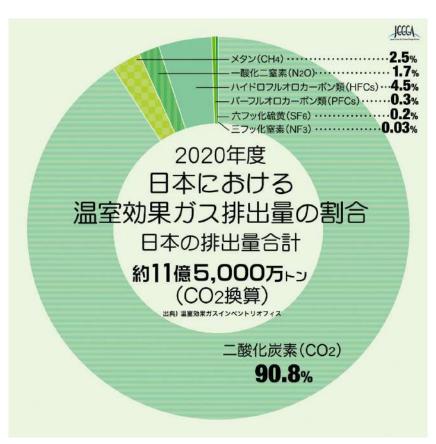
本計画で対象とする地域は、浜田市全域とします。

また、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。

1.4.2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_3)、パーフルオロカーボン類(PFC_3)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)の7種類と定められています。

これらのうち、日本における温室効果ガス排出量の割合は二酸化炭素(CO₂)が最も高く、約 90%を占めていることから、本計画において対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)とします。



出典:温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイト (https://www.jccca.org/)

図 2020年度の日本における温室効果ガス排出量の割合

1.4.3 対象とする範囲

本計画の対象とする部門・分野は、環境省が示す「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(2023(令和 5)年 3 月)に基づき、産業部門(製造業分野、建設業・鉱業分野、農林水産業分野)、業務その他部門、家庭部門、運輸部門(貨物自動車分野、旅客自動車分野、鉄道、船舶)とします。

表 対象とする部門・分野一覧

ガス種	部門·分野		説明
	製造業		製造業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出
	産業部門	建設業·鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	光なっていか明		事業所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門に
エネルギー	業務その他部門		も帰属しないエネルギー消費に伴う排出
起源 CO2	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
		自動車(貨物)	自動車(貨物)におけるエネルギー消費に伴う排出
	\宝‡◆立7.88	自動車(旅客)	自動車(旅客)におけるエネルギー消費に伴う排出
	選輸部門 鉄道 船舶	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
		船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出

出典:「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和 5 年 3 月、環境省)より作成

第2章 基礎調査および現状分析

2.1 地球温暖化をめぐる国内外の動向

2.1.1 地球温暖化および気候変動の影響

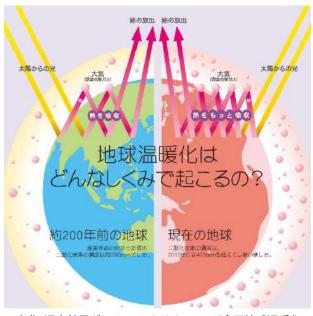
(1) 地球温暖化の仕組み

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を CO_2 (二酸化炭素)、 CH_4 (メタン)、 N_2O (一酸化二窒素)、HFC(ハイドロフルオロカーボン、代替フロン)

などの温室効果ガスが吸収し、大気を暖めています。もし、このような気体がなければ、地球の平均気温は-19℃となり、氷の世界になってしまいますが、その温室効果ガスが大量に排出され大気中の濃度が高まると、熱の吸収が増え気温が上昇します。

18世紀後期に始まった産業革命に伴い、人類は石炭・石油・天然ガスなどを大量に消費するようになり、大気中の CO2 濃度は産業革命以前と比べて約 40%増加しました。また、腐敗したゴミや水田、家畜から排出されるメタンや、スプレー缶や冷蔵庫・エアコンの冷媒としてつくられたフロンガスも強力な温室効果ガスとして問題視されています。

今後人類がこれまでと同じような活動を続ければ、温室効果ガス濃度はさらに上昇し続け、地球の 平均気温は現在よりも上昇すると予測されていま す。



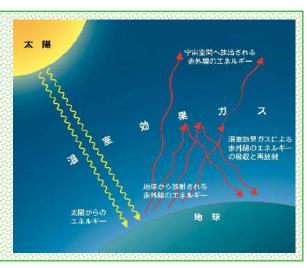
出典:温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターWEBサイト (https://www.jccca.org/)

図 地球温暖化の仕組み

《温室効果のメカニズム》

地球は太陽からのエネルギーにより暖められ、暖められた地表面からは熱エネルギー(赤外線)を宇宙に放射しています。

大気中に含まれる CO₂ などの温室効果ガスが、放射される熱エネルギーの一部を吸収することで大気が暖められ、地球の平均気温を人間や多くの生物が生きるのに適した温度に保っています。

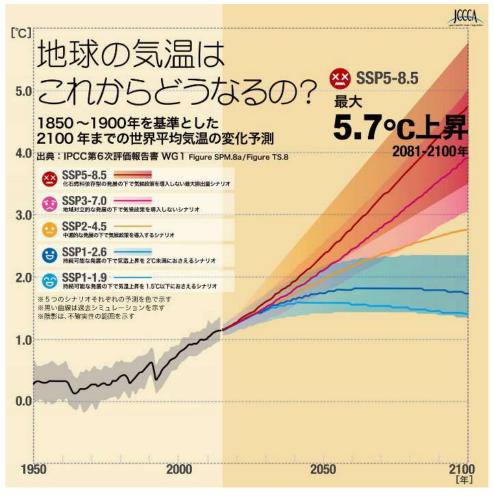


出典:「STOP THE 温暖化 2012」(平成 24 年、環境省)

IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)の第 6 次評価報告書によると、世界の平均気温は工業 化以前の 1850 年から現在にかけて 1.09℃上昇しており、「人間の影響が、大気、海洋および陸域を温 暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べています。また、このままでは 2100 年における平均気 温は、最悪のシナリオの場合、最大 5.7℃上昇すると予測されています。

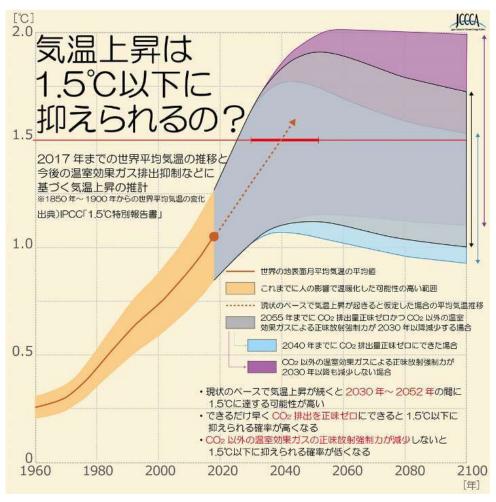
2018 年に公表された IPCC の「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温は産業革命以前より既に 約 1.0℃上昇したと推定されています。このまま温暖化が進めば、早ければ 2030 年に 1.5℃上昇に達する可能性が高いとしています。

また、気温が 2.0℃上昇すると、1.5℃上昇した場合と比べて、洪水や豪雨などのリスクが高まり、気象災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとされています。このため、世界全体の平均気温の上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年までに CO2 排出量を実質ゼロにする必要があると述べられています。



出典:温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイト (https://www.jccca.org/)

図 世界平均気温の変化予測

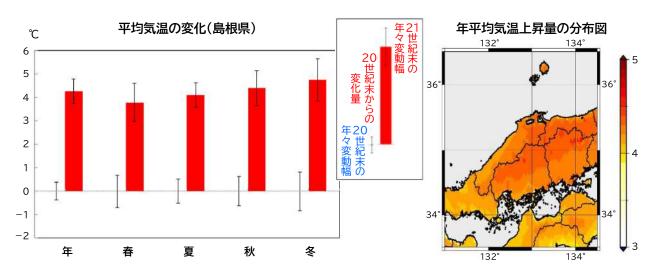


出典:温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイト (https://www.jccca.org/)

図 世界平均気温の推移・気温上昇の推計

島根県においても、最も気候変動が進んだ場合、21 世紀末(2076 年~2095 年)には 20 世紀末 (1980 年~1999 年)と比較して、年平均気温が約 4℃高くなることが予測されています。

また、松江市では、今後 100 年間で猛暑日が年間約 35 日増加、真夏日・夏日・熱帯夜が年間約 50 日増加、冬日が年間約 30 日減少することが予測されており、本市においても同様の影響が予測されます。



出典: 「島根県の 21 世紀末の気候」(松江地方気象台) 図 平均気温の変化(島根県)

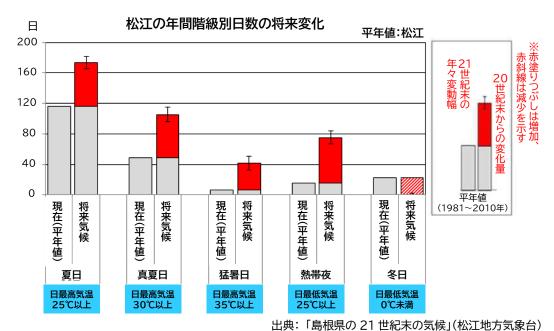
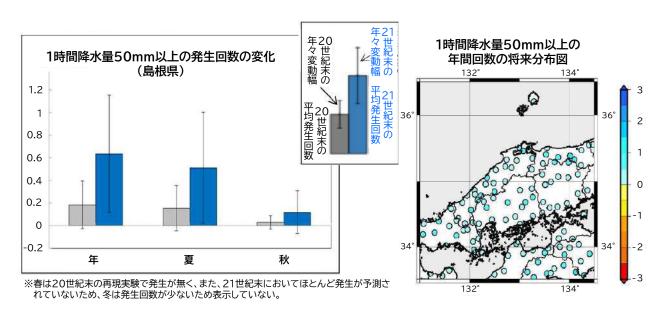
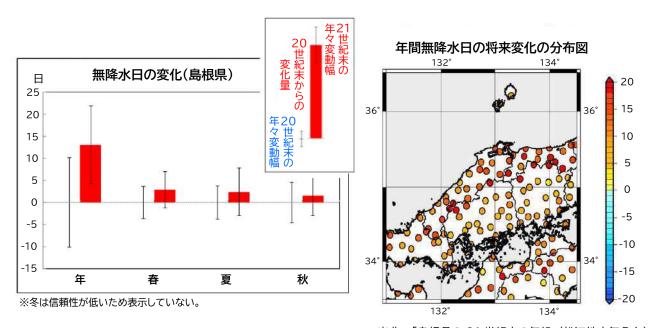


図 松江の年間階級別日数の将来変化

また、島根県において、滝のように降る雨(1 時間降水量 50mm 以上)の発生が、今後 100 年で 3 倍以上に増加することが予測され、降水量のない無降水日(日降水量 1mm 未満)も 10 日程度増加することが予測されています。その結果、大雨による災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されています。



出典:「島根県の 21 世紀末の気候」(松江地方気象台) 図 1時間降水量 50mm 以上の発生回数の変化(島根県)



出典:「島根県の 21 世紀末の気候」(松江地方気象台) 図 無降水日数の変化(島根県)

(3) 地球温暖化および気候変動が及ぼす影響

地球温暖化は、単に気温の上昇をもたらすだけでなく、地球上の気候システムが変化することにより、 水資源、生態系、気象、健康、食糧生産など、様々な分野に影響を及ぼすことから、「気候変動(Climate Change)」の問題として捉えられています。

気候変動の影響は、自然界における影響だけでなく、インフラの維持、食糧や水の確保、エネルギー供給など人間社会に対しても深刻な影響が想定されています。

国内では、大型台風(令和元年東日本台風:台風 19 号、令和元年房総半島台風:台風 15 号)や豪雨 (平成 30 年西日本豪雨、平成 29 年九州北部豪雨)などの災害が発生し、本市においても 2013 (平成 25)年 8 月に記録的豪雨に見舞われ多くの被害を受けました。そのほか、記録的な猛暑や気候変動による農作物への被害なども報告されています。

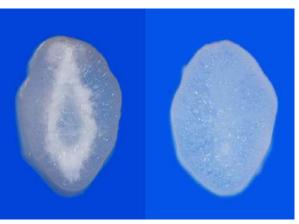
また、海外においても、記録的な熱波、大型ハリケーン、広範囲の森林火災、洪水災害などが発生し、多くの被害が報告されています。



記録的な猛暑



広範囲の森林火災



記録的な豪雨(浜田市)

農作物への被害(白未熟粒〈左〉と正常粒〈右〉)

出典:「現状と将来予測:日本で急速に進む温暖化」(令和4年10月、西日本新聞ホームページ) 「火災、森林、未来:暴走する危機」(令和2年9月、WWFジャパンホームページ) 「広報はまだ(災害臨時号)」(平成25年9月、浜田市) 「令和3年地球温暖化影響調査レポート」(令和4年9月、農林水産省)

図 近年発生した国内外の気象災害

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、2001(平成 13)年に策定された MDGs(Millennium Development Goals:ミレニアム開発目標)の後継として、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。また、17 のゴールは、社会・経済・環境の 3 つの側面から捉えることができ、統合的に解決しながら持続可能なより良い未来を築くことを目標としています。

これらのゴール・ターゲットには、カーボンニュートラルとの関わりが深いものが複数含まれており、「ゴール 7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や「ゴール 13:気候変動に具体的な対策を」などが掲げられています。

また、我が国の現状を踏まえ、政府は、日本における SDGs の実施方針を策定し、2030 アジェンダ に掲げられている 5 つの P(People:人間、Planet:地球、Prosperity:繁栄、Peace:平和、 Partnership:パートナーシップ)に対応する日本の 8 つの優先課題と具体的な施策を掲げており、地方自治体にも各種計画などに SDGs の要素を最大限反映し、取組を推進することが奨励されています。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



出典:「2030 アジェンダ」(国際連合広報センターホームページ)

図 SDGs(持続可能な開発目標)の 17 のゴール

(2) パリ協定(COP21)

国際的な地球温暖化への取組は、1992(平成 4)年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で採択された「気候変動枠組条約」に基づいて実施され、2022(令和 4)年現在、197の国と地域が条約締結国となっています。

同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が毎年開催され、2015(平成 27)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて開催された COP21 では、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」(2016(平成 28)年 11 月発効)が採択されました。

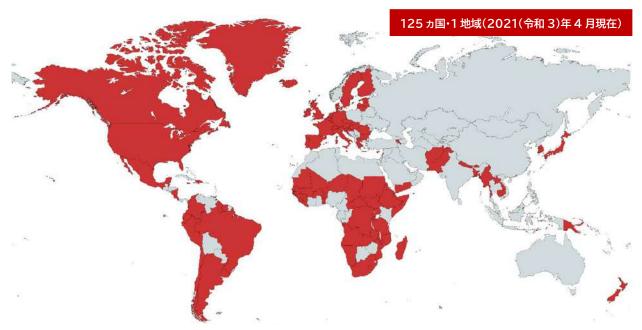
「パリ協定」は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分 低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出 と吸収源による除去を均衡させること」などが掲げられています。

国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目1 キットゼローを目前す年など
★・	GDP当たりのCO2排出を 2030 年までに 60 = 65 % 削減 ※CO2排出量のビークを 2030年より前にすることを目指す	2060 年までに CO2排出を 実質ゼロにする
**** **** EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55 % 以上削減 (1990年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
インド	GDP当たりのCO2排出を 45 % 削減 電力に占める再生可能エネルギーの割合を50%にする 現在から2030年までの同に予想される排出量の増加分を10億トン削減	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
日本	2030 年度 において 46 % 削減 (2013年比) ※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
ロシア	森林などによる吸収量を差し引いた 温室効果ガスの実質排出量を 60%削減(2019年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50 - 52 % 削減 (2005年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

出典:温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイト (https://www.jccca.org/)

図 各国の温室効果ガス削減目標

また、「パリ協定」は、世界全体での「脱炭素社会」の構築に向けた転換点となるものであり、これまでに 125 ヵ国・1 地域(2021(令和 3)年 4 月現在)が、2050 年までにカーボンニュートラルを実現すること を表明し、これらの国・地域における CO_2 排出量は、世界全体の約 37%を占めています。



出典:経済産業省資源エネルギー庁ホームページ図 「2050 年までにカーボンニュートラルを実現」を表明した国・地域

(3) COP28

2023(令和 5)年の 11 月から 12 月にかけて、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP28)が、アラブ首長国連邦のドバイにて開催されました。

COP28 では、パリ協定に基づいて各国が定めた温室効果ガス排出削減目標(NDC)に対する世界全体の進捗状況を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクが初めて行われ、化石燃料の「段階的な廃止」が大きな焦点となりました。最終的には、化石燃料の「段階的な廃止」という文言を成果文書に盛り込むことはできませんでしたが、「化石燃料からの脱却を進め、この重要な 10 年間で行動を加速させる」ことで合意しました。化石燃料全体を減らす合意は初めてで、エネルギーの大きな転換を求める決定だと言えます。

そのほか、成果文書には「2030 年までに世界の自然エネルギー設備容量を 3 倍にし、エネルギー効率の改善率を 2 倍にする」ことや、気候変動に起因する災害によって途上国が被る影響を補償するための「損失と損害」基金の具体的な運用方法についても盛り込まれました。



出典:COP28UAE ホームページ(https://www.cop28.com/en/image-gallery) 図 COP28の様子

2.1.3 国・島根県の動向

(1) 2050 年カーボンニュートラル宣言

2020(令和 2)年 10 月に、菅前内閣総理大臣による所信表明演説において、日本においても 「2050年までにカーボンニュートラルを目指すこと」、すなわち、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言 されました。

さらに、2021(令和3)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2050年目標と整合的且つ 野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目指し、さらに、 50%削減の高みに向けて挑戦を続けていく新たな方針を示しました。

《全国的な動き》

2020(令和 2)年 10 月 2021(令和3)年3月 2021(令和3)年4月

- ■「2050年カーボンニュートラル」を宣言
- ■「地球温暖化対策推進法」の一部改正

■「2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減。さらに 50%削減を 目指して挑戦」を宣言

2021(令和3)年6月

■「地域脱炭素ロードマップ」の策定

■「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定

2021(令和3)年10月

■「第6次エネルギー基本計画」の策定

2022(令和4)年2月

■「地球温暖化対策計画」の改定 ■「脱炭素先行地域」の応募開始

発足

2022(令和4)年7月 2022(令和 4)年 10 月

- ■「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX 推進戦略)」閣議決定
- ■「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」を

2023(令和5)年2月 2023(令和5)年12月

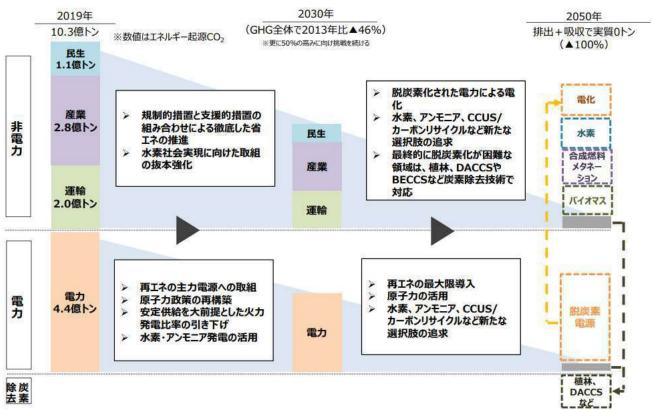
- ■「GX 実現に向けた基本方針」閣議決定
- ■「2050年二酸化炭素排出実施ゼロ表明:1,013 自治体」 (2023(令和5)年12月28日時点)

(2) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

脱炭素社会に必要不可欠な「経済と環境の好循環」の実現に向けて、経済産業省において 2021(令和 3)年 6 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

日本国内の 2019(令和元)年時点におけるエネルギー起源の CO₂ の排出量は 10.3 億トンで、 2030 年度には 2013 年度比で 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることと しています。また、2050(令和 32)年には排出と吸収を合わせて CO₂ 排出量が実質ゼロになるカーボンニュートラルを達成する計画となっています。

具体的には、電力部門は再生可能エネルギーの最大限の導入および原子力の活用、さらには水素・アンモニア、CCUS/カーボンリサイクルなどにより脱炭素化を進め、脱炭素化された電力により電力部門以外の脱炭素化を進めることとしています。また、植林やDACCS(炭素直接空気回収・貯留)によって吸収量を増やす方針となっています。

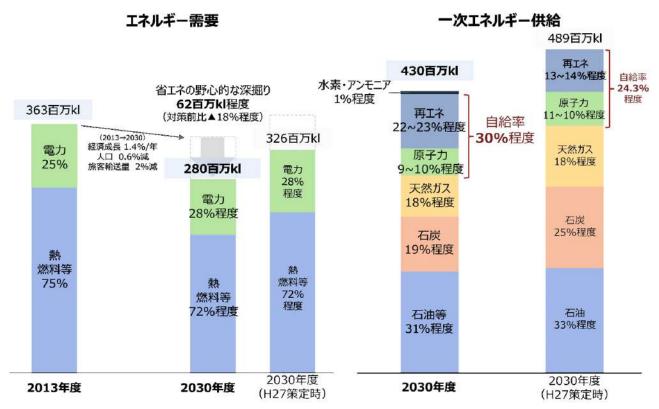


出典:「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(概要資料)」(令和3年6月、経済産業省)
図 日本における 2050 年カーボンニュートラル実現のためのロードマップ

(3) 第6次エネルギー基本計画

経済産業省では、2050年カーボンニュートラル、2030年度の46%削減、さらに50%の高みを目指した新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すため、2021(令和3)年10月に「第6次エネルギー基本計画」を策定しました。

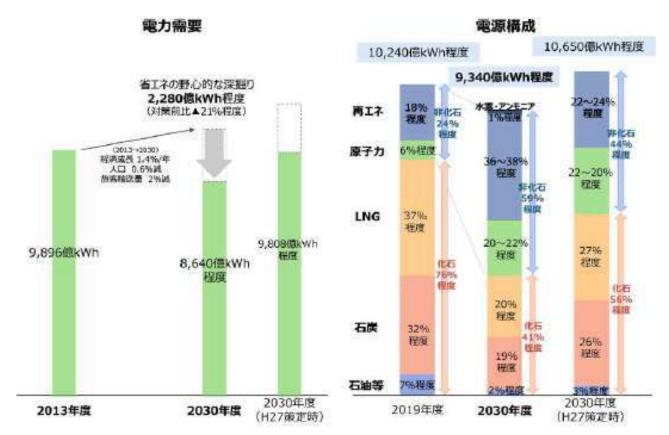
計画では、前回のエネルギー基本計画の見直しに伴い、2030 年度のエネルギーミックスについても見直しが行われ、下図では、2030 年度の新たな削減目標を踏まえ、徹底した省エネや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面におけるさまざまな課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるのかを示しています。



- 注)1.再工ネには、未活用エネルギーが含まれる。
 - 2.自給率は、総合エネルギー統計ベースでは 31%程度、IEA ベースでは 30%程度となる。
 - 3.平成27年以降、総合エネルギー統計は改訂されており、2030年度推計の出発点としての2013年度実績値が異なるため、 単純比較は出来ない点に留意。

出典:「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月、経済産業省資源エネルギー庁)

図 2030 年度のエネルギー需要および一次エネルギー供給構造



出典:「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月、経済産業省資源エネルギー庁)
図 2030年度の電力需要および電源構成

(4) 地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」(平成 10 年、法律第 117 号)に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」(2021(令和 3)年 10 月改訂)では、「2050 年カーボンニュートラル」宣言および 2030 年度 46%削減目標を踏まえて、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスのすべてを網羅し、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策が記載されています。

また、都道府県および市町村が策定・見直しなどを行う地方公共団体実行計画の策定率を、2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

	温		:ガス排出量・吸収量 位:億 t-CO2)	2013 排出実績	2030 排出量	削減率	従来目標
	(14.08	7.60	▲46%	▲ 26%	
	エネ	ルギー	-起源 CO ₂	12.35	6.77	▲ 45%	▲ 25%
			産業	4.63	2.89	▲38%	▲ 7%
		部	業務その他	2.38	1.16	▲ 51%	▲ 40%
		部門別	家庭	2.08	0.70	▲ 66%	▲ 39%
		別	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲ 27%
			エネルギー転換	1.06	0.56	▲ 47%	▲ 27%
	非工	ネルギ・	一起源 CO2、メタン、N2O	1.34	1.15	▲ 14%	▲ 8%
	HFC	こなど~	4 ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲ 44%	▲ 25%
	吸収	临		_	▲0.48	_	(▲0.37 億
	чхчх	、///		_	▲0.46	_	t-CO ₂)
	ニ国間クレジット制度(JCM)		官民連携で 203	0 年度までの累積	で1億t-CO2程		
			度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国とし		指す。我が国とし	_	
	— <u> </u>	 リンレ.	ファー中川文(JCIVI)	て獲得したクレジ	ットを我が国の NI	OC 達成のために	
				適切にカウントす	·る。		

出典:「地球温暖化対策計画(概要)」(令和3年10月、環境省)

図 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

《地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策》

【省エネ・再生可能エネルギー】

- ・改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定
 - → 地域に裨益する再生可能エネルギーの拡大(太陽光など)
- ・住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

【産業・運輸など】

- ・2050年に向けたイノベーション支援
 - → 2 兆円基金により、水素・蓄電池などの重点分野の研究開発および社会実装を支援
- ・データセンターの 30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

【分野横断的取組】

- ・2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出(地域脱炭素ロードマップ)
- ・優れた脱炭素技術などを活用した、途上国などでの排出削減
 - →「二国間クレジット制度:JCM」により地球規模での削減に貢献

出典:「地球温暖化対策計画(概要)」(令和3年10月、環境省)

(5)島根県環境総合計画

島根県では、1997(平成 9)年に「島根県環境基本条例」を制定し、この条例に基づく県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「島根県環境基本計画」を策定し、さらに、「島根県地球温暖化対策実行計画」、「しまね循環型社会推進計画」の策定により、環境保全などの取組を進めてきました。

この間、地球温暖化、海洋プラスチック、食品ロスなど国際的に対応が必要な環境問題が生じており、新たな環境問題を含めた諸課題・諸施策を共有し、効果的・効率的な施策展開を図るため、環境基本計画をベースに諸計画を盛り込んだ「島根県環境総合計画」を新たに策定しました。本計画では、「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」を基本理念に、計画期間は 2021(令和 3)年度から 2030(令和 12)年度までの 10 年間としています。

また、第3章の「地球温暖化対策の推進」では、地球温暖化対策推進法に定める「地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)」として位置づけ、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を長期的な目標に掲げ、今後追加される国の施策を活用しながら取組を進めていくこととしています。

消費量の削減目標	基 準 年 目 標 年 [2013年度] [2030年度]
11.3%以上削減	60,585 53,710 TJ
2030年度の削減見込量	(TJ) (注2) (注3)
産業部門 (工場等)	1,800(▲ 9.6%)
業務部門 (店舗等)	1,400(▲ 9.8%)
家庭部門 (一般家庭)	1,700(▲19.1%)
ושויניאנו ו ניום שויני	1,100(4 6.2%)
運輸部門(自動車等)	1,100(\$\square\$ 0.270)

温室効果ガス				
排出量の削減目標	基 準 年 [2013年度]	目標年 [2030年度]		
21.7 %以上削減 (注1)	7,360 †t-CO ₂	5,759 ∓t-CO₂		
2030年度の削減見込量 (干t-CO ₂) (注2)				
省エネルギーの推進	718(4	• 9.4%)		
再生可能エネルギーの導入促進	441(4	5.8%)		
発電時の排出削減	682(4	9.0%)		
計	1,841(4	▲24.2%)		

- (注1) 排出量から森林による吸収量を差し引いた実質排出量 (試算) で比較すると、27.2%の削減となります。
- (注2) 削減見込量は、現状のまま推移した場合の2030年度時点の推計 (BAU推計) に対する削減量 (削減率) です。
- (注3) TJ (テラジュール) は熱量を表す単位で、1TJで約28万kWh (約63世帯分の年間電力消費量) に相当します。

出典:「島根県環境総合計画(概要版)」(令和3年3月、島根県)

図 島根県のエネルギー消費量および温室効果ガス排出量の削減目標

(6) 島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画

島根県では、再生可能エネルギーの導入および省エネルギーを積極的に推進するため、県の目指すべき姿を示すものとして、2015(平成27)年9月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定しました。

この計画が令和 2 年度に終期を迎えるに伴い、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2021(令和 3)年度から 2025(令和 7)年度の 5 年間を対象に、前計画の一部を改定した「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定しました。

本計画では、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入支援や省エネ行動目標の設定、普及啓発などの取組を進めます。

2.2 本市の地域概況

2.2.1 概況(位置·地勢)

本市は、島根県西部の日本海を望む位置にあり、東は江津市、邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接しています。

総面積は 690.68km²(県域の約 10.3%)で、中国山地から日本海に至る東西約 46.4km、南北約 28.1km を有しています。

市の大部分が、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫り、また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。また、浜田川、下府川、周布川、三隅川などの主要河川が流れ、水資源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開しています。

まとまった平地は少ないですが、豊かな自然を有し多面的機能をもつ中山間地域に恵まれ、国土および 環境の保全や地下水の涵養などに大きな役割を果たしています。

豊かで美しい自然と、日本遺産に認定された外ノ浦の町並み、石見神楽などの伝統文化、しまね海洋館アクアスなどの観光資源を有しており、高速道路や港湾などの産業都市基盤、島根県立大学や浜田医療センター、医療福祉施設などの社会生活基盤が整備されています。



図 本市の位置

2.2.2 主要指標

(1) 気象(気温·降水量)

本市の年平均気温は、平年値(1993年~2022年)で16.3℃となっており、対馬海流の影響で比較的温暖な気候で冬季の積雪も少なく、自然環境や居住環境に恵まれた地域です。

また、過去 100 年の本市の年平均気温の推移を見てみると、変動しながらも年々上昇傾向にあり、 100 年前と比較して 1.2℃上昇しています。

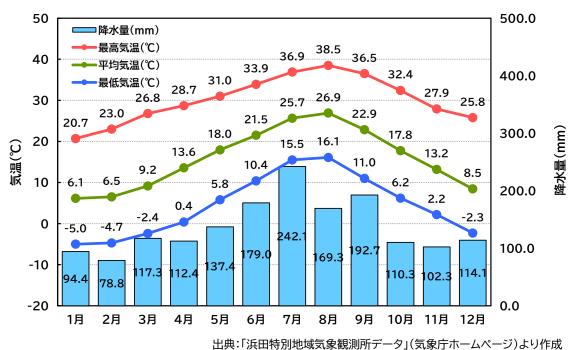


図 本市の気温(最高・平均・最低)および月間降水量の年平均値

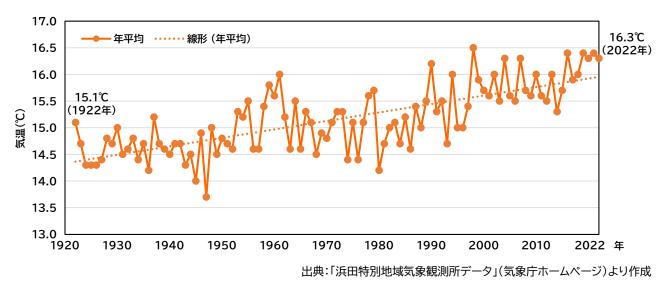


図 本市の1922年~2022年の100年間における年平均気温の推移

(2)人口·世帯数

2023(令和 5)年 10 月時点の本市の人口は 49,907 人、世帯数は 25,408 世帯となっています。 過去 10 年間における人口および世帯数の推移について、2013(平成 25)年からの推移では、人口 および世帯数共に微減傾向が続いており、この 10 年間で人口は 6,977 人、世帯数は 1,023 世帯減少しています。

また、世帯構成人員についても微減傾向が続いており、単身世帯(未婚世帯・高齢者単身世帯)の増加 や核家族化が進行しています。

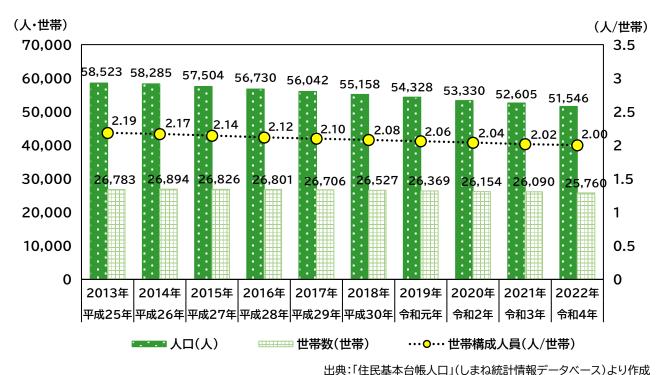
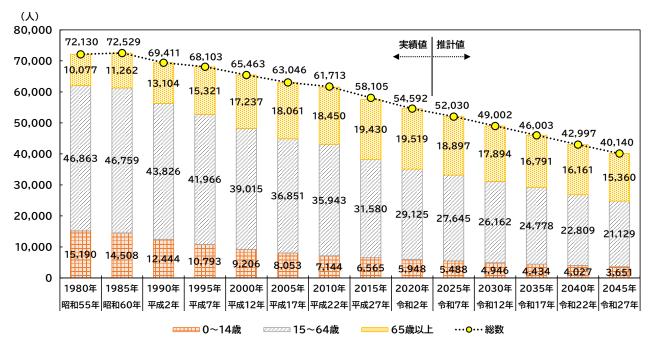


図 過去 10 年間(2013 年~2022 年)における本市の人口および世帯数の推移

国勢調査によると、本市の総人口は高度経済成長期の都市部への流出により、1955(昭和 30)年の 91,495 人をピークに急激な減少を示しています。また、国立社会保障・人口問題研究所による 2018 (平成 30)年の推計では、2045(令和 27)年には約 4 万人まで減少すると見通されています。

年齢 3 区分別の人口では、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少していくことが推計されており、老年人口(65歳以上)は 2020(令和2)年をピークに減少することが推計されていますが、人口全体の減少率の方が高いため、高齢化率は一貫して上昇することが推計されています。



出典:「国勢調査」(総務省統計局)、「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成 図 本市の人口推移

2.3 本市のこれまでの取組

2.3.1 前計画の取組状況

前計画である 2019(令和元)年 3 月に策定した「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の現在までの取組状況について整理し、本計画を策定する際の参考とします。

前計画の目標については、2030 年度に「目指す将来像(2030 ビジョン)」および「目指す具体的な姿」 として下記のとおり設定しています。

<前計画の目標設定>

目指す将来像(2030 ビジョン)

「省エネルギーと創エネルギーの両輪で人と地域の元気を支え続けるまち」

目指す具体的な姿

- ① 省エネ・再生可能エネルギーに配慮した住宅の建築(新築・リフォーム)が進んでいます。
- ② 多くの市民や事業者が省エネを徹底し、環境ビジネスや再生可能エネルギー事業が盛んになっています。
- ③ 低炭素な次世代自動車が普及しています。また、公共交通の利便性が向上し、歩行者や自転車利用者にとって安全・快適なまちになっています。
- ④ 地域住民による発電事業が盛んになり、その収益は地域のまちづくり活動に使われています。
- ⑤ 農林業を元気にする循環型の再生可能エネルギー利用が進んでいます。
- ⑥ エネルギーの自給率が高まり、災害にも強いまちになっています。
- ⑦ 市民一人ひとりのエネルギーに関する理解が深まり、それぞれのエネルギー特性を生かした賢いくらしが実現しています。

前計画で設定した目標を実現するための評価指標(KPI)については、関係機関への電話での聞き取りや事業所のホームページ、市民アンケート、島根県の統計、市で算出している数値をもとに把握してきました。

しかしながら、数値の把握が難しい項目が多々存在し、設定した全部の KPI を毎年把握することができない状態が起こっていたのが現状です。そのような教訓を踏まえ、本計画で設定する KPI については、本市が確実に把握できるものを選定し設定することとします。

また、前計画で把握できる KPI の進捗状況(抜粋)については、次頁に示すとおりですが、着実に進展しているものもあれば、遅々として進まないものもありました。

評価指標(抜粋)

第1節 省エネルギーの推進に関する政策

(1)家庭部門

評価指標	現状値	実績値	目標値
クールシェア・ウォームシェア(しまね	2017 年度	2022 年度	2024 年度
エコスポット)登録事業者数	1件	4 件	10 件

(2)産業部門、業務その他部門

評価指標	現状値	実績値	目標値
しまねストップ温暖化対策防止宣言	2017 年度	2022 年度	2024 年度
賛同事業者数	328件	363件	450件

(3)交通·運輸部門

評価指標	現状値	実績値	目標値
電気自動車急速充電器の設置個所	2017 年度	2022 年度	2024 年度
数	15 か所	5 か所	20 か所

第2節 再生可能エネルギー導入の推進に関する政策

(1)再生可能エネルギーの導入拡大

評価指標	現状値	実績値	目標値
再生可能エネルギー設備導入件数	2016 年度	2022 年度	2024 年度
(太陽光は 50kW 以上のみ対象)	22件	29 件	44 件

(2)エネルギーの地産地消の推進

評価指標	現状値	実績値	目標値
蓄電池設備設置事業補助件数	2016 年度	2022 年度	2024 年度
	0 件	18 件	10 件

第3節 総合的な地球温暖化対策に関する政策

(1)循環型社会の形成

評価指標	現状値	実績値	目標値
市民一人あたりのごみ排出量の減少	2017 年度	2022 年度	2024 年度
	955g	954g	940g

(2)温室効果ガス吸収源活動の推進

評価指標	現状値	実績値	目標値
苗木生産量の増加	2014 年度	2022 年度	2024 年度
	22,550本	29,562本	100,000本

(3)環境保全に取り組む人材育成

評価指標	現状値	実績値	目標値
はまだエコライフ推進隊の会員数	2017 年度	2022 年度	2024 年度
(個人·団体)	140 会員	150 会員	200 会員

重要な点は、個々の KPI そのものより、目標としている姿に近づきつつあるのかということだと考えられます。その点から言えば、徐々にではありますが目標としている姿に近づいていると考えられます。

そして、参考目標数値として 2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を本市全体で 28.4%と設定したことに対して、2020 年度の実績値は 25.4%でしたので、2030 年度の参考目標数値の達成は可能だと推測されます。

参考目標としての CO2削減率

	2013 年度	2020 年度	2030年度
浜田市全体	550千t-CO ₂	419千t-CO ₂	394 ft-CO₂
	基準年	25.4%削減	28.4%削減

(2018 年時点では、国が 2013 年度と比較して 2030 年度の温室効果ガスの削減率を 26%に 設定していたので、本市としては 2030 年度の参考目標として削減率を 28.4%と設定したところです。本市の 2020 年度の温室効果ガスの削減率は、419 千 t-CO $_2$ で 25.4%の削減率となって います。)

しかしながら、前述したとおり、国は 2021(令和 3)年に温室効果ガス排出量の削減目標を 2030 年度 までに 26%から 46%削減に変更しました。そのため、国の動きに本市も追従する必要性が出てきたため、 今回、本市の計画を見直し新たな目標設定をするに至りました。したがって、本計画では、前計画の目標および将来像、評価指標などを新たに設定し直し、2050 年カーボンニュートラルを目指す計画とします。

本市では、カーボンニュートラル準備室を立ち上げ(2021 年 12 月)、カーボンニュートラル推進室へ移行し(2022 年 4 月)、浜田市地球温暖化対策実行計画推進本部(浜田市カーボンニュートラル推進本部)の設置(2022 年 8 月)を経て、「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」を宣言(2022 年 9 月)し、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した取組を進めることとしています。

また、宣言の中で 3 つの事業を掲げ、市民、事業者および行政が連携・協力して取り組むこととしています。

浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明

近年、世界各地で地球温暖化が要因と思われる異常気象が 多発しており、猛暑日や熱中症の増加、線状降水帯の発生や局地 的豪雨の増加、漁場の変化や水産資源の減少、農作物の生育不良 などの影響が出ています。

こうした地球温暖化は、市民生活にも少なからず影響を与えており、その原因となっている温室効果ガスの削減は、喫緊の 課題となっています。

また、政府は 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル宣言を行い、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度と比べ 46%削減することを表明しました。

こうした現状を踏まえ、浜田市も積極的に温室効果ガスの削減に取り組み、少しでも地球温暖化防止に役立ちたいと考えています。

この地球温暖化への対応には、市民、事業者及び行政が連携・協力して取り組むことが不可欠であり、浜田市では、次の三つの事業を柱に取り組むことといたしました。

一つ目は、市民と共に学ぶ環境づくり事業

二つ目は、地域の再生可能エネルギー導入支援事業

三つ目は、公共施設への再生可能エネルギー導入事業

これらの事業や施策を包括的に展開することによりカーボンニュートラルを推進し、「2050 年二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指すことをここに表明いたします。

令和4 (2022) 年9月1日

浜田市長 久保田 章市

図 浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明文



写真 浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明

さらに、「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」を記念すると共に周知を行うため、ロゴマークを市 民や学生から広く募集しました。今後、選定されたロゴマークを広く活用していく予定です。





図と写真「ZERO CARBON CITY HAMADA」ロゴマークと表彰式

(1) 市民と共に学ぶ環境づくり事業

市民、事業者および行政が互いに連携・協力して、脱炭素社会を目指す環境の整備を行っており、地元ケーブルテレビ局と協働して、地球温暖化防止対策や脱炭素化に向けた啓発番組「はまだエコスクール」を制作・放映し、番組を YouTube でも配信しています。

また、本市のごみ分別アプリ(HAMADA ごみ分別アプリ)に、クイズやスタンプラリー機能を追加して、 地域脱炭素に関する情報や知識を学びポイントとして貯めることで、景品を獲得できる仕組みを構築し ています。

啓発番組「はまだエコスクール」と番組キャラクター「笑子(エコ)ちゃん」





本市のごみ分別アプリ(HAMADA ごみ分別アプリ)



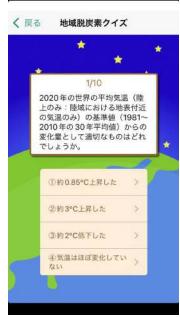




図 地域脱炭素クイズとスタンプラリーの画面

(2) 地域の再生可能エネルギー導入支援事業

市民および事業者が、再生可能エネルギーを導入する場合に、本市が補助金(太陽光、蓄電池、太陽熱、木質バイオ、畜産バイオなど)を交付しています。

(3) 公共施設への再生可能エネルギー導入事業

本市の施設に、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入を進めており、漁港の荷捌所に PPA (電力販売契約)事業で太陽光発電設備(500kW)を導入し、荷捌所、隣接する製氷工場やはまだお魚市場に電力を供給する事業を行っています。





図と写真 浜田漁港高度衛生管理型 7 号荷さばき所太陽光発電所 〈本市初の PPA 事業、事業主体:神楽電力㈱、施設管理:JF しまね〉

2.3.4 これまでの地球温暖化対策・新エネルギーの推進に関する計画・ビジョン

本市における地球温暖化対策に関する取組として、2007(平成 19)年 2 月に「浜田市地域省エネルギービジョン」、2008(平成 20)年 3 月に「浜田市地域新エネルギービジョン」を策定し、同年 12 月に策定した「浜田市地球温暖化対策推進計画」では、市民・事業者・行政が互いに協働し、地域の状況に応じた温室効果ガス排出抑制の取組を総合的且つ計画的に推進することにより、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的に、前述の地域省エネルギービジョンとの一体的な取組を進めてきました。

そして、2019(令和元)年 3 月には、省エネルギービジョン、新エネルギービジョンおよび地球温暖化対策推進計画を統合・継承した「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」および「浜田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

さらに、2021(令和 3)年 12 月に策定した「第 2 次浜田市総合振興計画(後期基本計画)」の中で、まちづくり大綱の 1 つである環境部門「自然環境を守り活かすまち」を実現するため、再生可能エネルギーの導入および省エネルギーの推進に関する各種事業や取組を展開してきました。

2.4 本市の温室効果ガス排出量

2.4.1 温室効果ガス排出量の現況と推移

2020 年度における本市全体の温室効果ガス排出量は、419 千 t- CO_2 で、全体の約 99%をエネルギー起源 CO_2 が占めています。

部門・分野別では、産業部門が 110.0 千 t-CO₂(26.3%)で最も多く、次いで業務その他部門 103.1 千 t-CO₂(24.6%)、運輸部門 101.9 千 t-CO₂(24.3%)、家庭部門 100.2 千 t-CO₂(23.9%)の順になっています。

表 2020年度における本市の温室効果ガス排出量

	項目	温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)			
起源		部門·分野	F	2020年度	構成比
	産業部門			110.0	26.3%
		製造業		73.2	17.5%
		建設業・釛	黨	6.0	1.4%
		農林水産	業	30.9	7.4%
	業務その他	也部門		103.1	24.6%
エネルギー起源	家庭部門			100.2	23.9%
CO ₂	運輸部門			101.9	24.3%
		自動車		94.4	22.5%
			旅客	44.4	10.6%
			貨物	50.0	11.9%
		鉄道		3.3	0.8%
		船舶		4.2	1.0%
エネルギー起源 CO_2 以外のガス	廃棄物分野(一般廃棄物)			3.4	0.8%
合計				419	100%

出典:「自治体排出量カルテ」(環境省)

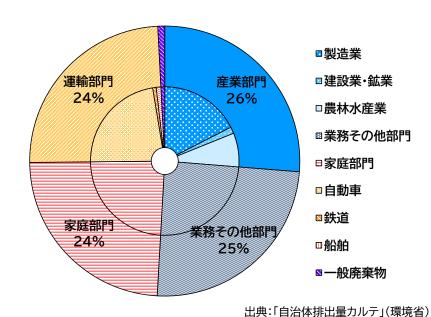
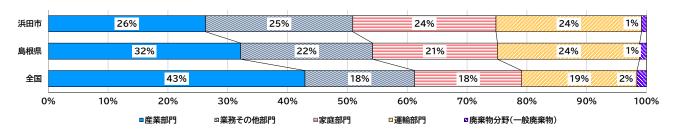


図 2020 年度における部門・分野別温室効果ガス排出量の構成比

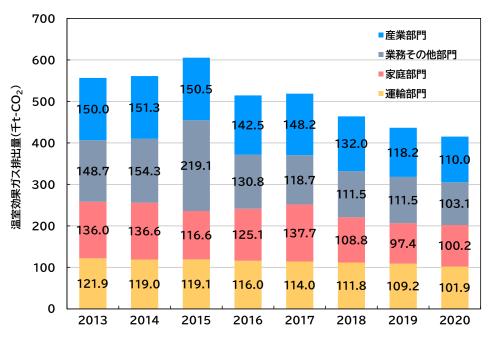
国および県の平均と比較して、業務その他部門・家庭部門・運輸部門が大きく、産業部門が小さい傾向にありますが、各部門の温室効果ガスの排出割合が同程度のため、各部門における排出削減に向けた取組が必要です。



出典:「自治体排出量カルテ」(環境省)

図 2020 年度における部門・分野別構成比の比較(全国平均・島根県平均)

本市における温室効果ガス排出量の推移では、2013 年から 2020 年にかけて温室効果ガス排出量が 約 26%減少しています。部門別では、産業部門で約 27%、業務その他部門で約 31%、家庭部門で約 26%、運輸部門で約 16%減少しています。



出典:「自治体排出量カルテ」(環境省)

図 本市における温室効果ガス排出量の推移(2013年度~2020年度)

2.5 森林による CO2 吸収量

樹木は、成長する過程で光合成により大気中の CO₂ を吸収していることから、森林の保全は地球温暖化対策に貢献する手法の 1 つとして注目されています。そのため、本計画の策定において本市の森林による CO₂ 吸収量の現状を、各種統計資料を用いて推計しました。

その結果、森林の CO_2 吸収量(2020 年度)は約 19 万 t- CO_2 /年と推計されました。これは、2020 年度の CO_2 排出量の約 47%に相当します。

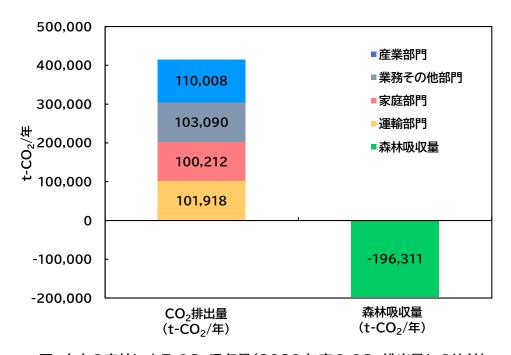


図 本市の森林による CO2 吸収量(2020 年度の CO2 排出量との比較)

2.6 本市の再生可能エネルギーなどの導入ポテンシャル

2.6.1 再生可能エネルギーの導入状況

本市における 2021(令和 3)年度までの再生可能エネルギーの導入状況を下表に示しています。 市内で導入されている再生可能エネルギーは、約 106MW(約 19 万 MWh/年)で、その多くが太陽光 発電および風力発電によるものです。また一部、水力発電も導入されています。

表 既存の再生可能エネルギー導入状況

大区分	中区分	導入実績量	単位
	10kW 未満	5.5	MW
	TUKW 木凋	6,604.3	MWh/年
太陽光	10kW 以上	47.8	MW
人 伤 儿	TORW以以上	63,219.2	MWh/年
	合計	53.3	MW
	ㅁ莭	69,823.5	MWh/年
風力		51.9	MW
)9		112,708.3	MWh/年
7	k力	0.9	MW
7.1	K/J	4,509.6	MWh/年
バイ	オマス	0.0	MW
7.1	7 4 7	0.0	MWh/年
+1	 h	0.0	MW
地熱		0.0	MWh/年
		106.0	MW
	701	187,041.4	MWh/年

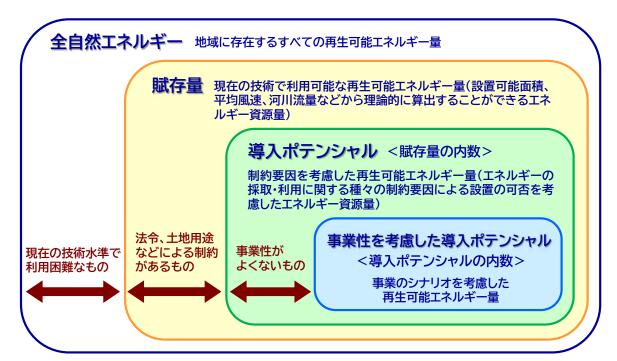
備考)ポテンシャル:上段は設備容量(MW)、下段は年間発電電力量(MWh/年)

出典:「自治体再エネ情報カルテ」(環境省) 「自治体排出量カルテ」(環境省)

(1) 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの定義

再生可能エネルギーのポテンシャルは、3 つのポテンシャル種(賦存量・導入ポテンシャル・事業性を考慮した導入ポテンシャル)から構成され、再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、全体の自然エネルギー資源量から現在の技術水準で利用困難なエリアや、土地利用の法的規制や制限エリアを除外したものです。

本計画では、本市の再生可能エネルギーについて、既存の資料・文献などに基づき、種別の利用可能量(ポテンシャル)について推計し、本市の中にどの程度再生可能エネルギー導入ポテンシャルがあるかを整理します。



- <考慮されていない要素(例)>
- ・系統の空き容量、賦課金による国民負担
- ・将来見通し(再エネコスト、技術革新)
- ・個別の地域事情(地権者意思、公表不可な希少種生息エリア情報)など

出典:「我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル」(令和4年4月、環境省地球温暖化対策課)より作成

図 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの概念図

市内の再生可能エネルギーのポテンシャルを「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)](環境省)」による推計結果を基に整理しました。

市内の再生可能エネルギーのポテンシャルは、太陽光(建物系・土地系)のほか、陸上風力、中小水力、 太陽熱、地中熱のポテンシャルがありますが、太陽熱、地中熱については技術が実用化の段階に達してい ないことから、本計画では、太陽光(建物系・土地系)、陸上風力、中小水力のポテンシャルを最大限活用 するものとします。

表 再生可能エネルギーポテンシャルの推計結果

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
	建物系	349.5	MW
	建彻 术	428,765.8	MWh/年
太陽光	土地系	700.7	MW
人	工地术	861,137.5	MWh/年
	小計	1,050.2	MW
	기계	1,289,903.3	MWh/年
風力	陸上風力	451.8	MW
風り		1,192,428.0	MWh/年
	河川部	4.4	MW
	沙川市	25,612.4	MWh/年
中小水力	農業用水路	0.0	MW
中小水刀		0.0	MWh/年
		4.4	MW
		25,612.4	MWh/年
バイオマス	木質バイオマス	_	MW
ハイカマス	(熱利用)	_	MWh/年
	地熱	0.0	MW
	地热	0.0	MWh/年
エルコがてう		1,506.4	MW
再生可能エネルギー(電気)合計		2,507,943.7	MWh/年
太陽熱		670,716.4	GJ/年
	也中熱	3,473,757.9	GJ/年
再生可能工	ネルギー(熱)合計	4,144,474.2	GJ/年

備考)ポテンシャル:上段は設備容量(MW)、下段は年間発電電力量(MWh/年)

出典:再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)](環境省)

2.6.3 太陽光発電のポテンシャル

市内の太陽光発電のポテンシャルを「再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)](環境省)」による推計結果を基に整理しました。

表 太陽光発電のポテンシャル

中区分	小区分 1 小区分 2		導入ポテンシャル	単位
	与八片		6.0	MW
	官公庁		7,433.8	MWh/年
	一		1.7	MW
	病院		2,092.8	MWh/年
	学校		9.0	MW
	子似		11,033.2	MWh/年
	 戸建住宅など		110.9	MW
	ア建任七分と		135,560.3	MWh/年
74457	集合住宅		2.4	MW
建物系	未口江七		2,946.0	MWh/年
	 工場·倉庫		8.2	MW
	上物 后座		10,072.9	MWh/年
	その他建物		210.9	MW
	C 07 旧建1勿		259,150.6	MWh/年
	 鉄道駅		0.4	MW
	亚大) 旦河(476.2	MWh/年
		Λ=1	349.5	MW
		合計	428,765.8	MWh/年
	三级加入 担	 	2.4	MW
	最終処分場	一般廃棄物	2,941.2	MWh/年
		田田	226.2	MW
	耕地	Ш	278,012.2	MWh/年
	林地	畑	62.1	MW
		ALL ALL	76,262.5	MWh/年
1 116 77		 再生利用可能(営農型)	16.8	MW
土地系	荒廃農地	丹土利用可能(各层空)	20,588.9	MWh/年
	元 氏辰 地	 再生利用困難	393.3	MW
		竹土州州凶郑	483,332.8	MWh/年
	+ * * *		0.0	MW
	ため池		0.0	MWh/年
		Λ=1	700.7	MW
		合計	861,137.5	MWh/年

備考)ポテンシャル:上段は設備容量(MW)、下段は年間発電電力量(MWh/年)

出典:再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リーポス)](環境省)

2.7 市民・事業者へのアンケート調査

____ 2.7.1 アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、市民および事業者の地球温暖化や気候変動、エネルギー問題への関心、脱炭素の取組の必要性、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入意向などを把握するために、アンケート調査を実施しました。

市民および事業者へのアンケート調査の概要は、以下に示すとおりです。

表 市民向けアンケート調査の概要

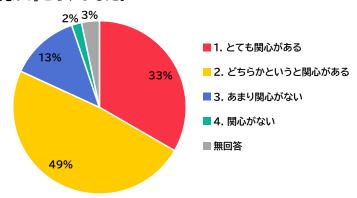
調査対象者	本市に在住する 18 歳以上の市民 → 無作為に抽出 → 1,000 人を対象に調査票を送付
調査期間	2023(令和 5)年 7 月 21 日~8 月 4 日
調査方法	調査票は郵送配布し、回答は以下のいずれかの方法を選択 ①調査票に記入して郵送 ②パソコンやスマートフォンなどで WEB サイトにアクセスし回答
回答件数	270件(回収率:約27%)

表 事業者向けアンケート調査の概要

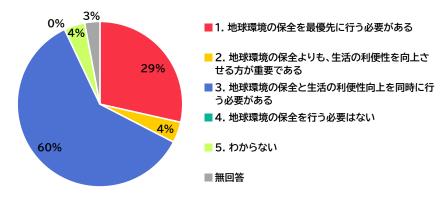
調査対象者	市内の事業所 → 市内の事業所の中から 200 事業所を対象に調査票を送付
調査期間	2023(令和 5)年 7 月 21 日~8 月 4 日
調査方法	調査票は郵送配布し、回答は以下のいずれかの方法を選択 ①調査票に記入して郵送 ②パソコンやスマートフォンなどで WEB サイトにアクセスし回答
回答件数	97件(回収率:約49%)

(1) 市民向けアンケート

- 1) 地球温暖化や地球環境の保全について
- ・地球温暖化や気候変動、エネルギー問題について、回答者の約82%が関心を持っており、その対策についても多くの意見が寄せられました。

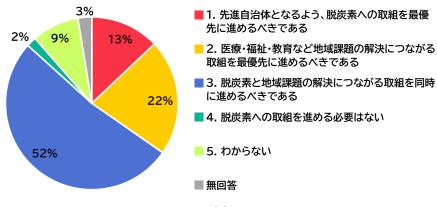


- ・「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」について、回答者の半数以上(約71%)が宣言について把握していないと回答がありました。一方、「SDGs」については、回答者の約87%が聞いたことがあり、その中でも約51%の回答者がSDGsの内容を知っていると回答がありました。
- ・日常生活の利便性と地球環境の保全との関係については、回答者の大多数が地球環境の保全を行う 必要があると感じており、また、地球環境の保全と生活の利便性向上を同時に行う必要があると回答 がありました。



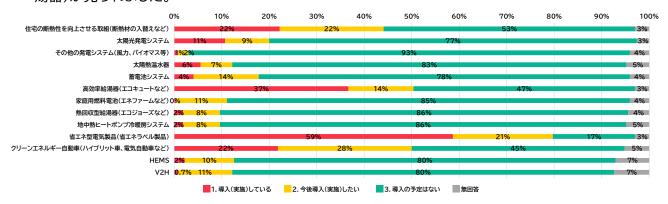
2) 脱炭素(ゼロカーボン)の取組の必要性について

・脱炭素(ゼロカーボン)に関する取組については、回答者の約 65%が脱炭素への取組の必要性を感じており、また、脱炭素と地域課題につながる取組を同時に進めるべきであると回答がありました。



3) 省エネ・再エネ設備などの導入状況について

・市内の省工ネ・再工ネ設備の導入(実施)状況は低い水準に留まっていますが、「今後導入(実施)したい」 を含めると、全体の半数以上を占めるもの(省工ネ型電気製品、クリーンエネルギー自動車、高効率給 湯器)が見られました。



・省エネ・再エネ設備導入の課題として、回答者の約 36%が「設備の導入・維持費用が高い」を挙げ、ほかにも様々な意見が寄せられました。

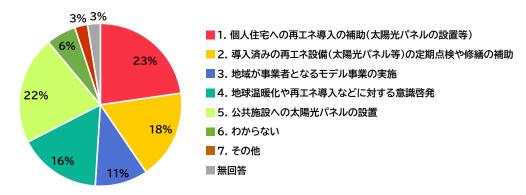
4) 日常に関する行動(省エネ行動など)について

・回答者の多くが日常生活の中で省工ネ行動などに取り組んでいる一方、移動(公共交通機関、自転車の積極的利用)については、他の項目と比較して低い割合(約13%)を示していました。



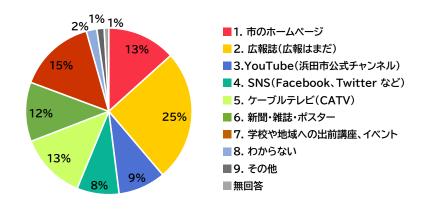
5) 再生可能エネルギーの導入について

・再エネの導入推進にあたって市が取り組むべきものとして、「個人住宅への再エネ導入の補助(約23%)」、「公共施設への太陽光パネルの設置(約22%)」が多く挙げられ、その他の取組についても多くの回答がありました。



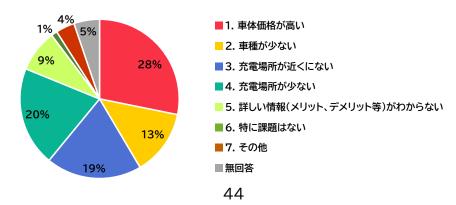
6) 市からの情報提供のあり方について

・脱炭素や再生可能エネルギーの導入に関する情報提供については、広報誌(広報はまだ)が回答者の約 25%を占めていましたが、その他の情報提供手段についても多くの回答がありました。



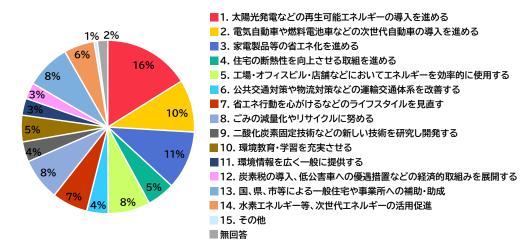
7) 各家庭で所有している自動車について

- ・回答者の大多数が自動車を所有しており、そのうち、ガソリン車・ディーゼル車が約 66%、次いでハイブリッド自動車が約 21%となっており、電気自動車・燃料電池車は約 3%に留まっています。
- ・今後、買い替えを希望する自動車については、ハイブリッド自動車(約39%)、電気自動車(約14%)、 燃料電池車(約1%)、合計で約54%となっており、電気自動車導入の際の課題として、「車体価格が高い」、「充電場所が少ない」が多く挙げられ、その他の項目についても多くの回答がありました。



8) 地球温暖化防止対策について

・地球温暖化防止対策の取組については、「太陽光などの再生可能エネルギーの導入(約16%)」、「家電製品などの省エネ化(約11%)」、「電気自動車などの次世代自動車の導入(約10%)」など多くの意見が挙げられました。

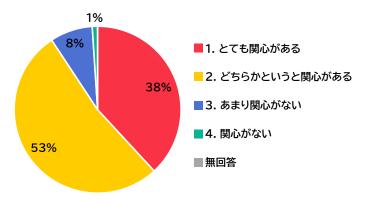


・また、本市の環境・エネルギー政策への意見として、交通(公共交通・公用車・自動車)の脱炭素化に関する意見、学校・地区単位での脱炭素に係る環境教育や周知啓発を要望する意見、脱炭素と並行してまちづくりや自然環境の保全に関する取組を要望する意見が多く寄せられました。

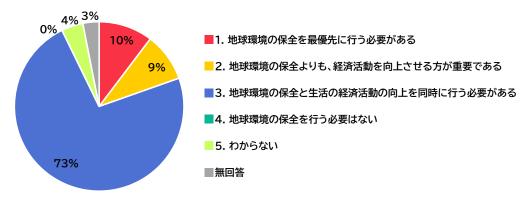
(2) 事業者向けアンケート

1) 地球温暖化や地球環境の保全について

・地球温暖化や気候変動、エネルギー問題について、事業者の約 91%が関心を持っていると回答がありました。



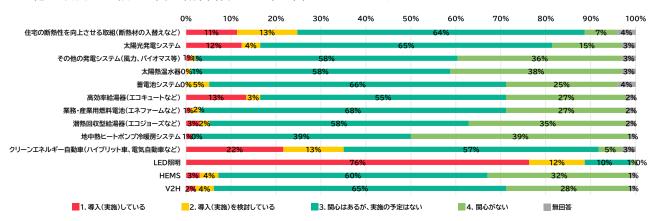
- ・地球温暖化や気候変動による災害リスクの対策として、「集中豪雨・洪水などに伴う土砂災害・インフラ整備(約 26%)」、「二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制(約 25%)」が必要と回答がありました。
- ・「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」について、事業者の半数以上(約 55%)が宣言について 把握していないと回答がありました。また、事業者の約 87%が「SDGs」の内容を把握している一方、 事業者の約 60%が SDGs に関する具体的な取組を行っていないと回答がありました。
- ・地域経済の発展と地球環境の保全との関係については、事業者の約 83%が地球環境の保全を行う 必要があると感じており、また、事業者の約 73%が地球環境の保全と経済活動の向上を同時に行う 必要があると回答がありました。



・浜田市地域において脱炭素に向けた動きがあった場合、事業者の約 64%が積極的に関与したいと考えており、事業者向けの講習会や説明会については、事業者の約 55%が参加の意向を示しています。

2) 省エネ・再エネ設備などの導入状況について

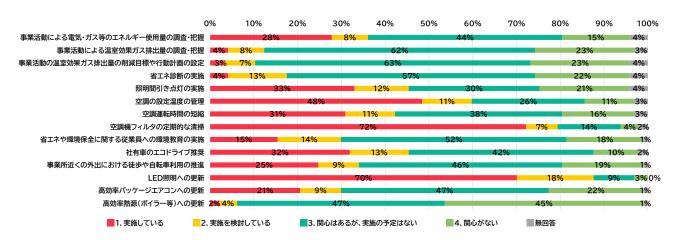
・事業所の省エネ・再エネ設備の導入(実施)状況は低い水準に留まっていますが、LED 照明の導入率は他の項目と比較して高い割合(約 76%)を占めていました。



・省エネ・再エネ設備導入の課題として、事業者の約 39%が「設備の導入・維持費用が高い」と回答しており、他にも「設置が難しい」「詳しい内容がよく分からない」「通常業務が忙しい」などさまざまな課題が挙げられました。

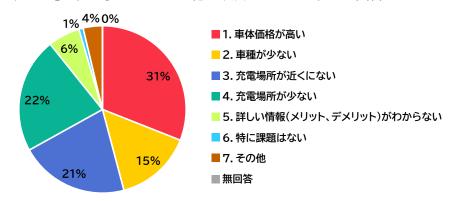
3) 地球温暖化対策への取組状況について

・多くの事業所で地球温暖化対策への取組を行っており、特に空調機フィルタの定期的な清掃、LED 照明への更新は、全体の約70%以上を占めています。



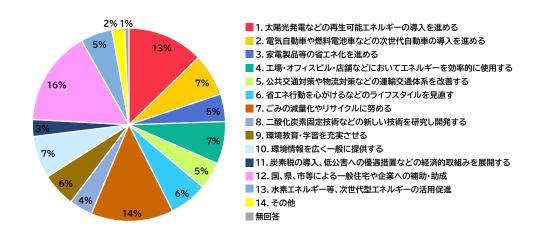
4) 事業所で所有している自動車について

- ・事業者の大多数が自動車を所有しており、そのうち、ガソリン車・ディーゼル車が約 70%、次いでハイブリッド自動車が約 22%となっており、電気自動車・燃料電池車は約 6%に留まっています。
- ・今後、買い替えを希望する自動車については、ガソリン車・ディーゼル車(約50%)が一番多く、次いでハイブリッド自動車(約37%)となっており、電気自動車導入の際の課題として、「車体価格が高い」、「充電場所が少ない」が多く挙げられ、その他の項目についても多くの回答がありました。



5) 地球温暖化防止対策について

・地球温暖化防止対策の取組については、「国、県、市などによる一般住宅や企業への補助・助成(約 16%)」、「ごみの減量化やリサイクル(約 14%)」、「太陽光などの再生可能エネルギーの導入(約 13%)」など多くの意見が挙げられました。



3.1 計画策定における課題

3.1.1 全般的な課題

○本市における課題を、環境・社会・経済の観点から整理しました。本市の地域特性(資源・魅力・観光資源など)を活かし、地域課題の解決を目指した地域脱炭素計画の策定が必要です。







経済

社会





- ①<u>人口減少</u>(少子高齢化・若年 世代の転出)の克服
- ②<u>耕作放棄地</u>の再生·有効活用
- ③計画的な<u>森林整備と放置林の管理</u> ④公共交通機関の<u>利用促進</u>
- ⑤汚水処理施設整備の推進
- ⑥市営住宅の<u>改修・修繕</u> など









- ①農林水産業における担い手確保と 生産性の向上
- ②
水産業の振興
(漁船の存続対策・漁業従事
希望者の就業支援策など)
- 3農産物の価格安定
- ④木材価格の安定
- ⑤<u>公的マネーに依</u>存しない産業構造の構築
- ⑥中心市街地の空き店舗解消 など

- ①交通の脱炭素化
- ②省エネの推進
- ③エネルギーの自立・分散化
- ④環境価値の地域への還元
- ⑤台風、集中豪雨による浸水被害の軽減

環境

- ⑥里山、森林、農地の整備·保全
- ⑦市内の省エネ・再エネ設備の導入向上 など

地域脱炭素を通じた地域課題の解決を目指す

図 本市における主な地域課題

- ○本市では、これまで日常生活や事業活動において、省エネルギー対策や再生可能エネルギー活用など さまざまな取組を推進してきましたが、国の温室効果ガス削減目標が明確に示されたことを踏まえ、 今後さらなるエネルギー使用の効率化や低炭素なライフスタイルに向けた取組が必要です。
- ○本市では、省エネルギー技術の導入に併せて、公共施設への太陽光発電システム導入や住宅用太陽光システム設置補助事業をはじめとした再生可能エネルギーの導入に努めてきました。今後も省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギーの活用を積極的に進めていく必要があります。
- ○化石燃料によるエネルギー資源は、外国からの輸入に頼るところが多く、世界情勢や価格高騰などにより地域産業に多大な影響を及ぼしています。また、その多くは地域外にお金を流出させることになっています。今後は、再生可能エネルギーを活用して地域自らエネルギーを賄うなど、エネルギーの地産地消による地域産業の活性化を進めていく必要があります。

3.1.2 部門・分野別の課題

(1) 産業部門

主要 4 部門のうち、本市では排出量が一番多い部門となっていますが、2013 年から 2020 年にかけて CO₂排出量は約 27%減少しています。

これは、事業活動における省エネルギー対策や施設・工場などへの再生可能エネルギーの導入が一定程度進んでいるものと考えられます。今後は、製造業や農林水産業を中心とした基幹産業の振興と温室効果ガス排出量削減に向けた取組の両立をさらに図っていく必要があります。

また、事業者アンケートの結果より、施設・工場などの省エネ・再エネ設備の導入状況は低い水準に留まっています。省エネ・再エネ設備の導入の課題として、事業者の多くが設備の導入・維持コストの高さを挙げていることから、事業者が設備を導入・維持管理しやすい支援制度などを取り入れることで、省エネ・再エネ設備の導入促進を図っていく必要があります。

(2)業務その他部門

主要 4 部門のうち、産業部門に次いで排出量が多い部門となっていますが、2013 年から 2020 年にかけて CO2 排出量は約 31%減少しています。

これは、多くの事業所で地球温暖化対策への取組(省エネ行動、LED 照明、エネファームやエコキュートなどの高効率機器の導入)が一定程度進んでいるものと考えられます。

また、市民のライフスタイルの多様化に応じて、小売業・サービス業における営業時間の長時間化や働き方改革などによる勤務形態の多様化が進んでいます。そのため、従業員の省エネ行動の促進を図るとともに、機器の高効率化や建物自体の省エネ化・再エネ化を通じて、エネルギーマネジメントを強化していく必要があります。

(3) 家庭部門

家庭部門では、2013 年から 2020 年にかけて CO2 排出量は約 26%減少しています。

これは、市民の多くが脱炭素に関する取組の必要性を感じ、日常生活の中で省エネ行動などに取り組んでいるものと考えられます。今後は、人口減少の克服に向けた取組(雇用創出や U・I ターンによる若者世代の転出抑制など)と温室効果ガス排出量削減に向けた取組の両立をさらに図っていく必要があります。

また、地球温暖化や脱炭素に向けた取組が市民の生活の利便性向上につながるという認識を広げ、省エネなどの行動の実践につなげるため、脱炭素に関するさらなる啓発や情報発信が必要です。

(4)運輸部門

運輸部門の排出の多くは、自動車の走行に起因するものです。本市における自動車の保有台数は、2013 年から 2020 年にかけてほとんど変わらないものの、CO2 排出量は約 16%減少しています。これは、自動車の低燃費化や次世代自動車(ハイブリッド自動車・電気自動車など)の導入、また、エコドライブの実践が浸透しているものと考えられます。

引き続き、次世代自動車の普及やエコドライブの啓発により、自動車の低燃費化を促進していく必要がありますが、市民・事業者アンケートの結果より、次世代自動車導入の課題として、車体価格の高さや不十分なインフラ(充電場所が少ない)などを挙げていることから、そのような課題に対する具体的な支援が必要です。

さらに、地域の特性上、移動手段が自動車に依存せざるを得ないこと、また、今後の高齢化社会に対応して、公共交通サービスの利便性のさらなる向上など、まちづくりの視点から対策を講じる必要があります。

第4章 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

温室効果ガス排出量の削減に向けた対策や施策を実施しなかった場合と実施した場合における温室効果ガス排出量を推計しました。なお、将来の温室効果ガス排出量の推計は、排出される温室効果ガスの約99%を占める CO2の推計を実施しました。

4.1 BAU ケース

BAU(Business as Usual:現状 趨勢 ケース)とは、「将来の活動量(人口減少など)」の変化は想定するものの、温室効果ガスの排出量削減に向けた対策(省エネなど)や施策(再エネ導入など)を実施しなかった場合です。「将来の活動量」は、部門ごとに本市の統計値(人口・世帯数・従業者数・製造品出荷額・自動車保有台数・入港船舶総トン数など)を用いて設定し、温室効果ガス排出量の推計結果を下図および下表に示しました。

BAU ケースでは、2050 年時点でも温室効果ガス排出量の削減は 2013 年度比で約 34%となっており、追加的な対策を行わなければカーボンニュートラルは達成できない状況です。そのため、2050 年カーボンニュートラル達成を目指すためには、省エネルギーや再生可能エネルギーに関する取組をさらに推進していく必要があります。

本計画では、その取組の結果としての温室効果ガス排出量削減目標を設定します。

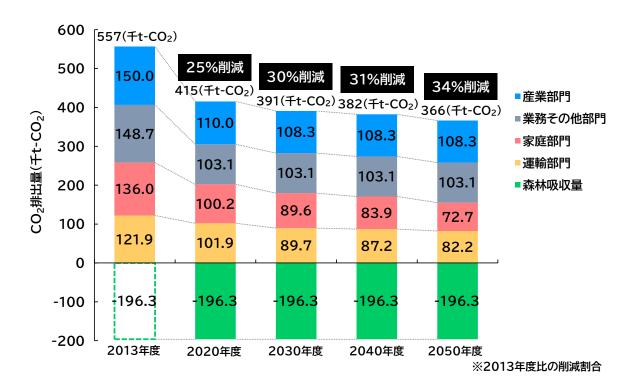


図 BAU ケースの推計結果

表 将来の温室効果ガス排出量(BAU ケース)

単位:千t-CO2

部門	2013 年度	2020年度	2030年度	2040年度	2050年度
温室効果ガス排出量	557	415	391	382	366

4.2 脱炭素ケース

脱炭素ケースは、BAU ケースに対して省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などの施策を 実施し、国が目指す 2030 年に 46%減(2013 年度比)および 2050 年カーボンニュートラルを目標と した場合で、温室効果ガス排出量の推計結果を下図および下表に示しました。

脱炭素ケースでは、次頁に示す省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などの施策を実施することで、2030 年度には 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 52%削減することが可能です。

また、2040・2050 年度においては、残留排出分を森林吸収量と相殺することで、カーボンニュートラルの達成が可能です。

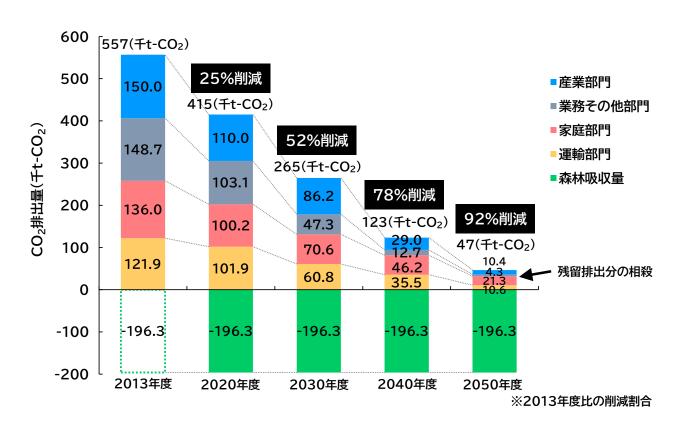


図 脱炭素ケースの推計結果

表 将来の温室効果ガス排出量(脱炭素ケース)

单位:千t-CO2

部門	2013 年度	2020年度	2030年度	2040 年度	2050年度
温室効果ガス排出量	557	415	265	123	47 カーボンゼロ達成
2013 年度比	_	-25%	-52%	-78%	-92%

(備考)政府目標: 2030 年 46%減(2013 年度比)、2050 年カーボンニュートラル達成

表 脱炭素ケース推計の根拠となる主な施策

年度	主な施策
. 100	<省エネの推進> ・産業部門:省エネ法に基づく省エネに関する取組実施 年 1% ・業務その他部門:市内事業所の ZEB 化 20% ・家庭部門:新築/既築住宅の ZEH 化 20% ・運輸部門:電気自動車のシェア率 5%
2030 年度	< 再エネの導入> ・新築、既築住宅への太陽光発電の導入(全世帯の <u>20%</u>) ・事業所への太陽光発電の導入(全事業所の <u>30%</u>) ・営農型太陽光発電(耕作地の <u>5%</u> :57ha、耕作放棄地の <u>10%</u> :65ha)の導入 ・未利用材(<u>3,178m³/年</u>)を活用した木質バイオマスの導入
	※非電力部門の削減は見込みません。
2040 年度	 <省エネの推進> ・産業部門:省エネ法に基づく省エネに関する取組実施 年 1%継続 ・業務その他部門:市内事業所の ZEB 化 40% ・家庭部門:新築/既築住宅の ZEH 化 40% ・運輸部門:電気自動車のシェア率 30% <再エネの導入> ・新築、既築住宅への太陽光発電の導入(全世帯の 40%) ・事業所への太陽光発電の導入(全事業所の 50%) ・営農型太陽光発電(耕作地の 10%:114ha、耕作放棄地の 15%:98ha)の導入 ・未利用材(3,796m³/年)を活用した木質バイオマスの導入 ※非電力部門の削減に向けた取組(次世代エネルギーの利活用・技術革新など)
2050 年度	<省エネの推進 > ・産業部門:省エネ法に基づく省エネに関する取組実施 年 1%継続
	・未利用材(4,418m³/年)を活用した木質バイオマスの導入 ※非電力部門の削減に向けた取組(次世代エネルギーの利活用・技術革新など)

注)陸上風力発電(既存の FIT 認定分を含む)および洋上風力発電については、今後の事業展開の見通しなどを踏まえ、脱炭素ケースの推計には見込んでいません。

第5章 温室効果ガス排出量削減目標および再生可能エネルギー導入目標

5.1 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

本市では、省エネルギーの推進および再生可能エネルギーの導入により、2013 年度と比較して 2030 年度(短期)までに温室効果ガス排出量を約 292 千 t-CO₂ 削減します。

なお、2040 年度(中期)にはカーボンニュートラルに向けた削減率 78%を目指し、2050 年度(長期) にはカーボンニュートラルの達成(削減率 100%以上)を目指します。

2030 年度目標 (短期) 温室効果ガスを**約 292 千 t-CO₂**削減 カーボンニュートラルに向けた削減率 **52%**

2040 年度目標 (中期)

温室効果ガスを**約 434 千 t-CO**2削減 カーボンニュートラルに向けた削減率 **78%**

2050 年度目標 (長期) 温室効果ガスを**約 510 千 t-CO**₂削減 カーボンニュートラルに向けた削減率 **100**%

5.2 再生可能エネルギーの導入方針

本市の再生可能エネルギーの導入状況および導入ポテンシャル量を踏まえて、2030 年度、2040 年度、2050 年度における再生可能エネルギー導入方針を設定します。

2030 年度に向けては、現状、既に技術開発が進んでおり、他の再生可能エネルギーと比較して導入が比較的簡単な太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入を図ります。

2040 年度、2050 年度に向けては、将来的な技術開発(次世代エネルギーの活用など)を想定し、太陽光発電のさらなる導入に加え、それ以外の再生可能エネルギー(陸上風力発電、洋上風力発電、木質バイオマス発電など)の積極的な導入を推進します。さらに、現状の非電力需要の電化を推進し、それらを導入した再生可能エネルギーにて賄うことで、カーボンニュートラルの達成を目指します。

表	再生可能エネル	/ギーの導入	、方針
1X	サエリ肥エかル	イー・リタテク	、ノノ巫!

	2030年度				
₽	再生可能エネルギー	導入率	導入目標量		導入率の設定根拠(施策など)
		等八 平	MWh/年	TJ/年	
	太陽光(建物系)	47%	202,003	727	・新築、既築住宅への太陽光発電の導入(全世帯の20%) ・事業所への太陽光発電の導入(全事業所の30%)
電気	太陽光(土地系)	7%	57,730	208	・営農型太陽光発電(耕作地の5%:57ha、耕作放棄地の10%:65ha)の導入
电风	陸上風力	23%	271,075	976	·陸上風力発電の導入(既存のFIT認定分)
	洋上風力	0%	0	0	-
	木質バイオマス	0.00002%	32.49	0.12	・未利用材(3,178m³/年)を活用した木質バイオマスの導入
	小計	-	530,841	1,911	-
	産業系	-	_	(1,913)	・次世代エネルギー(水素・アンモニア・合成燃料など)の使用によりゼロになる
熱	家庭系(民生)	-	_	(311)	・次世代エネルギー(水素・アンモニア・合成燃料など)の使用によりゼロになる
	運輸系(自動車)	_	_	(382)	・自動車(公用車を含む)のEV化
	小計	_	_	(2,606)	-
	合計	-	530,841	1,911	-

		2040年度				
再生可能エネルギー		導入率	導入目標量		導入率の設定根拠(施策など)	
		ラハギ	MWh/年	TJ/年		
	太陽光(建物系)	69%	294,148	1,059	・新築、既築住宅への太陽光発電の導入(全世帯の40%) ・事業所への太陽光発電の導入(全事業所の50%)	
電気	太陽光(土地系)	12%	100,318	361	・営農型太陽光発電(耕作地の10%:114ha、耕作放棄地の15%:98ha)の導入	
电风	陸上風力	23%	271,075	976	·陸上風力発電の導入(既存のFIT認定分)	
	洋上風力	0.002%	104,332	376	・洋上風力発電の導入(新規の風車5基分)	
	木質バイオマス	0.00003%	38.81	0.14	・未利用材(3,796m³/年)を活用した木質バイオマスの導入	
	小計	-	769,912	2,772	-	
	産業系	_	_	(1,493)	・次世代エネルギー(水素・アンモニア・合成燃料など)の使用によりゼロになる	
熱	家庭系(民生)	_	_	(243)	・次世代エネルギー(水素・アンモニア・合成燃料など)の使用によりゼロになる	
	運輸系(自動車)	_	_	(298)	・自動車(公用車を含む)のEV化	
	小計	_	_	(2,034)	=	
合計		-	769,912	2,772	-	

再生可能エネルギー		2050年度			導入率の設定根拠(施策など)	
		導入率	導入目標量			
		等八 华	MWh/年	TJ/年		
	太陽光(建物系)	81%	345,281	1,243	・新築、既築住宅への太陽光発電の導入(全世帯の60%) ・事業所への太陽光発電の導入(全事業所の70%)	
電気	太陽光(土地系)	17%	142,433	513	・営農型太陽光発電(耕作地の15%:170ha、耕作放棄地の20%:131ha)の導入	
电风	陸上風力	25%	300,385	1,081	·陸上風力発電の導入(既存のFIT認定分+新規の風車10基分)	
	洋上風力	0.004%	208,664	751	・洋上風力発電の導入(新規の風車10基分)	
	木質バイオマス	0.00003%	45.16	0.16	·未利用材(4,418m³/年)を活用した木質バイオマスの導入	
	小計	_	996,809	3,589	=	
	産業系	_	1	(1,301)	・次世代エネルギー(水素・アンモニア・合成燃料など)の使用によりゼロになる	
熱	家庭系(民生)	_	1	(212)	・次世代エネルギー(水素・アンモニア・合成燃料など)の使用によりゼロになる	
	運輸系(自動車)	_	_	(260)	・自動車(公用車を含む)のEV化	
	小計	_	_	(1,772)	-	
合計		_	996,809	3,589	-	

注) 導入率は、再エネ導入ポテンシャルの総量に占める再エネ導入目標量の割合を示しています。

5.3 再生可能エネルギーの導入目標の設定

本市の再生可能エネルギーの導入状況および導入ポテンシャル量を踏まえて、具体的な施策を行うことにより、2021年度比で、2030年度は2.8倍程度、2040年度は4.1倍程度、2050年度は5.3倍程度の再生可能エネルギーの導入を目標とします。

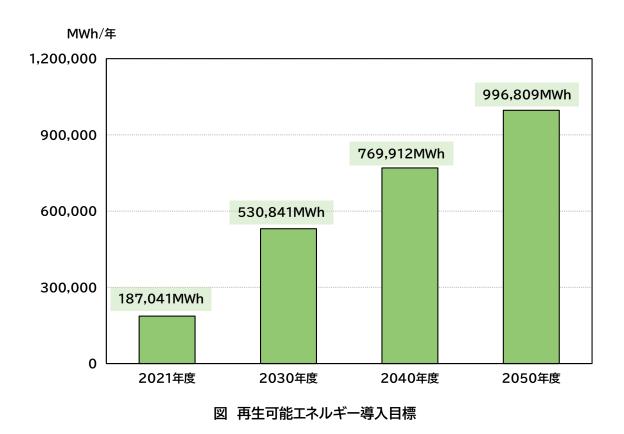


表 再生可能エネルギー導入目標

	実績値	目標値		
	2021年度	2030年度	2040 年度	2050年度
再生可能エネルギー導入量 (MWh/年)	187,041	530,841	769,912	996,809

5.4 森林吸収量に関する目標の設定

6.1 基本方針

全般的な地域課題に加え、運輸、家庭、業務その他、産業部門の各課題も踏まえ、地域の再生可能エネルギー導入でエネルギーの地産地消を推進しつつ、温室効果ガスの削減目標を達成するための基本方針と具体的施策を下表のとおり整理しました。

表 基本方針と具体的施策

2 1 1 22 1 2 2 1 TE 2 1					
	基本方針	具体的施策	2030 年度	2040 年度	2050 年度
	行政、市民、事業 者の協働による 脱炭素施策推進	S-①市民と共に学ぶ環境づくり事業			
S.総合		S-②地域の再生可能エネルギー導入支援事業			
		S-③公共施設への再生可能エネルギー導入事業			
		A-①営農型太陽光発電の活用・オーガニック農業の 推進			
		A-②火力発電所の灰を活用した循環型脱炭素事業			
A.産業	事業活動の省エネ	A-③地域連携によるバイオマスの活用と木材利用拡大			
A.性未	推進と再工ネ導入	A -④火力発電所の CO_2 を活用した水素製造・メタネーション(CCS 施設誘致)			
		A-⑤洋上風力発電およびその設備による漁礁効果			
		A-⑥スマート漁業推進による効率化・燃料削減			
	公共施設の再工ネ 導入と ZEB 化に よる事業者への 波及	B-①公共施設の省エネ・断熱改修および ZEB 化			
B.業務		B-②事業所の省エネ・断熱改修および ZEB 化			
その他		B-③地域の電力事業者育成、再エネ電力・ガスの契約推進			
		B-④卒 FIT 電源やコジェネレーションシステムの活 用			
	生活での省エネ推進と再エネ導入	C-①家庭における省エネ推進と再エネ導入および断熱住宅の推奨			
C.家庭		C-②省エネ・断熱改修および ZEH 化の導入支援			
		C-③再エネ電力・ガス、および地域の電力事業者との契約推進			
D \\=+^	公用車 EV 化、公 共交通への誘導	D-①公用車の EV 化および EV インフラなどの整備			
D.運輸		D-②公共交通体系の見直しと利用促進(エコカーによるカーシェアリング、健康増進施策との連携など)			
E.吸収	適正な森林管理 とブルーカーボン への取組	E-①適切な森林管理を通じた J クレジットの創出と活用			
源		E-②藻場の育成を通じたブルーカーボンクレジット の創出			

第7章 ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップの検討

7.1 ロードマップ

ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップおよび目標達成に向けた評価指標(KPI)を下図および下表に示しました。前計画での教訓を踏まえ、本計画で設定する KPI については、本市が確実に把握できるものを選定し設定することとしています。

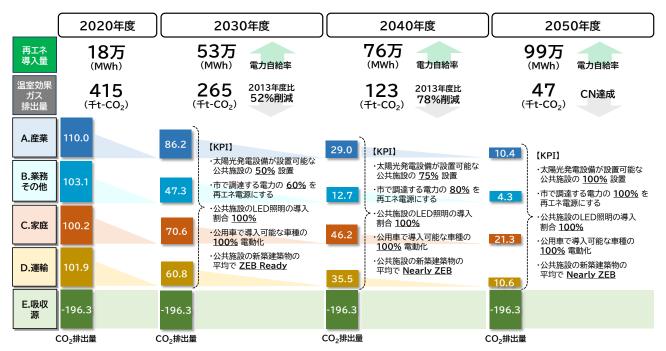


図 ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ

表 目標達成に向けた評価指標(KPI)

評価指標(KPI)	2030年度	2040 年度	2050 年度
太陽光発電設備が設置可能な市の公共施設へ の設置割合	50%	75%	100%
市が調達する電力の再エネ由来電源の割合	60%	80%	100%
市の公共施設の LED 照明の導入割合	100%	100%	100%
市の公用車で導入可能な車種の電動化(EV) 割合	100%	100%	100%
市の公共施設の新築建築物の平均で外部エネルギーに頼る割合	ZEB Ready (50%)	Nearly ZEB (25%)	ZEB 達成 (0%)

第8章 再生可能エネルギーの拡充などに向けた取組の検討

8.1 総合的な取組

総合的な取組における基本方針「行政、市民、事業者の協働による脱炭素施策推進」に基づき、以下3つの重点施策として整理しました。

また、次頁に示す $S-①\sim S-③$ の取組により、市民、事業者の認知度向上や、各部門の具体的施策への発展が期待されます。



図 総合的な取組によるゼロカーボンシティ宣言の推進(イメージ)

【総合】行政、市民、事業者の協働による脱炭素施策推進

S-① 市民と共に学ぶ環境づくり事業

ゼロカーボンシティ宣言に対する市民の理解は 3 割程度(アンケート調査結果より)と高くない状況であり、認知度の拡大に向けた取組を積極的に行っていく必要があります。

具体的な取組の検討	概要		
カーボンニュートラル出前講座	自治会や地域、各種団体、小中学校に出かけて講座を開催し、 地球温暖化対策の理解と認識を深めてもらう。		
各種媒体を通じての広報	講演会、広報紙、マスコミ、ケーブルテレビ、スマホアプリを通じて地球温暖化対策の理解と認識を深めてもらう。		

S-② 地域の再生可能エネルギー導入支援事業

補助金の交付により、一般家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入を支援し、エネルギーの地産地消や地域経済循環の拡大を推進します。

具体的な取組の検討	概要		
一般家庭向け補助金交付	一般家庭における太陽光発電や太陽熱利用、蓄電池、木質ストーブなど、設備導入に対する補助金交付を継続する。また、施工などは地元事業者と連携する。		
事業者向け支援	省エネ推進や再エネ導入に資する情報の提供や、国・県と連携した支援策を実施する。		

S-③ 公共施設への再生可能エネルギー導入事業

公共施設における太陽光発電設備の導入や、市内で生産した再生可能エネルギーを扱う小売事業者との電力契約により、行政が率先してエネルギーの地産地消を進めます。

具体的な取組の検討	概要
市の公共施設における太陽光発 電設備導入	太陽光発電の導入ポテンシャルがある公共施設および市有地について、その 50%以上に太陽光発電設備を設置する。
市の公共施設における再生可能 エネルギー由来の電力活用	2030 年度までに市が調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー由来にする。

8.2 各部門の具体的施策

8.1 の総合的な取組を継続・発展させることで、他の部門における具体的施策の展開を推進します。

【産業部門】事業活動の省エネ推進と再エネ導入

A-① 営農型太陽光発電の活用・オーガニック農業の推進

・営農型太陽光発電について

営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)とは、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。取組の促進について、2020(令和 2)年 3 月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画にも位置づけられています。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる耕運作業の様子 出典:「営農型太陽光発電について」(令和5年10月、農林水産省)

・営農型太陽光発電の取組事例

地域の荒廃農地、耕作放棄地などの活用、若者などの新規就農者に対する安定収入、新しい農業スタイ ルに着目した営農型太陽光発電の取組が進んでいます。

若者へ向けた新たな農業スタイルの提案



観光客が来訪している様子





発電施設の外観

- 事業実施主体: 五平山農園 藤江 信一郎 (千葉県いすみ市)
 - 発 電 設 備:営農型太陽光発電
 - 発電出力 49.5kW、発電電力量 5万3千kWh/年
- 発電設備下部の農地: 10a (ブルーベリーを栽培)
- 費:約1,500万円 (パネル代795万円、架台工事費 設 300万円、架台代240万円、その他165万円)
- 運転開始時期:平成27年3月

〈特徴〉

- 移住者からの「地域資源を活かした太陽光発電に取り組まないのはもったい ない」との助言がきっかけ。営農型太陽光発電により収入が安定、安心して農 業を継続できると考えて取組を開始。
- 5種類のブルーベリーやイチジクを栽培。発電設備の下部 (10a) のブルー ベリーは、平均糖度15度以上(通常、12~13度で良品)、直径平均 18mmの粒を揃え、色目もよく高評価。
- 発電設備の設置、運営は同氏が代表を務める(株)いすみ自然エネルギ ーが実施し、地元金融機関からの融資で資金調達。
- 日陰が生じることで真夏の収穫作業が楽になったほか、乾燥が防げたことによ って散水作業が楽になった。ただし、発電設備の支柱によって除草時の作業が 煩雑になった面もあった。
- (株)いすみ自然エネルギーが得る年間の売電収入は200万円。近所の 農家からは一緒に取り組みたいとの声もある。
- 「若者が安定した収入を得ながら農業で食べていける姿を作りたい」との考え を持っている。農家民宿や観光農園も経営。

地域の荒廃農地の解消と地域農業の継続を目指す!



- 事業実施主体: 千葉エコ・エネルギー(株) (千葉県匝瑳市)
- 発 電 設 備: 営農型太陽光発電

発電出力 49.5kW、発電電力量 6万6千kWh/年(平成29年)

- 発電設備下部の農地: 13a (大豆を栽培)
- 設 費:約1,600万円 (パネル550万円、パワーコンディショナー
 - 160万円、架台370万円 等)
- 連転開始時期:平成28年4月



Three little birdsに参画する農家

<特徴>

- 発電事業は、干葉エコ・エネルギー(株)が実施。設備下での営農は農地 所有適格法人Three little birds (スリーリトルバーズ) 合同会社が実 施。
- 約13aの農地で大豆を有機栽培。収量については地域の反収と同等を 確保する。今後は麦の栽培も予定。
- 同法人には代表の地元若手農家(2名)と、ベテラン農家(2名)、 新規就農者(1名)が参画し、発電事業期間となる20年の継続的な 農業経営を確保。
- 千葉エコ・エネルギー(株)は政策金融公庫による融資で資金調達。売電 収入約200万円のうち、8万円を地域への還元としてThree little birds に支払う。
- 今後は栽培した大豆や麦を活用して味噌やクラフトビールなどの加工品づ くりにも取り組む考え。

出典:「営農型太陽光発電について」(令和5年10月、農林水産省)

・地域課題の解決への活用可能性

営農型太陽光発電は、売電収入を農家に還元することで、農家収入を向上させることができ、新規就農 者、離農者対策、継続的な農業経営に貢献します。収益安定、人的資源の確保により、農家の有機栽培へ の挑戦にも繋がるなど、地域の農業課題の解決に寄与します。

A-② 火力発電所の灰を活用した循環型脱炭素事業

・火力発電所の灰利用について

火力発電所から排出される灰(フライアッシュなど)を水質改良剤、地盤改良材、セメント代替製品などに再生利用することにより、原料代替による CO₂排出削減効果が期待されます。

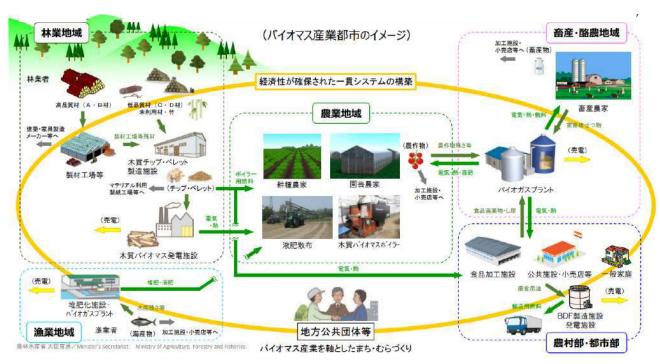
・地域課題の解決への活用可能性

水質改良材として活用することで、藻場の形成、漁場の回復などに寄与するため、地域の漁業課題の解決に繋がります。(詳細は 9.2④火力発電エリアでの事業構想に記載)

A-③ 地域連携によるバイオマスの活用と木材利用拡大

・バイオマス利用について

バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源 (化石資源を除く。)」として、大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特徴を有しています。バイオマスを製品やエネルギーとして活用することは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に寄与します。



出典:「バイオマスの活用をめぐる状況」(令和5年10月、農林水産省)

・バイオマス発電の取組事例

地域で発生する未利用木材から製造された木質ペレットを燃料としたバイオマス発電などの取組が進んでいます。近年では、比較的小規模でも実施可能なガス化技術を用いた発電システムの事例も増えてきています。



出典:「バイオマスの活用をめぐる状況」(令和5年10月、農林水産省)

・地域課題の解決への活用可能性

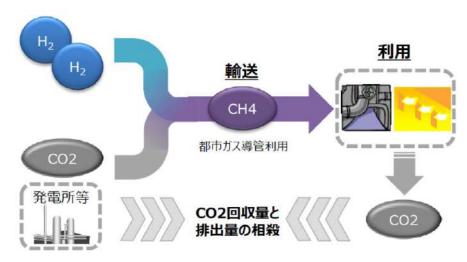
バイオマス発電は原料の安定調達が必須であり、バイオマス発電導入による、木質バイオマスの需要先の 確保、流通量の増加などを通じて、地域内での安定供給可能な市場形成を促し、林業の活性化に寄与す ると考えられます。

A-④ 火力発電所の CO₂を活用した水素製造・メタネーション(CCS 施設誘致)

・メタネーションの活用

メタネーションは、水素と CO₂ からメタンを合成する技術です。再エネの余剰電力などを活用した CO₂ フリー水素と発電所などから排出される CO₂ を原料として合成されたメタンでは、利用時の CO₂ 排出量が合成時の CO₂ 回収量と相殺され、脱炭素化に向けて技術革新が期待されている領域です。本市の地域に賦存する発電所などにおける先導的な実証事業の検討などを関係事業者と検討します。

メタン利用イメージ



出典:「脱炭素化に向けた次世代技術・イノベーションについて」 (平成 30 年 2 月、経済産業省資源エネルギー庁)

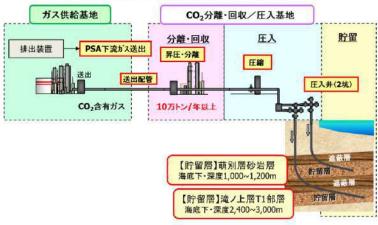
·CCS(二酸化炭素回収·貯留技術)の活用

CCS(Carbon dioxide Capture and Storage)についても同様であり、技術的確立・コスト低減、の状況を鑑みつつ、先導的な実証事業などの可能性を関係者と検討します。

北海道苫小牧市におけるCCS大規模実証試験事業

- 実用規模での実証を目的とした**日本初の大規模CCS実証試験**。2012年度から 2015年度に実証設備を建設し、**2016年度からCO2の圧入を開始**。地域社会と緊 密に連携を取りつつ、**2019年11月に累計圧入量30万トンを達成**。
- 現在は、貯留の安全性を担保するため、様々な手法(弾性波探査、微小振動観測 など)を組み合わせてモニタリングを実施。

苫小牧CCS実証試験の全体像



PSA(Pressure Swing Adsorption、圧力スイング吸着): 水素製造装置の生成ガスから高純度水素ガスを得る装置。PSA装置からの下流ガスには高濃度CO。が含まれる。

出典:「CCS 長期ロードマップ検討会最終とりまとめ説明資料」(令和5年3月、経済産業省)

図 先導的な CCS 実証試験(北海道苫小牧市)

A-⑤ 洋上風力発電およびその設備による漁礁効果

・洋上風力発電の活用

洋上風力発電は経済産業省、国土交通省などにより、事業実施に向けた準備状況に応じて「促進区域」、「有望な区域」、「準備段階」などの促進区域が指定され、大規模投資を行う事業者が決まっていき、事業 実施につながります。県、地域の企業、投資家、漁業関係者など地域一体となった取組が必要であり、洋 上風力発電事業の活用、事業誘致に向けた地域一体となった協議を進めます。

・地域課題の解決への活用可能性

洋上風力発電は再工ネ電力に加え、その設備自体の漁礁効果、設備を活かしたCO₂を吸収する藻場の造成など、副次的な効果があるといわれています。経済効果や新たな雇用の創出、漁業振興といった地域課題の解決にも活用できます。

A-⑥ スマート漁業推進による効率化・燃料削減

・スマート漁業の推進による燃料削減

衛星データや AI 技術を活用して、効率的な漁場選択や省エネ航路の選択により、漁船の燃料消費量の削減につながります。水産庁などのスマート水産業の取組、支援策などの活用を検討します。

・地域課題の解決への活用可能性

漁船の燃料消費削減への貢献だけでなく、新しい漁業による効率的な操業による生産性・所得の向上、 担い手の維持などにもつながると考えられます。また、荷捌所、陸上養殖などの脱炭素化の取組とも連 携し、漁港一体となった脱炭素化の取組と PR により高付加価値化も期待できます。



出典:「スマート水産業が目指す 2027 年の将来」(水産庁)

【業務その他部門】公共施設の再工ネ導入と ZEB 化による事業者への波及

B-① 公共施設の省エネ・断熱改修および ZEB 化

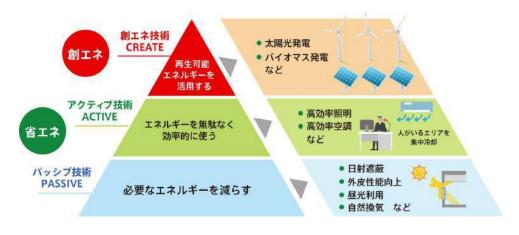
・省エネ・断熱改修について

用途によって異なるものの建物のエネルギー消費の割合は、一般的に熱源(空調のための温熱・冷熱をつくる機器)や照明器具の割合が高いです。したがって、エネルギー消費量を削減するためには、高効率な空調や照明機器への更新や、断熱材の活用による熱効率の改善に優先的に取り組むことが効果的です。本市では、2030年度までに公共施設における LED 照明 100%化を目指します。

・ZEB 化の推進

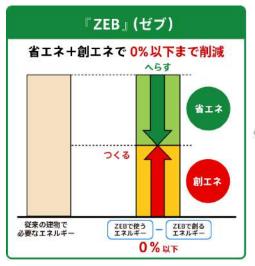
ZEB(Net Zero Energy Building)や ZEH(Net Zero Energy House)は、省エネに加え、太陽 光発電設備の設置などの「創エネ」により、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスとなる建築物です。本市では、省エネ・断熱改修に加えて公共施設への太陽光発電設備設置を推進することにより、新設する公共施設は原則として ZEB Oriented 相当以上、2030 年度までに新築の公共施設の平均で ZEB Ready 相当を目指します。

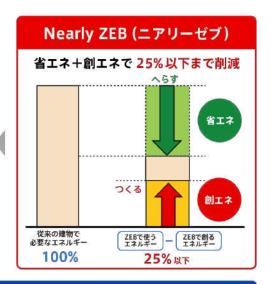
ただし、掛かるイニシャルコストと削減されるランニングコストの比較、補助金等の財源措置などを検討しながらZEB化の推進を図るものとします。

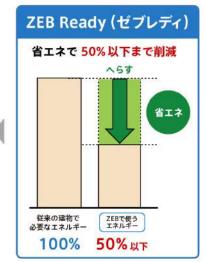


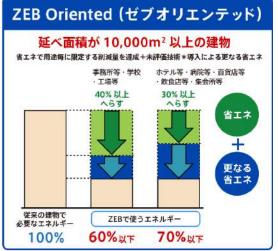


出典:「ZEB PORTAL」(環境省)









"WEBPRO において現時点で評価されていない技術

出典:「ZEB PORTAL」(環境省)

B-② 事業所の省エネ・断熱改修および ZEB 化

- ・省エネ・断熱改修・ZEB 化の推進
 - B-①と同様、公共施設の率先した取組を踏まえ、事業者向けの導入支援策を検討します。

B-③ 地域の電力事業者育成、再エネ電力・ガスの契約推進

- ・再エネ電力・ガスの契約推進
 - 再エネ電力・ガスへの切り替えを後押しするため、再エネ電力・ガスの契約推進を検討します。
- ・地域の電力事業者との契約推進

地域経済への波及効果を鑑みて、地域の電力事業者を通じての電力確保を図ると共に、再工ネの地産地消を推進します。

B-④ 卒 FIT 電源やコジェネレーションシステムの活用

·卒 FIT 電源の活用

2009 年から住宅用太陽光の余剰電力買取制度が適用され、2019 年以降毎年、卒 FIT 電源は増加しています。産業用のメガソーラーなどの固定価格買取制度は 2012 年から始まり、2032 年以降順次、卒 FIT 化していく予定であり、その活用にあたっては、地域の電力事業者を通じた地産地消が望ましく、地域の電力事業者との連携などを積極的に図っていく必要があります。

・コジェネレーションシステムの活用

コジェネレーションシステムは 2 つのエネルギーを同時に生産・供給するシステムです。現在の主流は「熱電併給システム」と呼ばれるもので、発電装置により電気をつくり、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用するものがあります。産業用に活用することで、BCP 対策としてエネルギー自給率の向上、電力調達費・燃料費の削減、省エネの推進などが期待されます。

今後、電力・熱を融通可能な面的なエリアで変動電源である再生可能エネルギーと組み合わせた導入活用や、カーボンニュートラルなガス、水素ガスに対応するエンジン開発なども期待され脱炭素化への貢献もさらに期待されるため、先導事業の導入支援などを検討します。

【家庭部門】生活での省エネ推進と再エネ導入

C−① 家庭における省エネ推進と再エネの導入および断熱住宅の推奨

生活における賢い選択(クールチョイス)

国民啓発運動の「COOL CHOICE」や「デコ活」の実践、エコドライブ、近距離間での徒歩移動、グリーンカーテンなどに取り組み、省エネ活動を推進します。また、各種の補助事業や優遇策を活用して、太陽光発電設備や蓄電池、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを各家庭に導入します。さらに、住む人の健康に寄与する断熱住宅を推奨します。



注)金額は電気代が 22 円/kWh、ガス代が 150 円/L、ガソリン代が 124 円/m³、水道代が 228 円/m³ のとき。

出典:国立環境研究所地球環境センターホームページ

図 家庭でできる温暖化対策と二酸化炭素削減効果

C-② 省エネ・断熱改修および ZEH 化の導入支援

・省エネ・断熱改修について

本市では、既に既存住宅の省エネルギー改修に伴う固定資産税の減額を支援制度として行っています。 さらに一般家庭における省エネ・断熱改修を推進するための改修補助事業なども今後検討します。

·ZEH 化に向けた支援

浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金にて、住宅太陽光発電設備、蓄電池設備、太陽熱利用設備、木質バイオマス熱利用設備などの導入補助を行っており、今後さらなる普及のための支援策を検討します。

○○③ 再エネ電力・ガス、および地域の電力事業者との契約推進

・再工ネ電力・ガスの契約推進

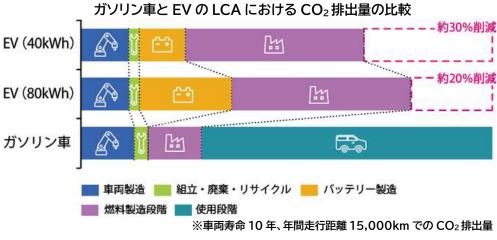
再工ネ電力・ガスへの切り替えを後押しするため、ZEH 導入補助にあたって再工ネ電力・ガスの契約推進を検討します。

【運輸部門】公用車 EV 化、公共交通への誘導

D-① 公用車の EV 化および EV インフラなどの整備

・公用車の EV 化

EV(電動車)はガソリン車と比較して、走行時の CO_2 排出量が大幅に少なく、また LCA(製品の製造から廃棄までの工程における環境負荷)も $20\sim30\%$ 程度低減することができます。本市では、公用車の新規購入や更新時には、すべて電動車を導入するものとし、2030年までに導入可能な車種の公用車を EV 化します。



出典:「Let's ゼロドラ!!ホームページ」(環境省)

·EV カーシェアリング

再エネ設備導入およびカーシェアリングの実施を要件とした環境省の EV 導入補助事業を活用して、カーシェアリングの仕組みを活用した普及を推進します。



出典:「再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業概要」(環境省)

・EV インフラなどの整備

一般家庭を含めて EV の普及を進めるためには、充電器などのインフラ整備が欠かせません。2021 年 6 月に改訂された「グリーン成長戦略」では、「2030 年までに公共用の急速充電器 3 万基を含む充電インフラを 15 万基設置する」との目標が掲げられています。EV を導入しやすい環境整備のため、公用車の EV 化と並行して EV 充電器の設置を推進します。



出典:「充電インフラ整備促進に向けた指針」(令和5年10月、経済産業省)

・地域課題の解決への活用可能性

太陽光発電を設置する公共施設から充電することで、走行に使用する電気の再生可能エネルギー活用が可能です。また、災害時などには「動く蓄電池」として電力を運ぶことができ、レジリエンス強化に寄与します。

D-② 公共交通体系の見直しと利用促進(健康増進施策との連携)

・公共交通体系の見直し

人口動態、人流データ、公共交通などの利用データを統合分析し、移動需要に応じた公共交通体系を地域全体で見直すことで、最適な車両台数設計による直接的な CO₂ 排出量の削減に加え、車両待ち時間削減、観光需要への対応などの利便性の向上が期待できます。

・地域課題の解決への活用可能性

利便性の向上策と一体的に、公共交通利用を促進する施策を連動することで、自動車などの人の移動に 伴う CO₂ 排出量の削減につながるだけでなく、高齢者の外出機会の増加が健康増進につながり、医療 費や社会保障費の削減なども期待できます。

【吸収源対策】適正な森林管理とブルーカーボンへの取組

E-① 適切な森林管理を通じた J クレジットの創出と活用

・適切な森林管理を通じたクレジットについて

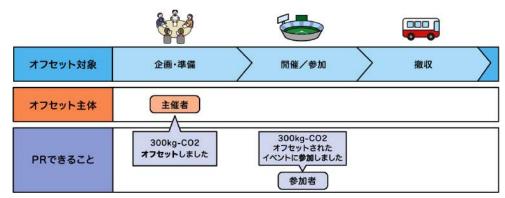
森林経営などの取組による CO₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量は、国が認証する J-クレジット制度で「クレジット」として認められています。Jークレジット制度では、「森林経営活動(森林計画に沿って施業される森林の経営)」・「植林活動(2012 年度末時点で森林でなかった土地への植林)」・「再造林活動(土地所有者が無立木としている林地での第三者による造林)」の 3 つの方法論によるクレジット 創出が認められています。具体的な活動としては、森林経営計画に基づく間伐や植林の実施、間伐材の搬出路面整備、燃料用チップへの活用などがあります。



出典:「J-クレジット制度について」(林野庁)

・イベント開催に係る CO2のオフセット

クレジットを活用して、イベントの開催などで排出される CO₂ をオフセットすることにより、市民をはじめとする参加者の環境教育や意識向上につながります。また、地域内で創出されたクレジットを活用すれば、クレジット価値を地域内で循環させることも可能です。オフセットされたイベントの企画や参加により、林業の活性化や、脱炭素に向けた取り組みの認知度向上の効果が期待できます。



出典:「初めてカーボン・オフセットに取り組む方へ」(J-クレジット制度事務局)

E-② 藻場の育成を通じたブルーカーボンクレジットの創出

・ブルーカーボンについて

陸上の植物が光合成の際に CO₂ を吸収、隔離する炭素のことを「グリーンカーボン」と呼ぶのに対して、海洋生態系に取り込まれる炭素のことを「ブルーカーボン」と呼び、CO₂ の新たな吸収源として期待されています。海水中の CO₂ を光合成で吸収した海の植物が枯れたり、食物連鎖で魚などに捕食された後それらの死骸が海底に堆積したりすることで、炭素が貯留される仕組みを「ブルーカーボン生態系」と呼びます。



海草の藻場(アマモ場など)

海草は種子植物で、砂泥質の海底に育ちます。海草 や海藻がしげる場所を「藻場」といいますが、海草の代 表種であるアマモ類の藻場は、とくに「アマモ場」と呼ばれます。

海草や、その葉に付着する微細な藻類は、光合成で CO₂を吸収して成長し、炭素を隔離します。また、海草 の藻場の海底には有機物が堆積し、「ブルーカーボン」 としての巨大な炭素貯留庫になっています。密生する 海草が水流を弱めて浮遊物をこしとり、網の目のよう に張った地下茎が底質を安定させているためです。

瀬戸内海の海底の調査では、3千年前の層からもアマモ由来の炭素が見つかり、アマモ場が数千年単位で炭素を閉じ込めていることがわかりました。

海藻の藻場

流れ藻は深海にも堆積

海藻も日光で光合成をし、CO2を吸収する植物です。日本には、ガラモ場(ホンダワラ類)、コンブ場(寒流系のコンプ類)、アラメ・カジメ場(暖流系のコンプ類)などの海藻の藻場があります。

海藻は、ちぎれると海面を漂う「流れ藻」になります。根から栄養をとらない海藻は、ちぎれてもすぐには枯れません。とくに葉に気泡があるホンダワラ類は遠く沖合まで漂流し、やがて寿命を終えて深い海に沈み堆積。深海の海底に貯留された海藻由来の炭素も「ブルーカーボン」です。



出典:「海の森ブルーカーボン-CO2の新たな吸収源-」(2023年6月、国土交通省港湾局)

・地域課題の解決への活用可能性

ブルーカーボン生態系を活用した炭素貯留プロジェクトにより、育成される藻場は、生物多様性に富み、 産卵場や稚魚の成育場として水産資源を供給し、漁場の回復などにも寄与することが期待されます。藻 場の保全活動の実施者により創出された CO₂ 吸収量をクレジットとして認証し、CO₂ 削減を図る企業・ 団体などとクレジット取引を行う仕組みを活用することで脱炭素と漁業振興の同時解決に寄与します。

9.1 目指す将来像

本市の現況、計画策定にあたっての社会、経済、環境に関する地域課題、および市民・事業者へのアンケートを踏まえ、2050年の目指す将来像と4つの事業構想を整理しました。

目指す将来像

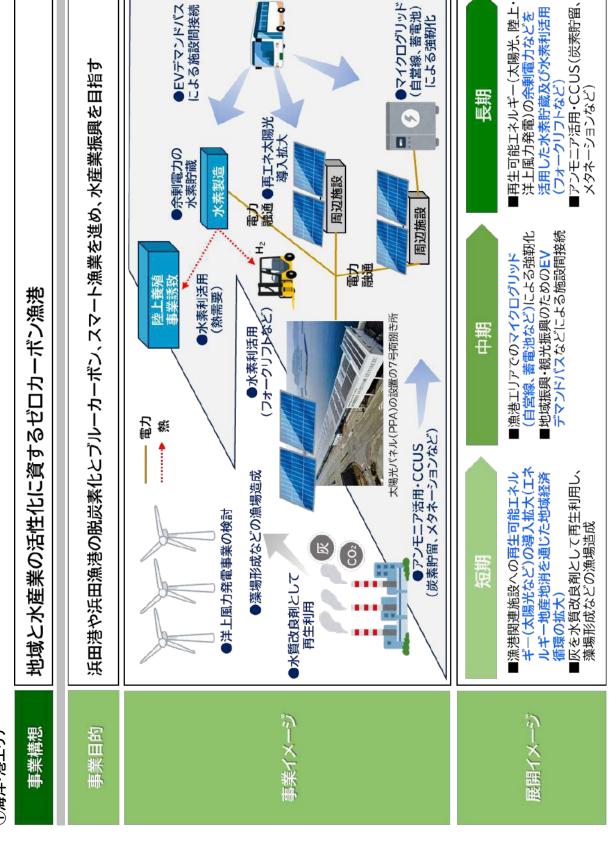


図 目指す将来像と事業構想

9.2 先導エリアにおける領域横断・特色ある事業構想の推進

次頁に、エリア別の事業構想について、事業目的、事業イメージ、取組展開イメージをそれぞれ整理しました。

①海洋・海エリア



事業構想	農林業活性化に資するスマートビレッジ	ートビレッジ	
事業目的	オーガニックビレッジで脱炭素	オーガニックビレッジで脱炭素型農業・林業を推進、中山間地域の振興を図る	の振興を図る
事業・	<供給側> ・バイオマス発電 ・営農型太 ・バイオ炭(もみ殻燻炭など)の 農地・林地施用によるクレジット創出 本業従事者 ・森林管理プロジェクトによる CO2削減クレジットの創出 農業犯 ・	選売	送電 ・公共施設 ・公共施設 ・公共施設 ・本内の大規模民間需要家(マ) ・本内の大規模民間需要家(マ) ・本フセットクレジットの販売 オフセットクレジットの販売 ・会員 ・本力エックビレッジ宣言との連携 ・会員 ・会員 ・会員 ・会員
展開イメージ	短期 ■営農型太陽光発電の導入 ■有機農産物の付加価値による 耕作者の収入増加 ■営農継続者・新規営農者の増加に よる地域経済循環効果	中期 ■バイオマス発電の計画、導入 ■適正な森林管理の推進によるCO ₂ 削減クレジットの創出 ■農産品単価の向上によるオーガニック農業への参画者増加	 長期 ■バイオマス発電で排出されるバイオ

●EV公用車のカーシェアリング ■エリアでのエネルギーマネジメント 実施による最適エネルギー管理 ●EV充電インフラ ●マイクログリッド(自営 線・蓄電池)による強靭化 I 実質CO₂排出量ゼロの早期達成 省エネ徹底と再エネ集中導入によるゼロエネルギーエリア 文化・福祉・教育施設などが集まるエリアの災害対応力を強化する (海のみえる文化公園エリア、三隅中央公園エリアなど) ■マイクログリッド(自営線、蓄電池など)による災害対応力の強化 コージェネレーションによる電力・ ゼロカーボンエリア ■エネルギーマネジメント 教育施設 中盟 電力 ZEB 熱供給 ■コージェネレーション 電力 文化施設 ■建築物のZEB化、再生可能エネル ギー(太陽光など)の集中導入 ZEB ■EV充電インフラ整備 ■EV公用車のカーシェアリング 短期 福祉施設 …… ♦ 熱 …… • 情報 ZEB ③大規模公園エリア 事業構想 事業目的

長期

|藻場形成などの漁場造成への貢献 国内最大級の火力発電所の排出物(CO $_2$ 、灰など)を利活用して、循環型サプライチェーンを形成する 田朴油甘鄉 セメント製品代替利用による ●CCS(二酸化炭素回収・貯留) CO2削減への貢献 ■CCUSプロジェクトの実装 CO 表面を覆う海藻が 光合成でCO2を吸収し 海底に炭素を固定する ブルーカーボン効果 馬期 都市ガス利用 火力発電所排出物を活用した循環型サプライチェーン構築 ●水質改良、地盤改良材としての再生利用 「灰カラ三姉妹パンフレット」(中国電力) より引用 巻状の石派区。 □ソクリートに 混ぜると流動 性や耐久性が エコパウダー ■火力発電から排出されるCO2の 活用検討(メタネーション、貯留) 石炭灰にセメント を混ぜて固めた製 品。給排水効果が 高く、海底に散布し水質改善に活用 Hiビーズ ●CCU(メタネーション) CO₂ 区 藻場形成などの漁場造成、CO₂削減 ■火力発電からの灰を再生利用した 水質改良、地盤改良材を用いて 火力発電からの灰、CO₂などを 地域内で循環 「はまナビ」(浜田市観光協会ホームページ)より引用 短期 4人力発電所工リア 服 エメージ 事業構想 事業目的

9.3 領域横断・特色ある事業構想を推進するための組織体制・事業スキーム

各事業構想の具体的な検討および推進にあたっては、主体となる事業者、関係企業との連携、行政関係 課との連携により、地域に裨益するモデル検討、推進、支援などを進めていく必要があります。

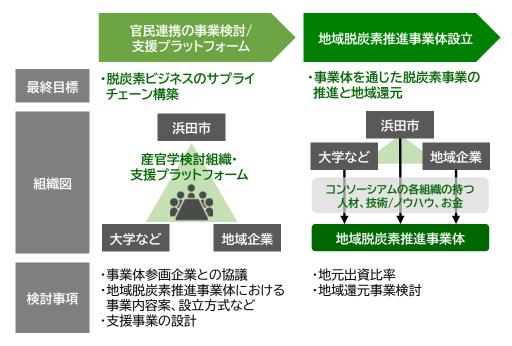


図 産官学連携の支援組織、地域脱炭素推進事業体の目的と検討事項イメージ

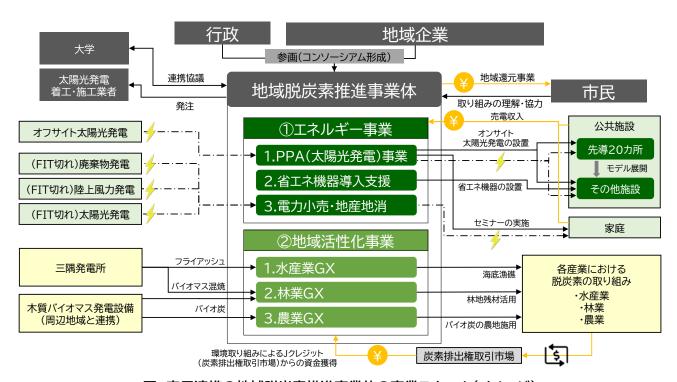
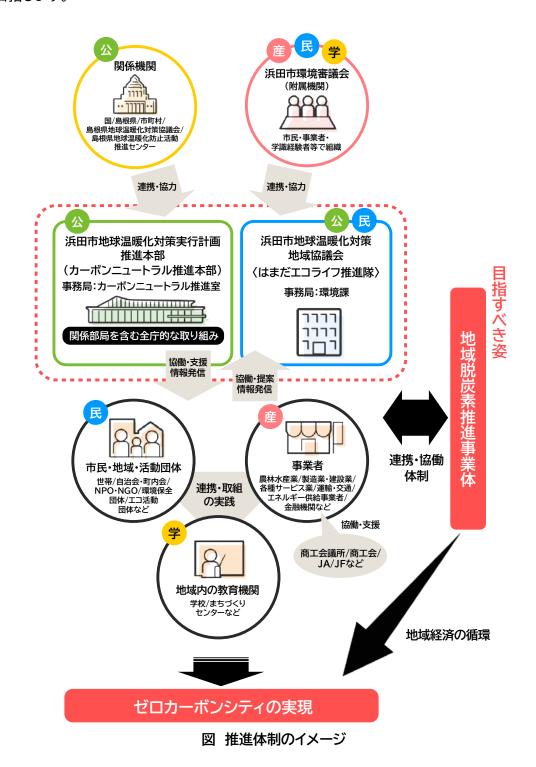


図 官民連携の地域脱炭素推進事業体の事業スキーム(イメージ)

10.1 推進体制

本計画で掲げた施策は、市民、事業者、民間団体、行政など、本市に集うすべてのステークホルダーによる取組のもとで推進するものです。また、行政においても、環境部局のみならず関係部局を含む全庁的な取組となることが重要です。

そのため、計画の着実かつ効果的な推進に向け、以下に示す推進体制のもと実施します。また、地元企業を中心とした地域脱炭素推進事業体の設立などにより、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組のさらなる推進を目指します。



82

10.2 進捗管理

本計画の進捗管理では、その進捗状況について確認を行います。

「浜田市地球温暖化対策実行計画推進本部(カーボンニュートラル推進本部)」と「浜田市地球温暖化対策 地域協議会(はまだエコライフ推進隊)」が連携・協力し、施策の評価指標の確認、事業の評価および改善な どの提案を行い、次年度の事業へ反映していきます。

脱炭素関連分野は法改正も含めて頻繁に行われ、技術革新も多く、取組方針などの状況が大きく変わる可能性もあるため、状況に応じて柔軟に見直しを図っていきます。

また、2030 年度、2040 年度、2050 年度の目標達成に向けて、計画と予算を一体的に捉えて推進していきます。

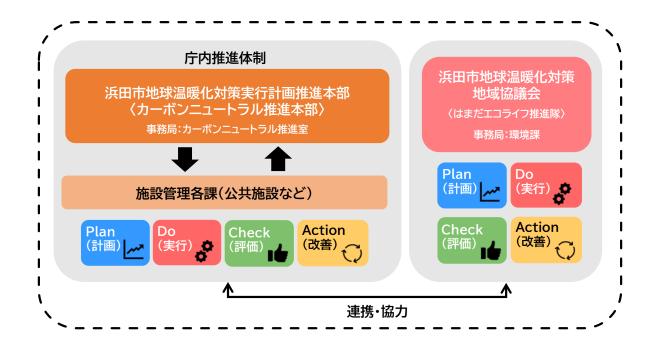




図 進捗管理のイメージ

資料編

目 次

資料編 1 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	1
(1) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員名簿	1
(2) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の経過	2
資料編 2 市民・事業者へのアンケート調査	3
(1) アンケート調査概要	3
(2) 市民アンケート調査結果	5
(3) 事業者アンケート調査結果	14
資料編 3 用語の解説	25

資料編 1 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定

地域の関係者との合意形成を行うための専門的知見を要する委員会として、「浜田市地球温暖化対策実行計画策定委員会」を設置し、会議が開催されました。

(1) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員名簿

〈各区分あいうえお順、敬称略〉

No.	役職名	区分	氏名	所属
1	委員長		演田 泰弘	公立大学法人 島根県立大学
2	副委員長		豊田 知世	公立大学法人 島根県立大学
3		有識者	南原 順	コミュニティエナジー株式会社
4			坂東 朋子	島根県地球温暖化防止活動推進員
5			葭矢 崇司	島根県地球温暖化防止活動推進センター
6			大草 明美	浜田女性ネットワーク
7			大塚 日和	島根県立大学 環境倶楽部 しまえっこ
8		住民代表者	大橋 美津子	浜田市地球温暖化対策地域協議会
9			宮本 美保子	浜田市消費者問題研究協議会
10			村井 栄美子	浜田市地域協議会 正副会長連絡会議
11			石橋 修	イワタニ島根株式会社
12			上野 康	NE MARINA
12			坪倉 孝	浜田金融会
13	委員		大辻 聖華	石央森林組合
14			金坂 敏弘	漁業協同組合 JF しまね浜田支所
15			金山 智彦	中国電力株式会社 浜田セールスセンター
16		市内事業者	米谷 千明	石央商工会
17		川内 事未 在	坂田 憲昭	島根県農業協同組合 いわみ中央地区本部
18			田辺 紋華	一般社団法人島根県旅客自動車協会
19			田村 洋二	浜田商工会議所
20			土井 敏實	島根県建築士会浜田支部
21			櫨山 太介	浜田ガス株式会社
22			福浜 秀利	石見ケーブルビジョン株式会社
23			矢口 伸二	中国ウィンドパワー株式会社
24		行政	内田 誉文	島根県 環境生活部 環境政策課

(2) 浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の経過

年月日	会議の内容		
_	第 1 回浜田市カーボンニュートラル推進本部会議		
2022年8月8日	<議題>		
	・R5 浜田市地球温暖化対策実行計画改定事業について		
2022年11日14日	第2回浜田市カーボンニュートラル推進本部会議		
2022 年 11 月14日 <議題> ・R5 浜田市地球温暖化対策実行計画改定事業公募型プロポーザル			
2023年6月23日	浜田市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱制定		
2023 + 0 77 23 11	第3回浜田市カーボンニュートラル推進本部会議		
2023年7月4日	<議題>		
	・R5 浜田市地球温暖化対策実行計画改定事業スケジュールについて		
	第1回浜田市地球温暖化対策実行計画策定委員会		
	<議題>		
2023年7月28日	・委員の紹介		
2023 # 7 7 20 11	・委員長、副委員長の選出について		
	・地球温暖化対策実行計画について		
	・今後のスケジュールについて		
	第 2 回浜田市地球温暖化対策実行計画策定委員会		
2023年10月3日	<議題>		
	・アンケート調査・分析結果について		
	・再エネ導入ポテンシャル調査結果、CO2排出量推計結果、再エネ導入目標量		
	について		
	・浜田市の将来ビジョン(案)、ゼロカーボンシティ実現に向けた施策(案)について		
	浜田市カーボンニュートラル推進本部幹事会		
2023年11月9日	<議題>		
	・R5 浜田市地球温暖化対策実行計画改定事業の計画内容について		
	第 3 回浜田市地球温暖化対策実行計画策定委員会		
2023年11月10日	<議題>		
2023 4 11 7 10 1	・目標、ロードマップ、施策(案)について		
	・浜田市地球温暖化対策実行計画素案について		
	浜田市環境審議会		
2023年11月21日	<議題>		
	・浜田市地球温暖化対策実行計画について		
2023年11月28日	 意見公募(パブリックコメント)		
~12月28日	高ルム券(ハフラフノコハン))		
2024年1月17日	第 4 回浜田市地球温暖化対策実行計画策定委員会		
	<議題>		
	・パブコメの結果報告、最終版の確認など		
	・今後の取組方針について		
	第4回浜田市カーボンニュートラル推進本部会議		
2024年1月18日	<議題>		
	・R5 浜田市地球温暖化対策実行計画の決定について		

資料編 2 市民・事業者へのアンケート調査

(1) アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、市民および事業者の地球温暖化や気候変動、エネルギー問題への関心、脱炭素の取組の必要性、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入意向などを把握するために、アンケート調査を実施しました。

市民および事業者へのアンケート調査の概要は、以下に示すとおりです。

表 市民向けアンケート調査の概要

調査対象者	浜田市に在住する 18 歳以上の市民 → 無作為に抽出 → 1,000 人を対象に調査票を送付
調査期間	2023(令和 5)年 7 月 21 日~8 月 4 日
調査方法	調査票は郵送配布し、回答は以下のいずれかの方法を選択 ①調査票に記入して郵送 ②パソコンやスマートフォンなどで WEB サイトにアクセスし回答
回答件数	270件(回収率:約27%)

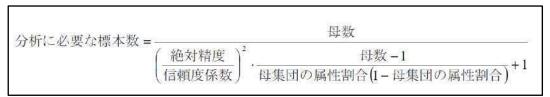
表 事業者向けアンケート調査の概要

調査対象者	市内の事業所 → 市内の事業所の中から 200 事業所を対象に調査票を送付
調査期間	2023(令和 5)年 7 月 21 日~8 月 4 日
調査方法	調査票は郵送配布し、回答は以下のいずれかの方法を選択 ①調査票に記入して郵送 ②パソコンやスマートフォンなどで WEB サイトにアクセスし回答
回答件数	97件(回収率:約49%)

また、アンケート調査・分析にあたり必要な標本数を確保できているかどうか、仮想的市場評価法(CVM)を用いて確認を行いました。

その結果、市民・事業者向けアンケート共に、信頼度 90%(90%の確率で誤差が 10%未満)で必要な標本数を満足していました。

算出式



出典:「仮想的市場評価法(CVM)適用指針」(平成 21 年 7 月、国土交通省)

表 仮想的市場評価法(CVM)を用いた算出結果

	市民向けアンケート	事業者向けアンケート
分析に必要な標本数	67.2	65.8
絶対精度	0.1	0.1
信頼度係数	1.64	1.64
母集団の属性割合	0.5	0.5
母集団	44,308	3,085

注)母集団の値について、市民向けアンケートは「浜田市に在住する 15 歳以上の人口(令和 5 年 12 月 現在)」、事業者向けアンケートは「浜田市内の事業所数(令和 3 年度値)」の数値を使用した。

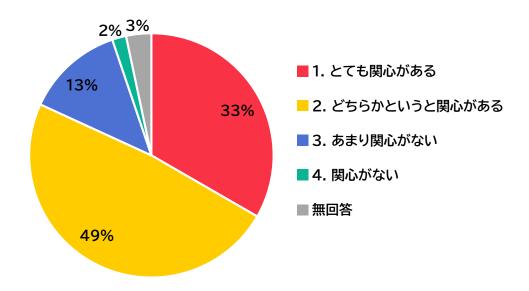
出典:「仮想的市場評価法(CVM)適用指針」(平成 21 年 7 月、国土交通省)

(2) 市民アンケート調査結果

1) 地球温暖化や地球環境の保全について

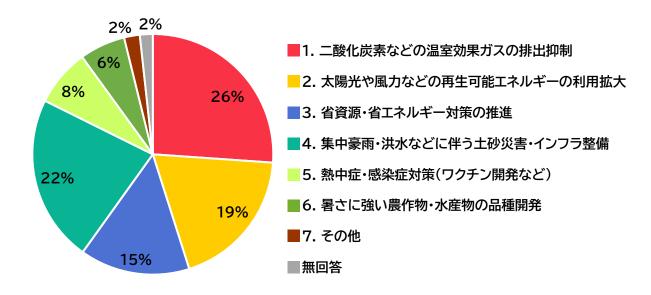
・地球温暖化や気候変動、エネルギー問題について、回答者の約82%が関心を持っている。

Q1:地球温暖化や気候変動・エネルギーの問題について、あなたの関心度をお聞かせください。 (1 つだけ選択)



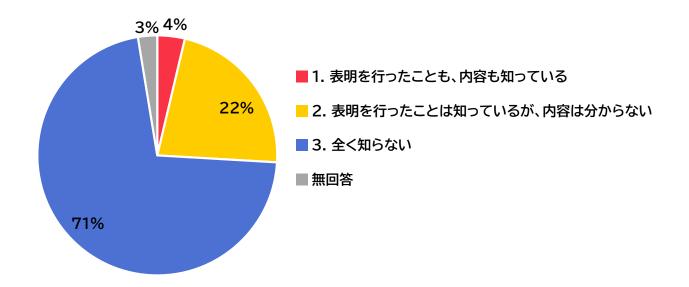
・地球温暖化や気候変動による災害リスクの対策として、「二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制(約26%)」、「集中豪雨・洪水などに伴う土砂災害・インフラ整備(約22%)」が多く挙げられたが、その他の対策も比率に大きな差は見られない。

Q2:地球温暖化・気候変動による集中豪雨などの災害の多発や熱中症・感染症のリスクが懸念されています。このための対策として一般的に必要だと思われることはなんだと思いますか?お聞かせください。 (2 つだけ選択)



資料編-5

- ・「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」について、回答者の半数以上(約 71%)が宣言について把握していない。
- Q3:あなたは、浜田市が 2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロにすることを目指す「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」を行ったことをご存じですか?お聞かせください。(1 つだけ選択)

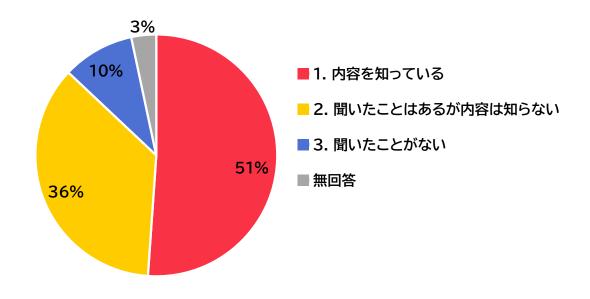


・回答者の約 87%が SDGs について聞いたことがあり、その中でも約 51%の回答者が SDGs の内容を知っており、高い比率であった。

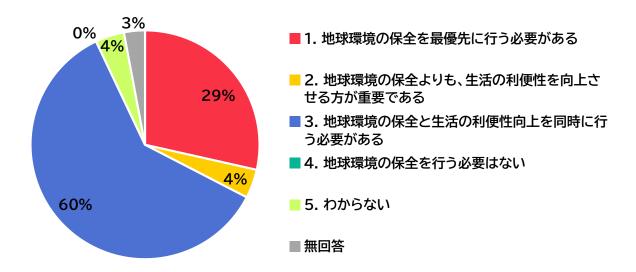
Q4:あなたは「SDGs^{*}」について、ご存知ですか?お聞かせください。(1 つだけ選択)

※「SDGs」: 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

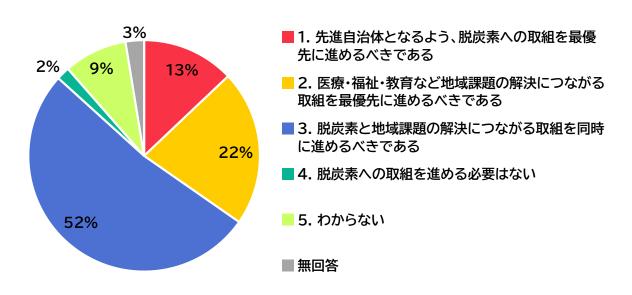


- ・日常生活の利便性と地球環境の保全との関係については、回答者の約 89%が地球環境の保全を行う必要があると感じており、回答者の約 60%が地球環境の保全と生活の利便性向上を同時に行う必要があると感じている。
- Q5:私たちの生活の利便性と地球環境の保全との関係について、どのようにお考えですか?お聞かせください。(1つだけ選択)

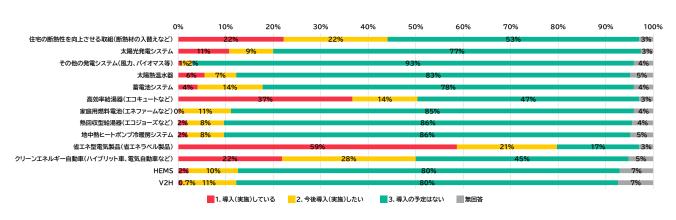


2) 脱炭素(ゼロカーボン)の取組の必要性について

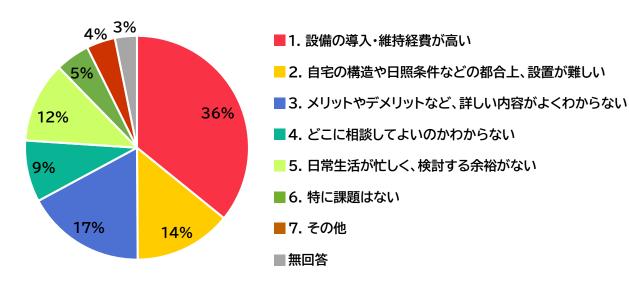
- ・脱炭素(ゼロカーボン)に関する取組については、回答者の約 65%が脱炭素への取組の必要性を感じており、回答者の約 52%が脱炭素と地域課題の解決につながる取組を同時に進めるべきであると感じている。
- Q6:地球温暖化の主な要因は人間活動による二酸化炭素の排出増加と言われています。 脱炭素(ゼロカーボン)に関する取組について、行政や企業などはどのように進めていくべきだとお考えですか。(1 つだけ選択)



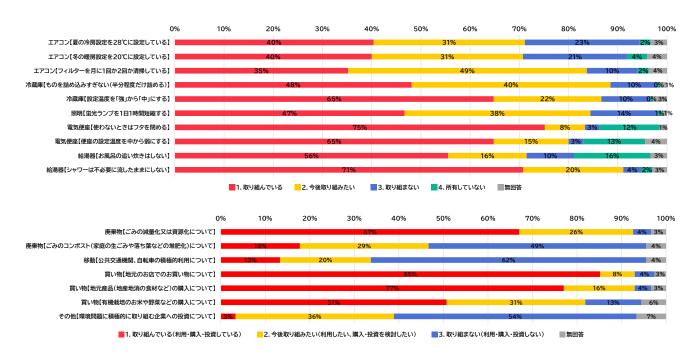
- 3) 省エネ・再エネ設備などの導入状況について
- ・市内の省エネ、再エネ設備の導入(実施)状況は低い水準に留まっているが、今後導入(実施)したい」を含めると、全体の半数以上を占めるもの(省エネ型電気製品、クリーンエネルギー自動車、高効率給湯器)が見られた。
- Q7:現在、ご自宅において、省エネ設備や再エネ設備などを導入されていますか?(それぞれ選択)



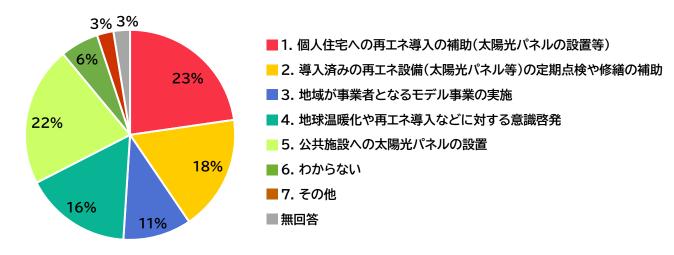
- ・省エネ、再エネ設備導入の課題として、回答者の約36%が「設備の導入・維持費用が高い」と回答しており、 他にも「詳しい内容がよく分からない(約17%)」、「設置が難しい(約14%)」などさまざまな課題が挙げら れた。
- Q8:ご自宅に省エネ設備又は再エネ設備を導入する場合に、課題があればお聞かせください。(該当するものをすべて選択)



- 4) 日常生活に関する行動(省エネ行動など)について
- ・回答者の多くが、日常生活の中で省エネ行動などに取り組んでいるが、一方で、移動(公共交通機関、自転車の積極的利用)については、他の項目と比較して低い割合(約13%)を示している。
- Q9:あなたの日常の生活において、省エネ行動などに取り組んでいることについて、お聞かせください。 (それぞれ選択)

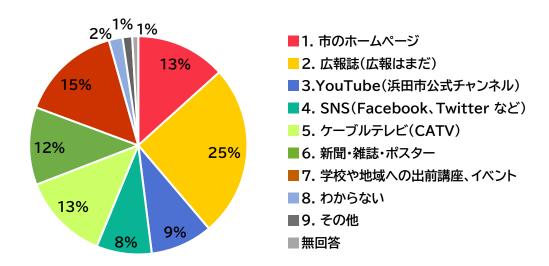


- 5) 再牛可能エネルギーの導入について
- ・再エネの導入推進にあたって市が取り組むべきものとして、「個人住宅への再エネ導入の補助(約23%)」、「公共施設への太陽光パネルの設置(約22%)」が多く挙げられたが、その他の取組も比率に大きな差は見られない。
- Q10:再生可能エネルギーの導入推進に当たり、市が取り組む必要があると思われることを、お聞かせください。(該当するものをすべて選択)



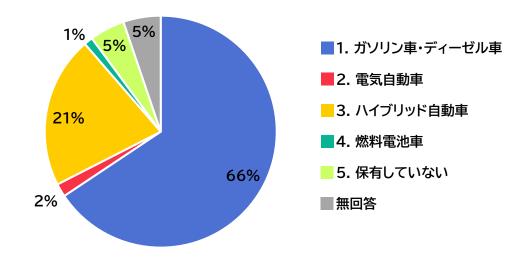
6) 市からの情報提供のあり方について

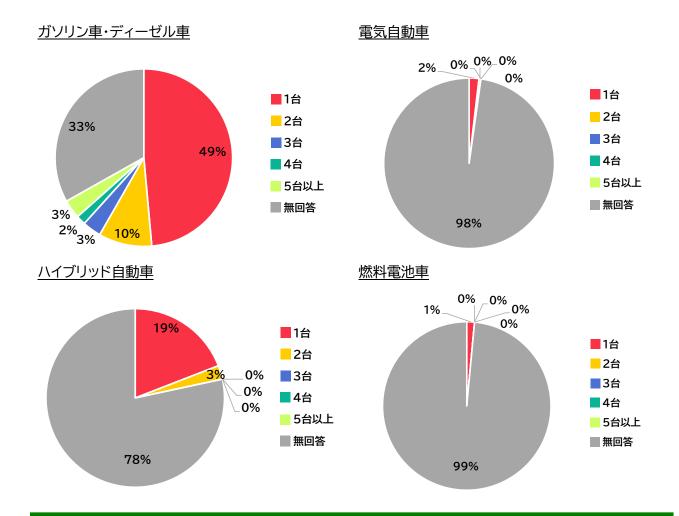
- ・脱炭素や再生可能エネルギーの導入に関する情報提供については、広報誌(広報はまだ)が回答者の約25%を占めているが、その他の手段についても比率に大きな差は見られない。
- Q11:浜田市では、脱炭素(ゼロカーボン)や再生可能エネルギーの導入に関する情報を、市のホームページ や広報誌、SNS などを通じて行っております。今後、市からの情報提供の形として有効だと思われる 手段があれば、お聞かせください。(該当するものをすべて選択)



7) 各家庭で所有している自動車について

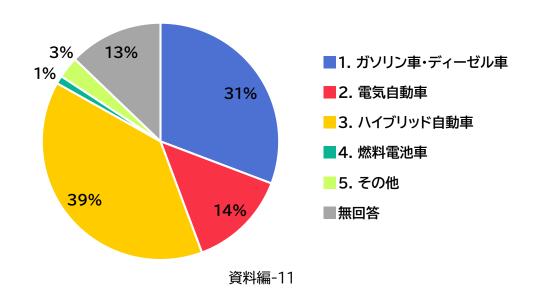
- ・回答者の約 90%が自動車を所有しており、そのうち、ガソリン車・ディーゼル車が約 66%、次いでハイブリッド自動車が約 21%となっており、電気自動車・燃料電池車は約 3%に留まっている。
- Q12-1:あなたのご家庭で保有している自動車の種類について、お聞かせください。(該当するものをすべて選択)





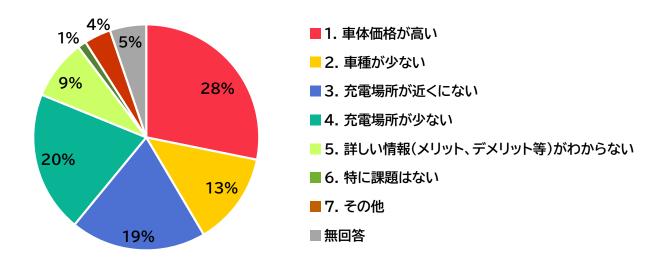
・今後、買い替えを希望する自動車については、ハイブリッド自動車(約 39%)が一番多く、電気自動車(約 14%)、燃料電池車(約 1%)を合わせると回答者の半数以上(約 54%)がエコカーへの買い替えを希望している。

Q13:今後、買い替えを希望する自動車の種類について、お聞かせください。(主に検討しているものを1つ だけ選択)



・電気自動車導入の際の課題については、「車体価格が高い(約 28%)」、「充電場所が少ない(約 20%)」が 多く挙げられたが、その他の課題についても比率に大きな差は見られない。

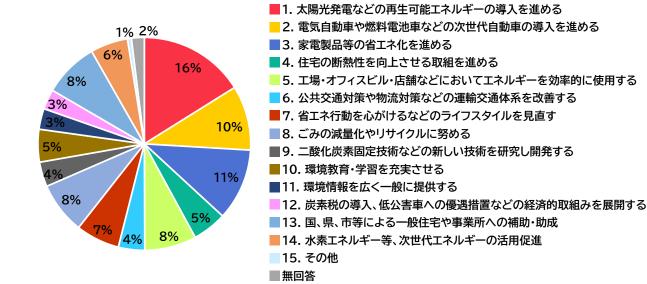
Q14:電気自動車を導入する場合に、課題があればお聞かせください。(該当するものをすべて選択)

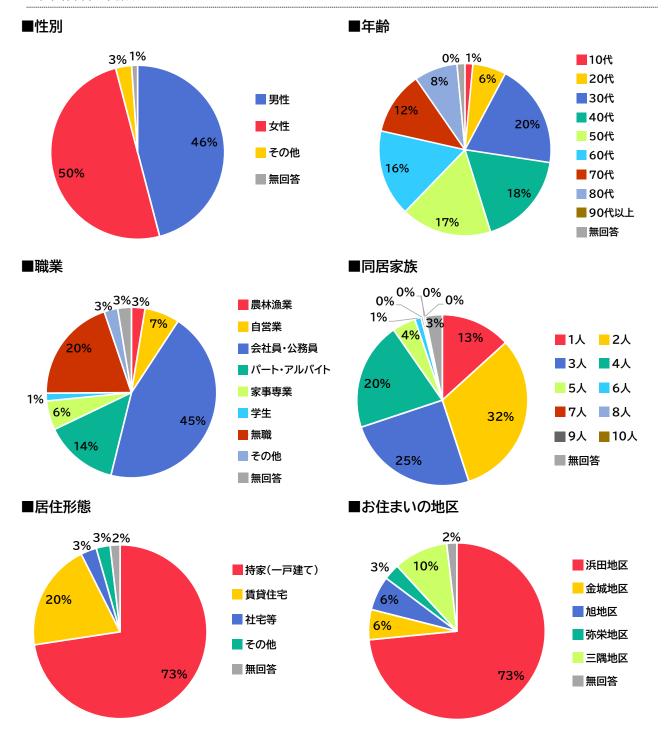


8) 地球温暖化防止策について

・地球温暖化防止策の取組については、「再エネ(太陽光など)の導入(約 16%)」、「家電製品等の省エネ化 (約 11%)」、「次世代自動車の導入(約 10%)」が多く挙げられたが、その他の取組ついても比率に大きな 差は見られない。

Q15:地球温暖化防止対策として、どんな取組が必要であると思いますか?お聞かせください。(3つまで選択)



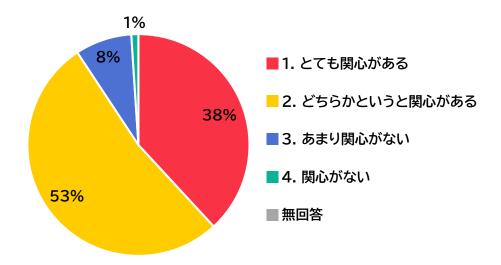


(3) 事業者アンケート調査結果

1) 地球温暖化や地球環境の保全について

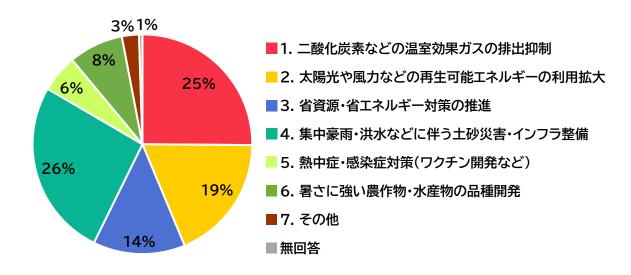
・地球温暖化や気候変動、エネルギー問題について、事業者の約91%が関心を持っている。

Q1:地球温暖化や気候変動・エネルギーの問題について、関心度をお聞かせください。(1 つだけ選択)



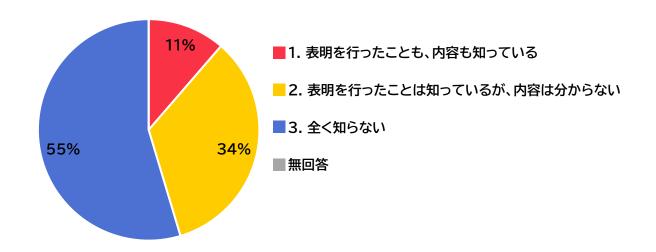
・地球温暖化や気候変動による災害リスクの対策として、「集中豪雨・洪水などに伴う土砂災害・インフラ整備 (約 26%)」、「二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制(約 25%)」が多く挙げられたが、その他の対 策も比率に大きな差は見られない。

Q2:地球温暖化・気候変動による集中豪雨などの災害の多発や熱中症・感染症のリスクが懸念されています。このための対策として一般的に必要だと思われることはなんだと思いますか?お聞かせください。 (2 つだけ選択)



・浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」について、事業者の半数以上(約 55%)が宣言について把握していない。

Q3:浜田市が 2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロにすることを目指す「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」を行ったことをご存じですか?お聞かせください。(1 つだけ選択)

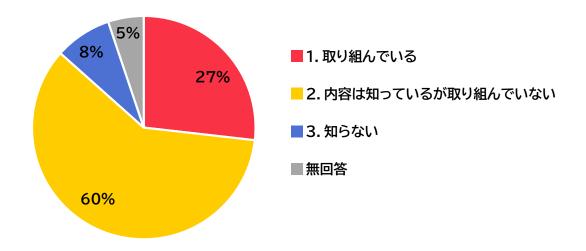


・事業者の約 87%がSDGs の内容を把握しているが、一方で、事業者の約 60%が具体的な取組を行っていない。

Q4:貴事業所における「SDGs^{**}」の取組について、お聞かせください。(1 つだけ選択)

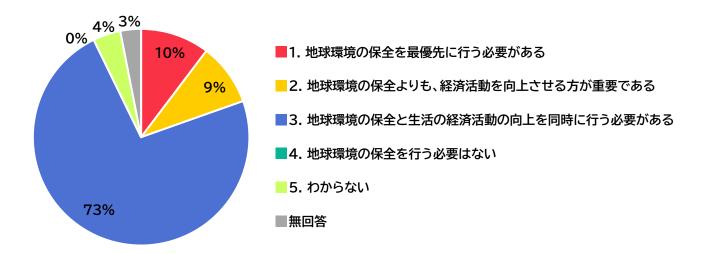
※「SDGs」: 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。



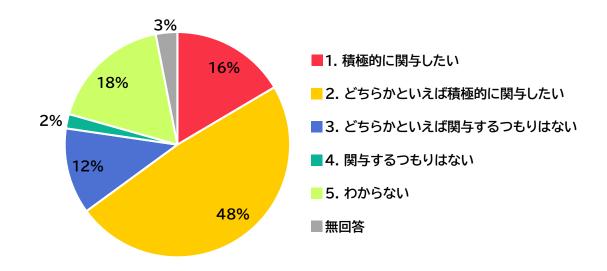
・地域経済の発展と地球環境の保全との関係については、事業者の約83%が地球環境の保全を行う必要があると感じており、事業者の約73%が地球環境の保全と経済活動の向上を同時に行う必要があると感じている。

Q5:地域経済の発展と地球環境の保全との関係について、どのようにお考えですか?お聞かせください。 (1 つだけ選択)



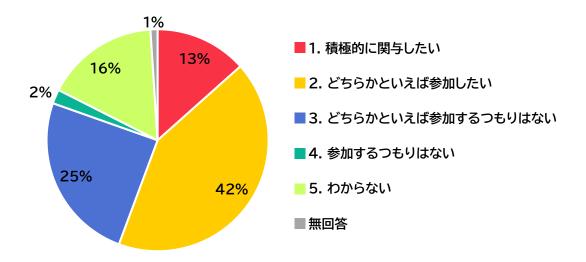
・浜田市地域において脱炭素に向けた動きがあった場合、事業者の約 64%が積極的に関与したいと考えている。

Q6:浜田市地域において脱炭素に向けた動きがあった場合、積極的に関与したいとお考えですか?お聞かせください。(1つだけ選択)



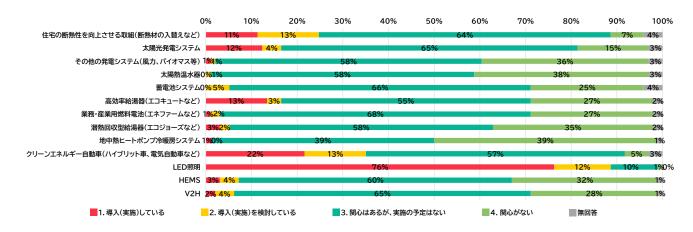
・事業者向けの講習会や説明会については、事業者の約55%が参加の意向を示している。

Q7:事業者向けの講習会や説明会があれば積極的に参加したいですか?お聞かせください。(1 つだけ選択)

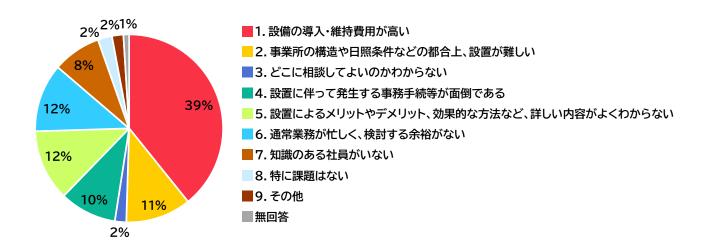


- 2) 省エネ・再エネ設備などの導入状況について
- ・事業所の省エネ、再エネ設備の導入(実施)状況は低い水準に留まっているが、LED照明の導入率(約76%)は他の項目と比較して高い割合を占めている。

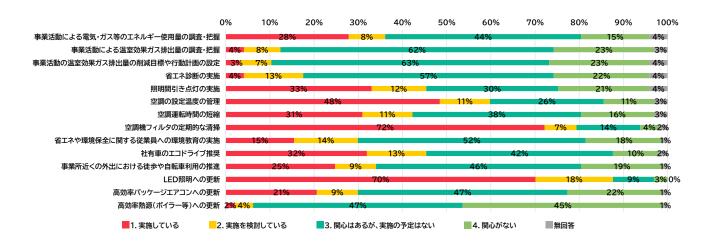
Q8:現在、貴事業所において、省エネ設備や再エネ設備などを導入されていますか?(それぞれ選択)



- ・省エネ、再エネ設備導入の課題として、事業者の約39%が「設備の導入・維持費用が高い」と回答しており、 他にも「設置が難しい」「詳しい内容がよく分からない」「通常業務が忙しい」などさまざまな課題が挙げられた。
- Q9:貴事業所に省エネや再エネ設備を導入する場合に、課題があればお聞かせください。(該当するものをすべて選択)



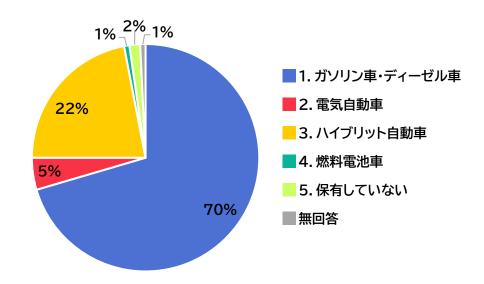
- 3) 地球温暖化対策への取組状況について
- ・多くの事業所で地球温暖化対策への取組を行っており、特に空調機フィルタの定期的な清掃、LED照明への更新は、約70%以上を占めている。
- ・一方、「温室効果ガス排出量の調査・把握」「温室効果ガス排出量の削減目標・行動計画の設定」「省エネ診断の実施」「高効率熱源への更新」は、他の項目と比較して低い割合を示している。
- Q10:現在、貴事業所において実施されている地球温暖化対策への取組についてお聞かせください。(それ ぞれ選択)



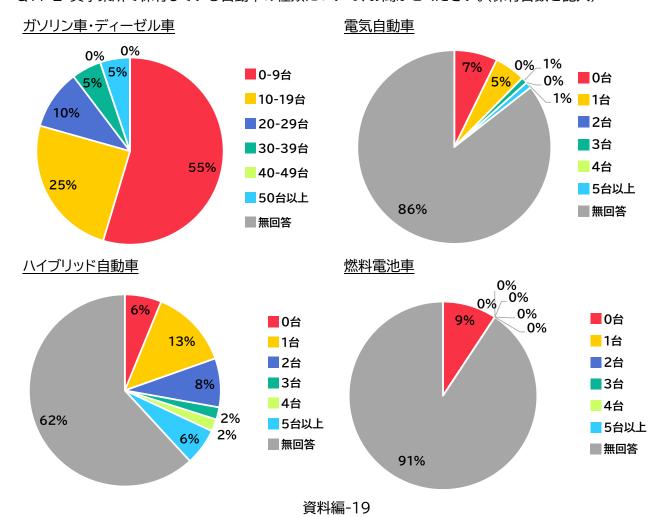
4) 事業所で所有している自動車について

・回答した事業者のうち約97%が自動車を所有しており、そのうち、ガソリン車・ディーゼル車が約70%、次いでハイブリッド自動車が約22%となっており、電気自動車・燃料電池車は約6%に留まっている。

Q11-1:貴事業所で保有している自動車の種類について、お聞かせください。(該当するものをすべて選択)

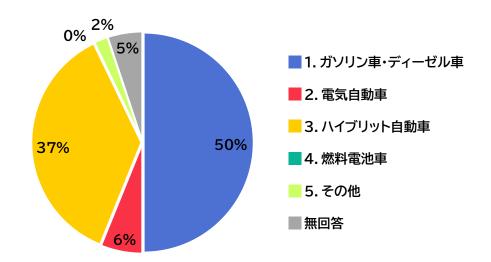


Q11-2:貴事業所で保有している自動車の種類について、お聞かせください。(保有台数を記入)



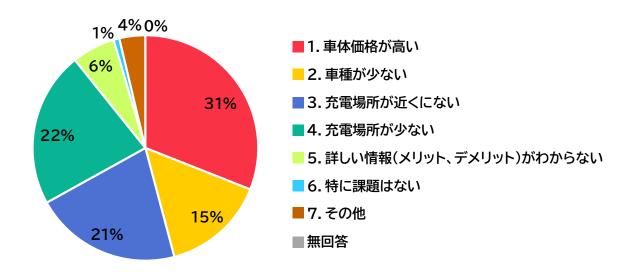
・今後、買い替えを希望する自動車については、ガソリン車・ディーゼル車(約 50%)が一番多く、次いでハイブリッド自動車(約 37%)となっている。

Q12:今後、買い替えを希望する自動車の種類について、お聞かせください。(主に検討しているものを 1 つだけ選択)



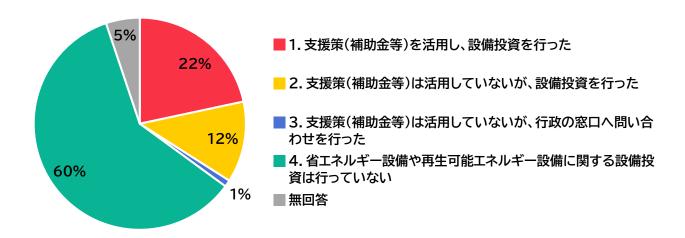
・電気自動車導入の際の課題については、「車体価格が高い(約 31%)」、「充電場所が少ない(約 22%)」が 多く挙げられたが、その他の課題についても比率に大きな差は見られない。

Q13:電気自動車を導入する場合に、課題があればお聞かせください。(該当するものをすべて選択)

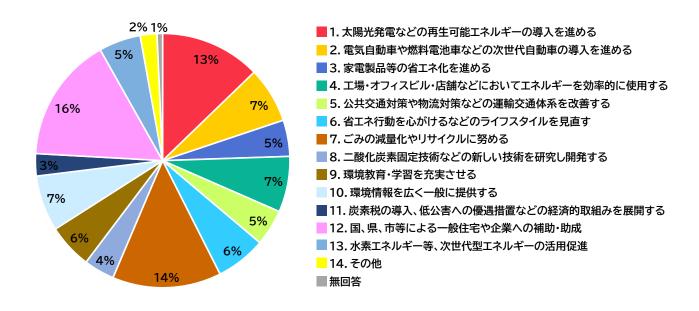


5) 地球温暖化防止対策について

- ・多くの事業所(約 60%)において、これまでに国や県、市の設備投資などに関する補助金を活用しておらず、また、省エネ・再エネ設備に関する設備投資を行っていない。
- Q14: 貴事業所では、これまでに省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入において、国や県、市の設備投資などに関する支援策(補助金など)を活用したことがあるか、お聞かせください。(1 つだけ選択)

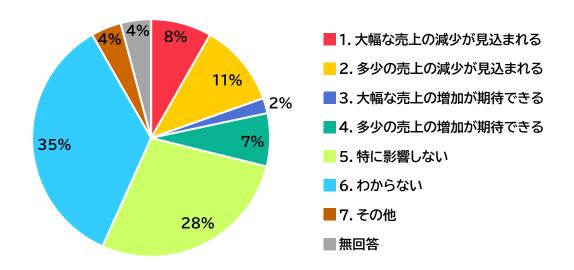


- ・地球温暖化防止策の取組については、「国、県、市等による一般住宅や企業への補助・助成(約 16%)」、「ご みの減量化やリサイクル(約 14%)」が多く挙げられたが、その他の取組ついても比率に大きな差は見られない。
- Q15:地球温暖化防止に向けて、浜田市全体でどんな取組が必要であると思いますか?お聞かせください。 (3 つまで選択)



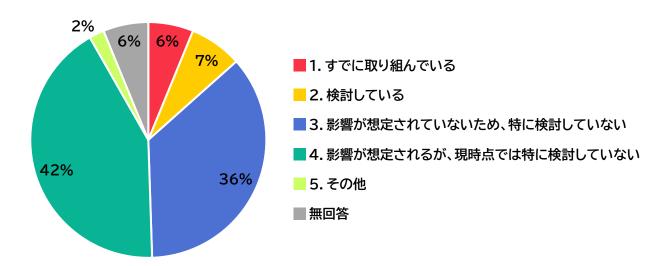
・国や地方自治体などが今後推進する脱炭素化事業や地球温暖化対策事業が、事業所に及ぼす影響については、多くの事業者が「わからない(約 35%)」、「特に影響しない(約 28%)」と回答している。

Q16:世界の脱炭素化に向けた動きや、国や地方自治体などが今後推進する脱炭素化や地球温暖化対策 事業は、貴事業所にとってどのような影響が生じるとお考えか、お聞かせください。(1 つだけ選択)



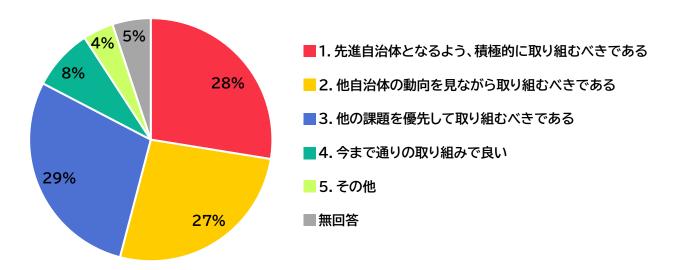
・多くの事業所(約 78%)で、影響の有無にかかわらず、再工ネ推進や脱炭素社会に向けた事業の多角化や業種転換などは、現時点では特に検討していない。

Q17:再工ネ推進や脱炭素社会に向けて、再工ネ発電事業や関連産業への参入など、事業の多角化や業種 転換などのお考えについて、お聞かせください。(1 つだけ選択)

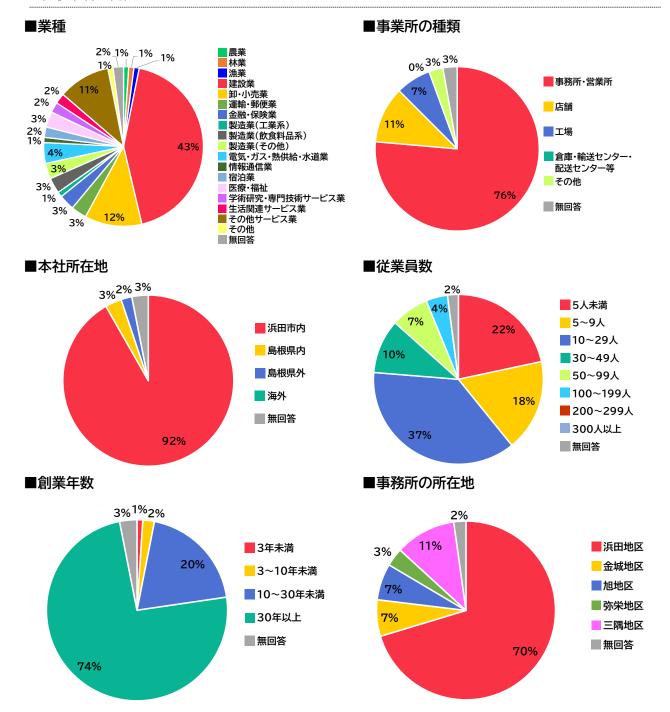


・市(行政)の地球温暖化対策やエネルギー対策に対する取組姿勢について、「取り組むべき(約 55%)」という意見がある一方、「他の課題を優先して取り組むべき(約 29%)」と言う意見も見られた。

Q18:浜田市は地球温暖化対策やエネルギー対策にどのように取り組むべきだと思われるか、お聞かせください。(1 つだけ選択)



6) 事業者の内訳



出典は、2023(令和5)年11月現在で掲載しています。

あ行

■一酸化二窒素(N₂O)

常温常圧で無色の気体。麻酔作用があり笑気とも呼ばれる。二酸化炭素 (CO_2) 、メタン (CH_4) 、クロロフルオロカーボン(CFC)などと共に代表的な温室効果ガスの一つである。温室効果の強さは CO_2 を 1 とすると、一酸化二窒素 (N_2O) では約 300 倍であり、物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であると言われている。

■インバータ制御

インバータは、モーターの駆動用(エアコンなど)だけでなく、それ以外の幅広い用途(蛍光灯・炊飯器・コンピューター用電源装置など)として使われている。インバータ制御は、モーターの回転速度などを調整する制御システムのことで、エネルギー消費量や CO2排出量の削減を図ることができる。

■エコドライブ

車を運転する上で、エンジンを無駄にアイドリングすることや空吹かし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめることで簡単に実施できる環境にやさしい自動車利用の実践をいう。具体的な 10 の行動実践(燃費の把握、穏やかにアクセル発進する「e スタート」、車間距離の確保、早めの減速、適切なエアコン使用、アイドリングストップ、渋滞の回避、タイヤ空気圧の点検、不要な荷物の撤去、迷惑駐車の防止)を「エコドライブ 10」と呼ぶ。

■エネルギーマネジメント

工場・ビル・住宅などでエネルギーの使用状況を把握する、高効率な設備を導入する、設備の最適運用を行うなど、エネルギーを合理的に利用するため活動を行うこと。最近では ICT(情報通信技術)を用いてエネルギー使用状況を適切に把握・管理するエネルギーマネジメントシステム(EMS)が普及しつつあり、事業所・ビル・店舗などで行われる EMS を BEMS と呼ぶ。

■オーガニックビレッジ

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。

■温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。1997(平成 9)年の第 3 回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)類、パーフルオロカーボン(PFC)類、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類、2013年からは三フッ化窒素(NF₃)を追加した 7 種類が削減対象の温室効果ガスと定められた。

■オンデマンド交通

タクシーとバスのメリットを合わせた交通システム。時刻・場所・路線の一部もしくは全てにおいて柔軟性を持たせ、乗り合いで目的地に移動することができる。

か行

■カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ などの温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上でどうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。2020 (令和 2)年 10 月、政府は 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。なお、「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、二酸化炭素排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味している。

■気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。人為的起源による気候変動、影響、適応および緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象気候(WMO)により設立された組織。

■気候変動枠組条約締結国会議(COP)

気候変動枠組条約(FCCC)の締約国による会議。1995(平成 7)年にドイツのベルリンで第 1 回締約国会議(COP1)が開催されて以来、毎年開催されている。1997(平成 9)年に京都で開催された COP3 では、各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。

■空冷式ヒートポンプ給湯器(エコキュート)

外気の空気熱のエネルギーを利用する仕組みであり、燃焼式給湯システムに比べ省エネルギー効果が高く、CO₂排出量も大幅に削減可能な給湯器。

■グリーンカーテン

CO₂ 削減や省エネのため、ゴーヤやアサガオなどの植物を建物の外壁面にカーテンのように生育させたもの。窓からの直射日光の侵入を防いだり、建物周辺の表面温度を抑えたりする効果がある。

■グリーン購入

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。2000(平成 12)年5 月に、環境物質などへの需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」が制定された。

■合成燃料

CO₂(二酸化炭素)と H₂(水素)を合成して製造される燃料のこと。複数の炭化水素化合物の集合体で、「人工的な原油」とも言われている。原料となる CO₂ は、発電所や工場などから排出された CO₂ を利用する。将来的には、大気中の CO₂ を直接分離・回収する「DAC 技術」を使って、直接回収された CO₂ を再利用することが想定されている。もう一つの原料である水素は、製造過程で CO₂ が排出されることがない再生可能エネルギー(再エネ)などでつくった電力エネルギーを使って、水から水素をつくる「水電解」をおこなうことで調達する方法が基本である。なお、再エネ由来の水素を用いた合成燃料は「e-fuel」とも呼ばれている。

■コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のことである。

さ行

■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

■サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのことを指す。

■指定管理者制度

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公共の施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003(平成 15)年 9 月に設けられた制度。

■新エネルギー

太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、経済産業省により「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため、従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義づけられた。

■水素(グレー、ブルー、グリーン)

<グレー水素>

石油、天然ガスあるいは石炭といった化石資源から抽出される水素であり、元の資源に炭素が含まれていることから、水素を取り出す際にはあわせて CO₂が出てくるということになる。したがって、この水素を使用する際には CO₂は排出されないが、カーボンニュートラルという観点からは評価されず、そのため「グレー」の水素とされる。

<ブルー水素>

グレー水素の生成の際に出てくる CO₂を処理し、大気中の CO₂を増やさないように処理した水素のこと。その処理方法として CO₂の地中貯留(CCS)が存在する。近年、石油採掘あるいは天然ガスの採掘時に CO₂を圧入し、石油や天然ガスを絞り出すとともに、CO₂に置き換え貯留するということが、産油国などで 行われており、コスト面も考えるととりあえず最も実現可能性の高い CCS の方法と考えられるが、厳密な意味で CO₂が漏れることなく安定的に貯留され続けるかの評価はこれからの課題である。

<グリーン水素>

再生可能エネルギーを使って水素を生成するもので、例えば太陽光発電で作られた電気で水を電気分解して水素を作るといったことになる。再生可能エネルギーによって作られる電気が少ない状況では、あまり意味を持たないが、今後再生可能エネルギー電気が大量につくられるようになると、電力の需給調整の手段という側面も併せ考え、グリーン水素の生成、貯蔵、利用も有力な選択肢となる。

■ステークホルダー

企業・行政・NPOなどの組織の利害と行動に直接的・間接的な利害関係を有する者。社会的な課題を議論する場面などで、その課題にかかわる"問題当事者"という意味で使われる。

■スマート漁業

ICT、IoT などの先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の持続的成長の両立を実現する次世代の産業のこと。

■ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050 年までに二酸化炭素(CO₂)の排出実質ゼロにすることを目指す地方自治体のことを表している。

■潜熱(せんねつ)回収型ガス給湯器(エコジョーズ)

従来型給湯器の一次熱交換器に加え、二次熱交換器を設置し、排気ガスから潜熱を回収することで、効率を向上させる給湯器。潜熱回収型給湯器を採用することにより、ガスの使用量を抑え、CO₂の排出量を削減することができる。

た行

■太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式をいう。ソーラー発電とも呼ばれる。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギー利用の一形態である。

■地球温暖化係数

個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、その持続時間も加味した上で、 CO_2 の効果に対して相対的に表す指標。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100年間の地球温暖化係数で比較して、同一重量にしてメタン(CH_4)は CO_2 の約 25 倍、一酸化二窒素(N_2O)は約 298 倍、フロン類は 12 \sim 1万数千倍となる。

■地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律(第8条第1項)」および「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について(2015(平成27)年12月)」に基づき策定するものである。地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画で、温室効果ガスの排出抑制および吸収の量の目標、事業者・国民などが講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策などについて記載されている。

■地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法・温対法)

1998(平成 10)年 10 月 2 日に可決され、同月 9 日に公布された法律。地球温暖化防止京都会議 (COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖 化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。

■デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を組み合わせた「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉。脱炭素の実現に向けては家庭部門でも大幅な温室効果ガス排出量の削減が必要であり、豊かで環境にもやさしい暮らしを実現するため、官民が連携して国民の行動変容やライフスタイル転換のムーブメントを起こすことを目指している。

な行

■二酸化炭素(CO₂)

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。地球大気中での濃度は微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与してきた。大気中濃度は、産業革命以前 280ppm 程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。

は行

■バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

■排出係数

活動の1単位あたりから排出される各温室効果ガスの量のこと。電気やガスの使用量などの活動量に各温室効果ガスの排出係数を乗じると、その活動に対する各温室効果ガスの排出量を算出することができる。

■ハイドロフルオロカーボン(HFC)

オゾン層を破壊しないことから、クロロフルオロカーボン類やハイドロクロロフルオロカーボン類の規制に対応した代替物質として 1991 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。

■パリ協定

フランスのパリにおいて行われた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択され、2016 (平成 28)年 11 月 4 日に発効。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靭な発展に向けた道筋に適合させることなどによって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的に締結された協定。

■パーフルオロカーボン(PFC)

1980 年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガスである。ハイドロフルオロカーボン類ほどの使用量には達しないものの、クロロフルオロカーボン類の規制とともに、最近、使用量が急増している。

■ブルーカーボン

2009 年 10 月に国連環境計画(UNEP)の報告書において、藻場・浅場などの海洋生態系に取り込まれた(captured)炭素が「ブルーカーボン」と命名され、吸収源対策の新しい選択肢として提示された。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。

■ボイラー

火気、高温ガス又は電気を熱源とし、水又は熱媒を加熱して蒸気又は温水を作り、蒸気又は温水を他に 供給する装置のこと。

ま行

■マイクログリッド

大規模発電所の電源供給に頼らず、コミュニティでエネルギーの供給源と消費施設を持ち、地産地消を 目指す小規模なエネルギーネットワークシステムのこと。エネルギーの供給には、太陽光や風力といった再 生可能エネルギーなどの「分散型電源」(需要家エリアに隣接して分散配置される小規模な発電設備全般の 総称)が利用される。

■見える化

情報や物事の流れをグラフ・図表・数値などによって、誰にでも分かるようにすること。商品の購入・サービスの利用などに伴う温室効果ガス排出量を定量的に可視化することで、省 CO₂ の商品・サービス選択が促されることが期待される。

■未利用エネルギー

夏は大気よりも冷たく冬は大気よりも暖かい河川水・下水などの温度差エネルギーや、工場の排熱など、 今まで利用されていなかったエネルギーのこと。

■メタネーション

水素 (H_2) と二酸化炭素 (CO_2) を反応させ、天然ガスの主な成分であるメタン (CH_4) を合成すること。メタンは燃焼時に CO_2 を排出するが、メタネーションをおこなう際の原料として、発電所や工場などから回収した CO_2 を利用すれば、燃焼時に排出された CO_2 は回収した CO_2 と相殺されるため、 CO_2 排出は実質ゼロになる。

■メタン(CH₄)

無色の可燃性気体であり、天然ガスの主成分である。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。温室効果ガスのうち、温室効果の原因の約 6 割を占める CO2に次いで、約 2 割の影響を及ぼす。

■籾殻燻炭

籾殻を 400℃ほどの比較的低温で蒸し焼きにして炭化させたもの。空気をたくさん含んでいるためとても軽いのが特徴で、1 リットルで 100g ほどしかない。主成分はケイ酸と炭素がほとんどで、あとは窒素と水素がわずかに入っているだけである。日本は強い酸性の雨が降るため、土壌が酸性になりがちだが、籾殻燻炭はアルカリ性の性質なため、土壌を中和する力があり、籾殻自身は、炭化させると目に見えないほどの小さな穴がたくさん開くため、土に混ぜ込むとその穴を空気や水が通り、通気性や排水性が改善される。さらに、自重の 680%もの水分を蓄えることができる優れた保水性があるため、微生物も繁殖しやすく、微生物が増えると土はフカフカになり、病気にもかかりにくく、植物にとっても最適な環境となる。

や行

■洋上風力(浮体式、着床式)

洋上風力発電とは、洋上に風車を持っていき、そこで風力発電しようというもの。陸上の風力発電開発が進み、適地が減っていることもあって、海域を利用した洋上風力発電が注目されており、四方を海に囲まれた日本に大きなポテンシャルがある再生可能エネルギーであると言える。洋上風力発電には、「着床式」と「浮体式」の2種類があり、コストの面から「着床式」の建設が先行して進んでいる。洋上に置くメリットとしては、陸上よりも洋上のほうが一般的に風は強く、安定的に吹いていること、陸上より設置場所が生活エリアから離れることから騒音や景観問題がより少ないことが挙げられる。洋上風力発電には、海底に杭などの基礎構造物を設置してその上に風車を乗せる「着床式洋上風力発電」と、浮体の上に風車を乗せて発電する「浮体式洋上風力発電」の2つのタイプがあり、浮体式は浮体に非常にコストがかかるので、着床式が先行して導入されている。

■4R運動

4 つの R とは、「Refuse(リフューズ)」、「Reduce(リデュース)」、「Reuse(リユース)」、「Recycle(リサイクル)」のことである。

<Refuse(リフューズ):断る>

ゴミになるものを持ち込まない、不必要なものは買わない、断る。

<Reduce(リデュース):減らす>

ゴミの量を減らす、ゴミをなるべく出さない生活をする。

<Reuse(リユース):再利用>

物を修理する、人に譲る、リユース商品を使用する。

<Recycle(リサイクル):再資源化>

ゴミは分別して捨てる。リサイクル品を購入する。

ら行

■冷温水発生器

大型建物の集中冷暖房(セントラル空調)に使用する熱源機。機械室などに置き、冷房用に冷水、暖房用 に温水を作り出し、各部屋の空調に利用する。

■六フッ化硫黄(SF₆)

無色無臭の気体で、熱的、化学的に安定して、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

アルファベット

■A 重油

重油は炭素と水素からなる炭化水素が主成分であるが、若干の硫黄分および微量の無機化合物などが含まれている。硫黄含有量はおよそ 0.1~3.5 質量%で、無機化合物は灰分にしておよそ 0.03 質量%以下である。重油は蒸留残油または蒸留残油と軽油とを混合したものであり、その用途に従って粘度、残留炭素、硫黄分あるいは流動点などを調整して製品としたものである。種類は動粘度により A 重油(JIS K 2205、1種)、B 重油(同、2種)C 重油(同、3種)の3種類に大別される。

CCS

「Carbon dioxide Capture and Storage」の略で、日本語では「二酸化炭素回収・貯留」技術と呼ばれる。発電所や化学工場などから排出された CO_2 を、ほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入すること。

■COOL CHOICE

政府が 2015 年に、2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標 を掲げた際に、その達成に向けて政府や事業者、国民が一致団結するために掲げられた国民運動。温室効果ガスの排出量削減のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日常生活における「賢い選択」を推進している。

■EMS

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための組織や事業者の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System)という。

■EV

EV(Electric Vehicle)は電気自動車のことである。ちなみに、EV ステーションは、ガソリン車のガソリンスタンドに相当し、EV(電気自動車)の充電を行う施設である。

■FIT

FIT(Feed-in Tariff)の略称で、「フィット」と呼ばれている。「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とも呼ばれ、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度である。電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支える制度となっている。そのため、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、再生可能エネルギーの普及が進むと言われている。

■Jクレジット

環境省、経済産業省、農林水産省が運営するベースライン&クレジット制度であり、省エネ・再エネ設備の 導入や森林管理などによる温室効果ガスの排出削減・吸収量をJークレジットとして認証している。2023 年3月時点で69の方法論があり、家庭・中小企業・自治体の省エネ・低炭素投資などを促進し、クレジット の活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指すものである。

■LD-Tech 制度

2050年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源 CO_2 の排出削減に最大の効果をもたらす先導的な技術を使った製品を、LD-Tech(Leading Decarbonization Technology)製品として環境省が認証する制度。認証製品一覧は公開されており、 CO_2 削減において最高性能を有する製品を参照できる。

■LED 照明

発光ダイオードを利用した省エネ効果の高い照明のこと。

■PPA

PPA(Power Purchase Agreement)とは、電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれている。企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業や自治体が施設で使用することで、電気料金と CO_2 排出の削減を行うことができる。また、設備の所有は第三者(事業者又は別の出資者)が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。

■ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ばれている。建築計画の工夫による日射遮蔽、自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを作り出し、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物のことをいう。

ZEB には 4 種類に分けられ、省エネと創工ネにより年間の一次エネルギー収支がゼロの建物が「ZEB」と呼ばれる。従来の建物に必要なエネルギーと比較し、省エネで 50%以上、創エネを含めると 75%以上の削減を達成したものは「Nearly ZEB」となる。一方で、省エネ設備のみを整備し、50%以上の削減を達成した建物は「ZEB Ready」と定義づけられる。また、延べ面積が 10,000 ㎡以上の建物が対象となる「ZEB Oriented」は、事務所等では省エネで 40%以上削減することに加え、さらなる省エネを目指して未評価技術(公益財団法人空気調和・衛生工学会で省エネ効果が高いと見込まれ公表された技術)を導入することが要件となる。

■ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ばれている。高断熱・高気密化、高効率設備によって使用するエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーを作り出し、年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする住宅のことをいう。

■2UP3DOWN 運動

2 階上がる、または 3 階下がる程度の短い距離であれば、エレベーターではなく階段の利用を推進する取り組み。

浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 2024年度~2034年度

2024(令和 6)年1月発行 浜田市 市民生活部 環境課 カーボンニュートラル推進室

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1番地

電話:(0855)25-9008〈直通〉

FAX:(0855)22-9100

E-mail:carbon@city.hamada.lg.jp

URL: http://www.city.hamada.shimane.jp

本計画は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されたものです。

<業務委託先>三井共同建設コンサルタント株式会社・スマートシティ企画株式会社

令和6年度 地方税制改正の概要について

「地方税法の一部を改正する法律」等が例年3月31日に公布、一部を除いて4月1日から施行されます。これらの改正点のうち、浜田市税条例の改正が必要なものについては、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分により、令和6年3月31日の条例改正を予定しています。

主な地方税制改正の概要は、次のとおりです。

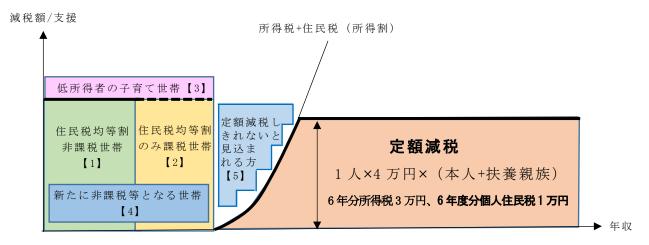
1 個人住民税関係

(1) 定額減税の実施(令和6年度のみ)

令和6年分所得税と6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき、所得税で3万円、住民税で同1万円を減税する(所得制限あり)。

減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、 各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費 で補填する。



(参考:給付部分)

- 【1】令和5年度住民税非課税世帯に、7万円/世帯を追加給付(令和5年12月~)
- 【2】令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に、住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付
- 【3】低所得者の子育て世帯に、世帯内で扶養されている 18歳以下の子に5万円/人を加算給付(【1】 【2】【4】に加算)
- 【4】令和 6 年度住民税課税で新たに住民税均等割非課税となる世帯、または住民税均等割のみ課税となる世帯へ 10 万円/世帯を給付
- 【5】定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税 義務者へ、1万円単位で差額を給付
- ※【1】~【4】の低所得者向け給付同士については、併給不可
- ※【1】~【4】の低所得者向け給付と、定額減税・調整給付【5】については、併給・重複可

減税の実施方法

給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分~令和7年5月分の11か月で均す。

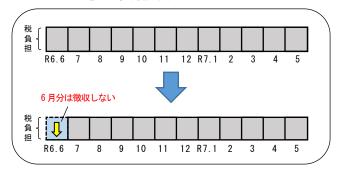
普通徴収 (事業所得者等)

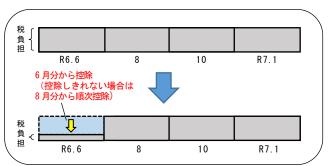
「定額減税「前」の税額」をもとに 算出した第1期分(令和6年6月分) の税額から控除し、第1期分から控除 しきれない場合は、第2期分(令和6 年8月分)以降の税額から、順次控除。

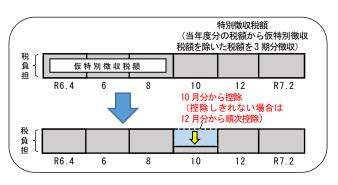
公的年金等に係る所得に係る特別徴収

「定額減税「前」の税額」をもとに 算出した令和6年10月分の特別徴収 税額から控除し、控除しきれない場合 は令和6年12月分以降の特別徴収税 額から、順次控除。

減税の実施方法 (イメージ)





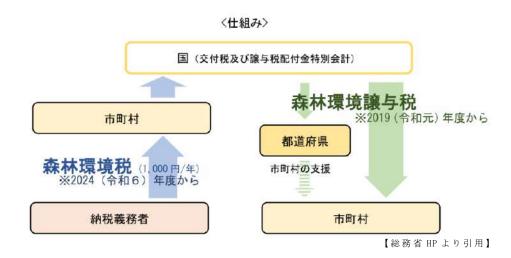


(2) 森林環境税の創設(令和6年度から)

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(国税)を創設する。森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税(令和元年度から前倒し実施)として都道府県・市町村へ譲与される。

(補足) 平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間は、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源の確保のため、臨時の措置として市民税・県民税についてそれぞれ 500 円ずつ加算されていたものが期限切れにより終了し、森林環境税 1,000 円が加算されるため納税者の支払額は 5,500 円で同額となる。

なお、県民税均等割のうち 500 円は、「水と緑の森づくり税」(平成 17 年 4 月 から実施)。



2 固定資産税関係

(1) 土地に係る負担調整措置等の延長

宅地等に係る負担調整措置について、負担水準の均衡化を促進する ため、現行の負担調整措置等を3年延長する。

(2) 一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る特例措 置の延長等

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産について、固定資産税の課税標準の特例率をわがまち特例により定め、価格に2分の1を乗じた額とする特例措置を講じた上、適用期限を2年延長する。

(3) 新築住宅に係る減額措置の延長

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長する。

【一般住宅分】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の住宅(②以外)	3年度分	1 /0	居住部分に係る
②3 階建以上で耐火構造の住宅	5年度分	1/2	床面積で、120 ㎡ が限度

【長期優良住宅分】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の住宅(②以外)	5年度分	1 /0	居住部分に係る
②3 階建以上で耐火構造の住宅	7年度分	1/2	床面積で、120 m ² が限度

※床面積要件 居住部分の床面積が 50 ㎡ (戸建以外の菓子や住宅は 40 ㎡) 以上 280 ㎡未満 ※居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の 1/2 以上

水道施設用地に係る調査の経過報告について

1 経緯

1月12日、市民の方から金城地域における水道施設所在地の土地の名義が個人になっているものがあるとの指摘があり、現在対応を進めている。

同様の案件がないか、金城以外の全地域を調査することとしており、現在調査中の旭地域について経過を報告する。

2 調査の概要

- ○水道施設所在地と水道資産台帳等を突合する。
- ○民有地の場合、賃貸借契約を確認する。

3 調査の結果

旭地域で稼働している70施設の土地を調査した結果は次の通りです。

(土地の状況)

- ○59 施設は登記済市有地又は公道地内であり問題なし。
- ○1 施設は民有地を賃貸借契約しており問題なし。
- ○10 施設は調査中。

4 今後の対応

- ○金城、旭地域について継続調査を行う。
- ○金城、旭以外の地域について同様の調査を進める。

浜田処理区下水道整備事業について

浜田処理区下水道整備事業の進捗状況について、次のとおり報告します。

1 管路工事について

(1) 進捗状況

令和 4 年度に決定した事業者と、下記のとおり詳細設計が完了した一部地域(浜田高校東側)を先行工事分として工事請負契約を締結したので報告します。

ア 工 事 名 浜田処理区下水道管渠整備工事(第二工区)その1

受 注 者 宮田建設工業・山重組特別共同企業体

契約金額 51,360,100 円

契約日 令和6年1月29日

契約期間 令和6年1月30日から令和6年8月30日まで

2 処理場建設工事について

(1) 進捗状況

ECI方式の実施に伴い、詳細設計業務受注者及び建設工事の契約候補者を下記のとおり決定したので報告します。

ア 詳細設計業務

受注者名 パシフィックコンサルタンツ株式会社 山陰事務所

選定方法 指名競争入札

契約金額 54,997,800 円

契約日 令和5年12月14日

契約期間 令和5年12月15日から令和6年12月13日まで

イ 処理場建設工事(土木・建築工事)

候補者名 宮田建設工業・祥洋建設特別共同企業体

代表企業 宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕

選定方法 公募型プロポーザル

審査結果 66.6 点 / 100 点満点

ウ 処理場建設工事 (機械・電気設備工事)

候補者名 クボタ・電設サービス特別共同企業体

代表企業 株式会社クボタ 中四国支社 支社長 酒井 直人

選定方法 公募型プロポーザル

審査結果 76.6点 / 100点満点

(2) スケジュール

日 程	内容
令和6年2月22日	処理場建設工事契約候補者と基本協定締結
令和6年2月~	ECI方式 技術協力
令和6年度	処理場建設工事請負契約の締結

浜田市障がい福祉計画(第7期)・ 浜田市障がい児福祉計画(第3期)

> 令和 6 年(2024 年) 3 月 浜田市

■ 目 次 ■

第1	章 計画の策定にあたって	. 1
1 2 3 4	計画策定の趣旨計画の位置づけ計画の期間計画の策定体制	. 2
第2	章 障がいのある人等の状況	. 6
1 2 3 4 5	人口の推移身体障がい知的障がい精神障がい障害者手帳所持者数(合計)	. 7 . 9
第3	章 障がい福祉計画(第7期)	12
1 2 3 4 5	第6期計画の実績と課題 令和8年度(2026年度)に向けた目標値 障がい福祉サービスの第7期見込量及び確保方策 地域生活支援事業の第7期見込量及び確保方策 その他に関する取組	25 32 36
第4	章 障がい児福祉計画(第3期)	38
1 2 3	第2期計画の実績と課題 令和8年度(2026年度)に向けた目標値 障がい児通所支援等の第3期見込量及び確保方策	40
第5	章 計画の推進体制	42
1 2 3	計画の進捗管理 市民参画の推進 関係機関の連携	42
資料	編	43
1 2 3	策定経過	44
4	障がい者福祉専門部会委員名簿	46

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成 28 年(2016 年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(以下「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の望む地域生活を支援し、障がい児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定められました。

また、近年の動向として、令和3年(2021年)には日常的に医療的ケアが必要となる「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。同年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年(2024年)4月より合理的配慮の提供義務が民間事業所にも拡大されることが示されています。さらに、令和4年(2022年)には障がいのある人の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

「浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画(第3期)」(以下「本計画」という。)は、これらの法制度の変更を踏まえながら、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援」が計画的に提供されるよう、令和8年度(2026年度)における障がい福祉サービス等に関する数値目標を設定し、各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めます。

浜田市における「障害」表記の取扱いについて

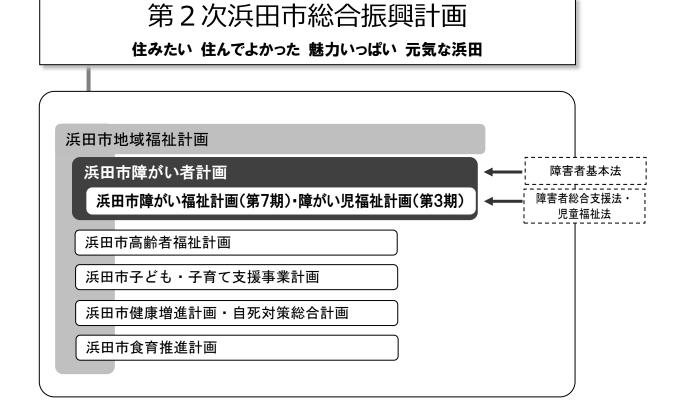
- 原則として、「障がい」とひらがな表記にしています。 なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と表記しています。
- 〇 平成 23 年(2011年)4月1日以降浜田市が作成する公文書を対象としており、本計画についても上記の取扱いにより表記しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の2計画を一体としたものです。

また、「浜田市総合振興計画」の障がい福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、「浜田市地域福祉計画」等各種計画との整合を図りながら、障がい者・児のサービスの提供体制の確保や推進のための基本となる計画です。

策定にあたっては、国の定める基本指針(平成 18年(2006年)厚生労働省告示第 395号: 令和2年(2020年)改正)(以下「国基本指針」という。)を踏まえ、浜田市保健医療福祉協議会の障がい者福祉専門部会、浜田圏域自立支援協議会、関係者団体の意見を反映し、「浜田市障がい者計画」との調和を図りました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

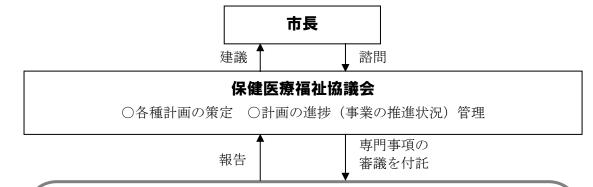
なお、本計画については、年1回以上、数値目標等の実績の把握・分析・評価を行い、必要に応じ計画変更等の措置を取ることとします。また、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するためにも、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1)組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉に関する計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会及び浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携、調整を図りながら計画を策定しました。



地域福祉専門部会

○地域福祉計画の策定・見直し

障がい者福祉専門部会

○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定・見直し

高齢者福祉専門部会

○高齢者福祉計画の策定・見直し

子ども・子育て支援事業計画策定専門部会

○子ども・子育て支援事業計画の策定・見直し

地域保健医療専門部会

- ○健康増進計画の策定・見直し
- ○自死対策総合計画の策定・見直し

食育推進計画専門部会(食育推進ネットワーク会議)

○食育推進計画の策定・見直し

(2) 関係団体調査

障がい福祉サービス事業者及び相談支援事業所等の各種関係機関から、障がいのある人へのサービス提供状況や支援における課題を把握する目的で、関係団体調査を実施しました。

調査対象	障がい福祉サービス事業者をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等		
調査方法	市内サービス提供事業所等への調査票郵送による配布回収		
調査時期	令和 5 年 (2023 年) 10 月 23 日~11 月 8 日		
配布数及び回収数	配布数:81 回収数:62 (回収率:76.5%)		

第2章

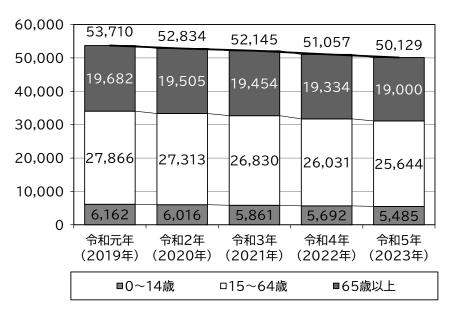
障がいのある人等の状況

1 人口の推移

総人口は令和元年(2019年)以降、年々減少しています。人口構成別にみても、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口のすべてにおいて減少しています。

■総人口等の推移

(人)



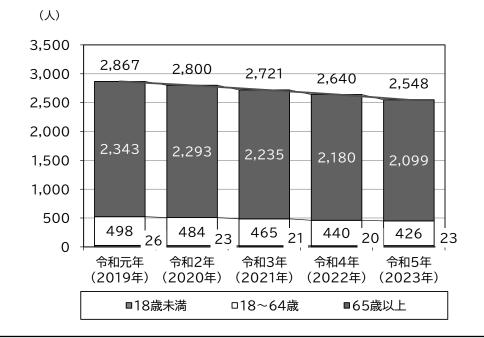
資料:住民基本台帳 各年3月末 ※総人口は年齢不詳を含む

2 身体障がい

(1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)

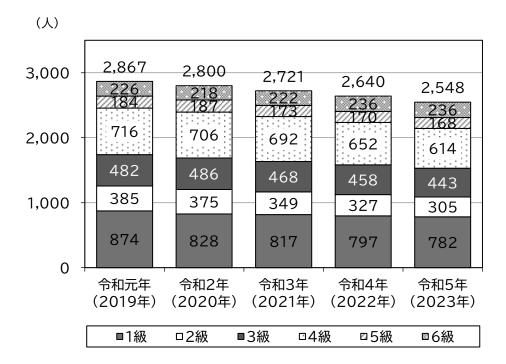


身体障がい、知的障がい、精神障がいに関するデータの出典は、 すべて「島根県立心と体の相談センター業務概要」(各年3月末現在)となっています。

(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

等級別では6級以外の等級で減少傾向となっています。

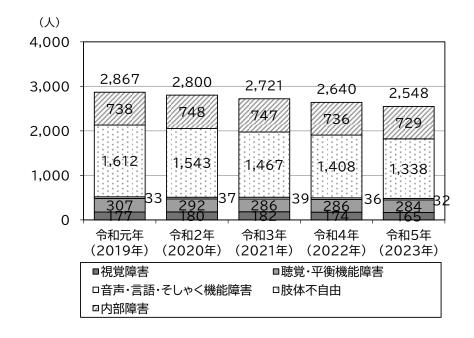
■身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)



(3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

令和3年(2021年)以降、すべての種類で減少傾向となっています。

■障がいの種類別人数の推移

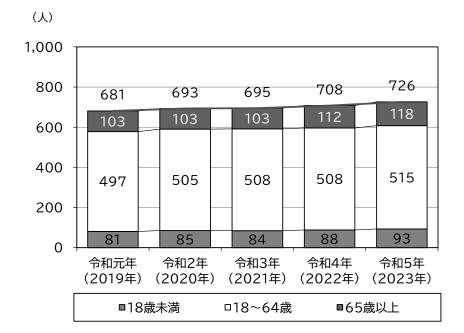


3 知的障がい

(1)療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

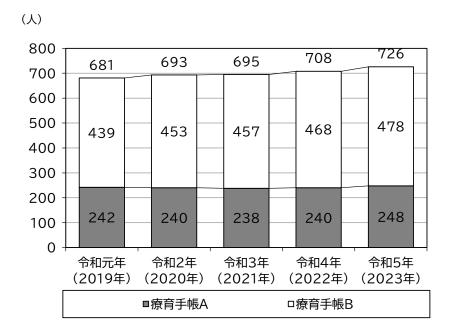
■療育手帳所持者数の推移(年齢別)



(2) 療育手帳所持者数の障がいの程度別推移

A(最重度・重度)はほぼ横ばいで推移し、B(中度・軽度)は増加しています。

■療育手帳所持者数の推移(障がいの程度別)

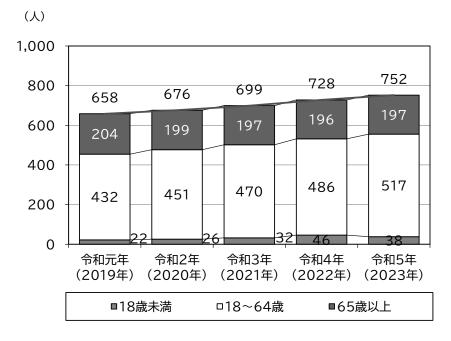


4 精神障がい

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は 18~64 歳で増加傾向となっています。

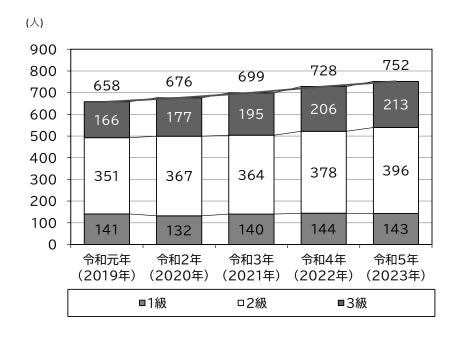
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)



(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

等級別では2級、3級で増加傾向となっています。

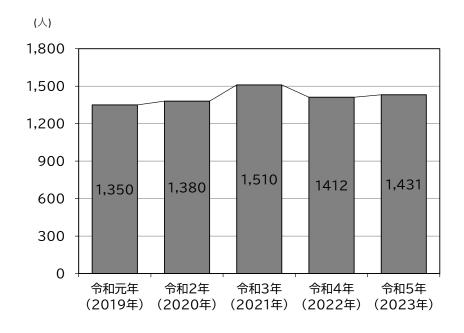
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



(3) 自立支援医療(精神通院医療) 受給者数の推移

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和 4 年(2022 年)に一度減少していますが、全体的には増加傾向となっています。

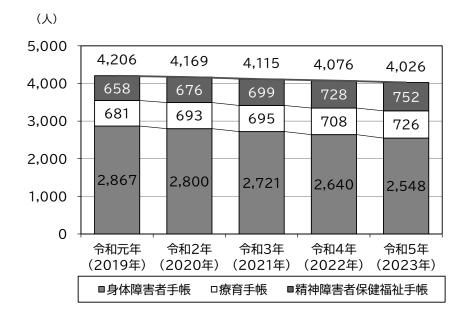
■自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移



5 障害者手帳所持者数(合計)

障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



第3章 障がい福祉計画 (第7期)

第6期計画の実績と課題

第6期計画の見込量に対する実績及び関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。

※令和5年度(2023年度)の実績については、10月末現在における見込み。

(1)訪問系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の移動中の介護を行います。
行動援護	重度の知的障がい又は重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や他害、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、その必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

単位:時間/月(月間の利用時間)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	見込量(A)(時間/月)	1,498	1,501	1,504
	実績(B)(時間/月)	1,548	1,308	1,275
	達成率(B/A)(%)	103.3	87.1	84.8
	見込量(A)(人/月)	126	127	128
	実績(B)(人/月)	131	112	104
	達成率(B/A)(%)	104.0	88.2	81.3

【実績概要】

〇利用時間・人数の実績は令和3年度(2021年度)を除き、見込量を下回る実績となっていま す。

【関係団体調査にみる課題】

- ○訪問系サービスを提供している事業所では、人材不足の課題が数多くあがっています。
- ○人材不足の中で業務の負担が大きく、人材育成の時間が確保できないという現状があります。

(2) 日中活動系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
生活介護	昼間、障がい者支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作 的活動の機会を提供します。
自立訓練	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で 一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のため に生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供すると ともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を 提供し、知識や能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により 生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要と なる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、 医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

単位:人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(人日/月)	4,784	4,825	4,867
	実績(B)(人日/月)	4,489	4,415	4,560
 生活介護	達成率(B/A)(%)	93.8	91.5	93.7
上海汀護 	見込量(A)(人/月)	268	270	272
	実績(B)(人/月)	250	252	259
	達成率(B/A)(%)	93.3	93.3	95.2
自立訓練(機能訓練)	見込量(A)(人日/月)	20	20	20
	実績(B)(人日/月)	1	28	21
	達成率(B/A)(%)	5.0	140.0	105.0
	見込量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

サービ	えの種類	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(人日/月)	53	53	53
	実績(B)(人日/月)	47	48	48
	達成率(B/A)(%)	88.7	90.6	90.6
自立訓練(生活訓練)	見込量(A)(人/月)	4	4	4
	実績(B)(人/月)	5	4	4
	達成率(B/A)(%)	125.0	100.0	100.0
	見込量(A)(人日/月)	20	20	20
宏语型点式训练	実績(B)(人日/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0	0	0
宿泊型自立訓練	見込量(A)(人/月)	1	1	1
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0	0	0
	見込量(A)(人日/月)	112	113	114
	実績(B)(人日/月)	114	136	139
就労移行支援	達成率(B/A)(%)	101.8	120.4	121.9
机力例11又按	見込量(A)(人/月)	9	9	9
	実績(B)(人/月)	9	10	9
	達成率(B/A)(%)	100.0	111.1	100.0
	見込量(A)(人日/月)	1,105	1,128	1,152
	実績(B)(人日/月)	1,005	1,023	1,019
就労継続支援A型	達成率(B/A)(%)	91.0	90.7	88.5
机力枪机又拔入生	見込量(A)(人/月)	57	58	58
	実績(B)(人/月)	52	54	52
	達成率(B/A)(%)	91.2	93.1	89.7
	見込量(A)(人日/月)	2,832	2,840	2,848
	実績(B)(人日/月)	2,965	2,752	2,785
就労継続支援B型	達成率(B/A)(%)	104.7	96.9	97.8
がの他が入及し土	見込量(A)(人/月)	161	162	163
	実績(B)(人/月)	170	165	165
	達成率(B/A)(%)	105.6	101.9	101.2
	見込量(A)(人/月)	8	10	11
就労定着支援	実績(B)(人/月)	5	4	3
	達成率(B/A)(%)	62.5	40.0	27.3
	見込量(A)(人/月)	28	29	30
療養介護	実績(B)(人/月)	26	28	28
	達成率(B/A)(%)	92.9	96.6	93.3
	見込量(A)(人日/月)	260	262	265
	実績(B)(人日/月)	280	242	263
	うち福祉型	253	225	241
	うち医療型	27	17	22
短期入所	達成率(B/A)(%)	107.7	92.4	99.2
	見込量(A)(人/月)	40	41	42
	実績(B)(人/月)	52	48	56
	うち福祉型	50	46	53
	うち医療型	2	2	3
	達成率(B/A)(%)	130.0	117.1	133.3

【実績概要】

- 〇生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護は、見込量を下回るものの、概ね 見込量に近い実績となっています。
- ○就労移行支援の延べ利用日数は、増加傾向で推移し、見込量を上回っています。
- 〇自立訓練(機能訓練)、(生活訓練)は、年によってばらつきはあるものの、概ね見込量に近い 実績となっています。
- 〇宿泊型自立訓練は、圏域に受入れ可能な事業所がなく、利用希望者もなかったため利用実績が ありませんでした。
- 〇就労定着支援は、減少傾向で推移し、見込量を下回る実績となっています。
- ○短期入所の利用人数は、見込量を大きく上回っています。

【関係団体調査にみる課題】

- 〇日中活動系サービスを提供する事業所では、人員不足が大きな課題としてあがっています。
- 〇就労支援を行う事業所では、現在の人員配置では事業所内の支援で手一杯となり、一般就職に 向けた支援が難しいという意見があがっています。
- 〇就労支援においては、一般就労やステップアップを進める上で、働く場や仕事の種類が限られているという課題があがっています。
- ○障がいのある人が経済的自立を果たすため、工賃向上に向けた販路拡大等の取組も求められています。
- ○強度行動障がいのある人については、受け入れ先が少ないことが課題としてあげられています。

(3)居住系サービス

■口 サービスの内容 □■

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームから一人暮らしに移行する人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は食事や入浴、排せつの介護を行います。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している人が、自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(人/月)	3	4	5
自立生活援助	実績(B)(人/月)	5	5	6
	達成率(B/A)(%)	166.7	125.0	120.0
共同生活援助	見込量(A)(人/月)	127	130	132
	実績(B)(人/月)	123	122	125
	達成率(B/A)(%)	96.9	93.8	94.7
施設入所支援	見込量(A)(人/月)	101	101	100
	実績(B)(人/月)	98	93	90
	達成率(B/A)(%)	97.0	92.1	90.0

【実績概要】

- ○自立生活援助は、各年、見込量を上回る実績となっています。
- ○共同生活援助、概ね見込量通りの実績となっています。
- ○施設入所支援は、減少傾向で推移し、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 〇居住系サービスを提供する事業所からは、人員の確保や質の向上が課題としてあげられています。
- ○地域移行を進めていく上で、グループホーム等の受け入れ先の確保が求められています。

(4) 相談支援

■口 サービスの内容 □■

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人 や特別支援学校卒業生等、自らサービス調整できない人などを対象に、自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また適切な障がい福祉サービ ス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、計画を作成します。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、 障がい福祉サービスの体験的な利用支援などを行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急 に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行いま す。

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(人/月)	202	206	210
計画相談支援	実績(B)(人/月)	197	183	180
	達成率(B/A)(%)	97.5	88.8	85.7
444401901411411	見込量(A)(人/月)	2	3	4
│ 地域相談支援 │(地域移行支援)	実績(B)(人/月)	1	2	2
(地域的)又版/	達成率(B/A)(%)	50.0	66.7	50.0
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量(A)(人/月)	12	12	13
	実績(B)(人/月)	9	17	20
(地域足相义版)	達成率(B/A)(%)	75.0	141.7	153.8

[※]計画相談支援は、計画作成時及びモニタリング時各回を含む。

【実績概要】

- ○計画相談支援は、減少傾向で推移しています。
- ○地域移行支援は、各年、見込量を下回る実績となっています。
- 〇地域定着支援は、増加傾向で推移し、令和4年度(2022年度)以降見込量を上回っています。

【関係団体調査にみる課題】

〇相談支援を行う事業所からは、人員の確保及び職員の資質向上、事務作業量の多さが課題という声があがっています。特に人員確保及び資質向上については、人員不足の中で研修の参加が難しいことが理由としてあげられています。

(5) 地域生活支援事業

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容		
理解促進研修· 啓発事業	地域住民に対して、障がい等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業 所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。		
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防 止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。		
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援(各種施策に関する助言・指導等)、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。		
住宅入居等支援事業	施設や病院などから賃貸契約による一般賃貸住宅や公営住宅への入居を希望しているが、さまざまな理由で入居が困難な状況にある人たちの入居及び入居後に必要な支援を行います。		
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳を設置する事業、点訳等による支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。		
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援等を円滑に実施するため、手話奉仕員を養成するための研修等を行い、人材の確保を図ります。		
日常生活用具給付等事業	在宅で生活する障がいのある人に対して、日常生活が円滑に行われるように、 日常生活用具を給付又は貸与し、自立した生活を促進します。		
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動など の社会参加のための外出の際に、移動を支援します。		
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。 あわせて、地域活動支援センターの機能強化を促進し、障がいのある人の地域における生活支援の促進を図ります。		
日中一時支援事業	日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に、日中における活動の場を提供します。		
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。 〇スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 〇点字・声の広報等発行事業 〇自動車運転免許取得・改造助成事業 〇芸術・文化講座開催等事業 〇生活訓練事業 〇その他社会参加促進事業		
成年後見制度利用支援 事業	知的障がい、精神障がい等により、自分で十分判断できない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助が受けられるよう支援します。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。		

① 理解促進研修 · 啓発事業

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
广北江新	見込量(A)	通年	通年	通年
広報活動 	実績(B)	通年実施	通年実施	通年実施

【実績概要】

〇広報活動については、年間を通して実施しています。

② 自発的活動支援事業

単位:か所

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
社会活動支援	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○社会活動支援については、家族間の交流・情報交換の場として、見込み通り 1 か所で実施しています。

③ 相談支援事業

単位:か所、実施の有無

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(か所)	4	4	4
障がい者相談支援事業	実績(B)(か所)	4	4	4
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
地域自立支援協議会	見込量(A)(有無)	有	有	有
地域日立又按励議去	実績(B)(有無)	有	有	有

【実績概要】

〇相談支援事業については、4か所の事業所に委託して支援を実施しています。

4基幹相談支援センター設置事業

単位:か所

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
甘松也沙士福山、万二凯罕市	見込量(A)(か所)	1	1	1
│ 基幹相談支援センター設置事 │ 業	実績(B)(か所)	1	1	1
未	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

〇基幹相談支援センターは、以前は圏域での設置でしたが、令和3年度(2021年度)から浜田市単独で1か所設置しています。

【関係団体調査にみる課題】

○支援につながっていない方の掘り起こしができていないため、民生委員等の地域住民と近い存在の人とのつながりや相談がしやすい体制づくりが求められます。

⑤ 住宅入居等支援事業

単位:実施の有無

区	जे	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
住宅入居等支援事業	見込量(A)(有無)	有	有	有
(相談支援)	実績(B)(有無)	有	有	有

【実績概要】

〇住宅入居等支援事業については、住まいのサポートセンターに委託して実施しています。

【関係団体調査にみる課題】

〇サービスの周知が不十分のため、サービスを必要としている人に行き届くよう、情報発信の工 夫が求められます。

⑥ 意思疎通支援事業

単位:回/月(月間の派遣回数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(回/月)	30	30	30
意思疎通支援事業	実績(B)(回/月)	4	5	10
	達成率(B/A)(%)	13.3	16.7	33.3

【実績概要】

〇意思疎通支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣依頼が伸びず、見込量を大きく下回る実績となっています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

単位:か所、人/年(年間の参加申込者数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(か所)	1	1	1
研修実施か所数	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
	見込量(A)(人/年)	20	20	20
研修参加申込者数	実績(B)(人/年)	17	15	23
	達成率(B/A)(%)	85.0	75.0	115.0

【実績概要】

〇手話奉仕員養成研修は1か所で実施しています。参加申込者数については、令和4年度(2022年度)までは見込量を下回っていましたが、令和5年度(2023年度)からは増加し、見込量を上回る実績となっています。

⑧ 日常生活用具給付等事業

単位:件/年(年間の給付件数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(件/年)	5	5	5
介護・訓練支援用具	実績(B)(件/年)	4	1	1
	達成率(B/A)(%)	80.0	20.0	20.0
	見込量(A)(件/年)	10	10	10
自立生活支援用具	実績(B)(件/年)	5	9	9
	達成率(B/A)(%)	50.0	90.0	90.0
	見込量(A)(件/年)	10	10	10
在宅療養等支援用具	実績(B)(件/年)	4	5	5
	達成率(B/A)(%)	40.0	50.0	50.0
	見込量(A)(件/年)	15	15	15
情報•意思疎通支援用具	実績(B)(件/年)	14	9	9
	達成率(B/A)(%)	93.3	60.0	60.0
	見込量(A)(件/年)	440	450	460
排泄管理支援用具	実績(B)(件/年)	478	480	480
	達成率(B/A)(%)	108.6	106.7	104.3
尼克先还载你 找明	見込量(A)(件/年)	3	3	3
│居宅生活動作補助用具 │(住宅改修費)	実績(B)(件/年)	4	2	2
(江七以修良)	達成率(B/A)(%)	133.3	66.7	66.7

【実績概要】

- ○介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具については、減少傾向 がみられます。
- ○在宅療養等支援用具は見込量を下回る実績となっています。
- ○自立生活支援用具は見込量を下回るものの、概ね実績に近い結果となっています。
- 〇排泄管理支援用具については、各年、見込量を上回る実績となっています。

9 移動支援事業

単位:か所、人/年(年間の利用人数)、時間/年(年間の利用時間)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(か所)	12	12	12
	実績(B)(か所)	13	14	14
	達成率(B/A)(%)	108.3	116.7	116.7
	見込量(A)(人/年)	65	67	69
移動支援事業	実績(B)(人/年)	67	45	45
	達成率(B/A)(%)	103.1	67.2	65.2
	見込量(A)(時間/年)	2,000	2,100	2,200
	実績(B)(時間/年)	2,035	1,651	1,651
	達成率(B/A)(%)	101.8	78.6	75.0

【実績概要】

○実施か所数は各年、見込量を上回る実績となっています。利用人数、時間はともに減少傾向で推移しており、令和3年度(2021年度)を除き、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

〇公共交通機関の便が悪く、サービスが十分に受けられないという課題があがっています。

⑩ 地域活動支援センター事業

単位:か所

	サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
		見込量(A)(か所)	3	3	3
基础	濋的事業	実績(B)(か所)	3	3	2
	達成率(B/A)(%)		100.0	100.0	66.7
		見込量(A)(か所)	1	1	1
	うち機能強化事業	実績(B)(か所)	1	1	1
		達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

〇地域活動支援センター事業における基礎的事業は、令和5年度(2023年度)に3か所のうち1か所が廃止し、2か所での実施、機能強化事業は引き続き1か所で実施しています。

① 日中一時支援事業

単位:か所、人/年(年間の利用人数)

区分	,	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(か所)	14	14	14
	実績(B)(か所)	16	18	19
│ │日中一時支援事業	達成率(B/A)(%)	114.3	128.6	135.7
口中一吋叉扳爭呆 	見込量(A)(人/年)	37	39	41
	実績(B)(人/年)	49	38	40
	達成率(B/A)(%)	132.4	97.4	97.6

【実績概要】

〇実施か所数は、増加傾向で推移し、各年見込量を上回る実績となっています。利用人数については、令和3年度(2021年度)は見込量を上回る実績となっており、概ね見込量に近い実績となっています。

① 成年後見制度利用支援事業

単位:人/年(年間の利用人数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
建大沙日州东利田 土福	見込量(A)(人/年)	24	26	28
│ 成年後見制度利用支援 │ 事業	実績(B)(人/年)	29	23	23
丁 未 	達成率(B/A)(%)	120.8	88.5	82.1

【実績概要】

〇成年後見制度利用支援事業は、令和3年度(2021年度)は見込量を上回る実績となっており、 概ね見込量に近い実績となっています。

2 令和8年度(2026年度)に向けた目標値

(1)成果目標等の設定

国の基本指針に基づき、以下の成果目標と活動指標を設定します。

①施設入所者の地域生活への移行等

■国の基本方針(令和8年度末の目標)

・地域移行者数:令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生

活へ移行

・施設入所者数:令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減

■市の成果目標

<u> </u>		<u></u>
項目	数值	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	89 人	令和4年度(2022年度)末時点
【成果目標】	6人	令和8年度(2026年度)末までに6%以上
地域生活への移行者数(B)	6.7%	(B)/(A)
【成果目標】	5 人	令和8年度(2026年度)末までに5%以上
施設入所者の削減数(C)	5.6%	(C)/(A)

目標達成に向けた取組

- ○施設入所者がそれぞれの希望する暮らし方を相談支援等によって明らかにし、地域生活への移 行や施設入所支援の継続など個人に合った支援へつなげます。
- 〇福祉施設から地域生活への移行を支援するため、地域生活を希望する人に対して、自立訓練(生活訓練)や自立生活援助等のサービスを提供します。
- ○地域の生活の場として必要となる共同生活援助(グループホーム)等については、事業所等に対し新設・増設の促し等を行い、設置を推進します。
- 〇地域生活への移行後も、日常生活を維持・継続できるように支援するため、訪問系サービスや 日中活動系サービス等への事業者の参入促進を図り、サービスの量と質の確保に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本方針(令和8年度末の目標)

(都道府県が設定する目標値を掲載)

- 精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上
- 精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定
- 〇 精神病床における早期退院率:3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上

項目	数值	考え方
【目標値】 地域での保健、医療、福祉等の関 係者による協議の場の設置	1 か所	令和8年度(2026年度)末までに設置

目標達成に向けた取組

○浜田圏域自立支援協議会では、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築ワーキング」を設置しており、様々な関係機関の参加により、個別の課題や必要な支援策について協議、検討を行っています。関係機関が連携することにより、精神障がいのある人にも対応した連携協議が図れる体制の構築を行い、支援の充実をめざします。

③地域生活支援の充実

■国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制 の整備を進めること

■市の成果目標

1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
項目	成果目標	考え方		
地域生活支援拠点等の整備	1 4 元	地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域で少		
	1か所	なくとも 1 つ確保		
地域生活支援拠点等の運営状況		地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、		
の点検 1回/年	年1回以上の運用状況の検証・検討			
強度行動障がいを有する方への	中华	支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や協議会		
支援体制の整備	実施	等で検討		

■市の活動指標

		実績値		見込値			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
地域生活支援拠点等の設置か所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
コーディネーターの配置	無	有	有	有	有	有	
地域生活支援拠点等における機能 の充実に向けた支援の実績等を踏ま えた検証及び検討の実施回数	0 回	1 🗓	1 回	1 🗓	1 🗓	1 回	

目標達成に向けた取組

- 〇障がいのある方が地域で安心して生活するために、障がい者等を支援する家族の病気や入院、 事故など、「もしも」の緊急時に備え、必要な支援体制の整備を図ります。
- ○令和 5 年度(2023 年度)から、浜田圏域自立支援協議会において地域生活支援拠点等整備事業推進のための協議の場として「まちづくりワーキング」を創設し、2 か月に 1 回、関係機関の参加により事業推進に係る協議を行い、各年に1回、事業運用状況の検証及び検討を実施します。

4)福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ①一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
 - ①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上
 - ①のうち、就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度) 実績の1.29 倍以上
 - ①のうち、就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度(2021年度) 実績の1.28 倍以上
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就 労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数:令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

■市の成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数值	考え方
【実績】	10 1	令和3年度(2021 年度)に福祉施設を退所した一般
一般就労移行者数(A)	10 人	就労者数
【成果目標】	13 人	令和3年度(2021年度)実績の 1.28 倍以上
一般就労移行者数(B)	1.3 倍	(B)/(A)

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

3,000 10 13 0 43,04 3 71 11 0 0 13,743,75		
項目	数值	考え方
【実績】	5 1	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業
一般就労移行者数(A)	5 人	を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】	7人	令和3年度(2021年度)実績の 1.31 倍以上
一般就労移行者数(B)	1.4 倍	(B)/(A)

·就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数值	考え方
【実績】	2 1	令和3年度(2021年度)において就労継続支援A型
一般就労移行者数(A)	2 人	事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】	3 人	令和3年度(2021年度)実績の 1.29 倍以上
一般就労移行者数(B)	1.5 倍	(B)/(A)

·就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数值	考え方
【実績】	2 1	令和3年度(2021年度)において就労継続支援B型
一般就労移行者数(A)	2 人	事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】	3 人	令和3年度(2021年度)実績の 1.28 倍以上
一般就労移行者数(B)	1.5 倍	(B)/(A)

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目 数値		考え方		
【成果目標】 就労移行支援事業所数	66.7%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 を全体の5割以上		

·就労定着支援事業利用者数

項目	数值	考え方
【実績】	E 1	令和3年度(2021年度)の就労定着支援事業利用
就労定着支援事業利用者数(A)	5 人	者数
【成果目標】	8 人	令和3年度(2021年度)実績の 1.41 倍以上
就労定着支援事業利用者数(B)	1.6 倍	(B)/(A)
【成果目標】		就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分
目標年度の就労定着率が7割以	33.3%	以上
上の就労定着支援事業所の割合		<u> </u>

目標達成に向けた取組

- 〇就労移行支援事業や就労継続支援事業、就労定着支援事業を行う事業所の設置について支援を 行い、サービスの基盤整備に努めます。
- 〇自立支援協議会における就労支援部会を通じて、公共職業安定所や事業所等関係機関と連携し、 福祉就労及び一般雇用に向けた支援を行います。
- 〇サービス事業者、公共職業安定所、事業所、その他市内の福祉、労働、教育等の関係機関が連携した就労支援ネットワークを推進し、一般就労への移行に向けた支援体制の充実を図ります。
- ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい 者施設等における官公需の受注拡大を図ります。
- 〇一般就労した障がいのある人が継続して働けるように、企業等へ障がい及び障がいのある人へ の理解の促進を図ります。

5相談支援体制の充実・強化等

■国の基本方針(令和8年度末の目標)

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

■市の成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る 体制の確保	確保	基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	

■市の活動指標

		実績値		見込値			
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業所に対する訪問等によ る専門的な指導・助言の件数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
基幹相談支援センターによる地域の 相談支援事業者の人材育成の支援 件数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
基幹相談支援センターによる地域の 相談機関との連携強化の取り組み の実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
基幹相談支援センターによる個別事 例の支援内容の検証の実施回数 (事例検討会)	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
協議会における相談支援事業所の 参画による事例検討実施回数(専門 部会含む)	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	
協議会における相談支援事業所の 参画による事例検討の参加事業者 数(延べ事業者数)	93 事業者	107 事業者	99 事業者	100 事業者	105 事業者	110 事業者	
協議会の専門部会の設置数	3 部会	3 部会	3 部会	3 部会	3 部会	3 部会	
協議会の専門部会の実施回数	7 回	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回	

目標達成に向けた取組

- 〇障がいのある人やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応できるよう、近隣自治体及び 関係機関と連携しながら相談支援体制の整備に取り組みます。
- 〇障がいの多様化や、複合的な課題を抱えた困難な事例にも対応できるよう、相談支援専門員等 の人材育成を促進します。
- ○さまざまな相談機関との連携を強化し、相談から必要な支援へつなげられる体制の整備に努めます。

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本方針(令和8年度末の目標)

・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■市の成果目標

項目	目標値	考え方
障がい福祉サービスの質の向上に 向けた体制の整備	有	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、市職員が研修を受講し、サービス提供機関等と連携していく体制を構築

■市の活動指標

■川りは割田保						
	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
県やその他の機関が主催する障がい福祉サービス等に係る各種 研修への参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加
障害者自立支援審査支払等シス テムによる審査結果の共有する 体制の有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等シス テムによる審査結果の共有回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回

目標達成に向けた取組

- 〇障害者総合支援法の具体的内容について、市職員の専門的理解が深まるよう、県が開催する市町村職員向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修の聴講等の参加を促進します。
- ○障がい福祉サービス等に係る給付費について請求の過誤を無くし、事務負担の軽減を図るため、 自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有すること で請求にあたっての注意点を事業所が把握する機会とします。また、事業所に対する指導監査 結果については、市と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

3 障がい福祉サービスの第7期見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位:時間/月(月間の利用時間)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類	Į	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
居宅介護	時間/月	855	855	855
冶七八设	人/月	90	90	90
重度訪問介護	時間/月	10	10	10
里皮訪问介護 	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	36	36	36
[円] 1] [及[改	人/月	5	5	5
 行動援護	時間/月	390	390	390
1]到[发陵	人/月	13	13	13
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
主反阵//心·有寺也抬又拔	人/月	0	0	0

実施の方向性

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして、また地域 移行を進める観点でも、その量と質の確保が重要です。

事業者への情報提供等により参入促進を図るほか、従事者に対する研修参加促進など、引き続きサービス提供体制の整備に努めます。研修の実施については、リモートや録画配信の検討など、従事者が参加しやすい工夫を行います。

また、難病患者や高次脳機能障がいのある人の在宅生活について、国や県の施策動向を踏まえ、その支援の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位:人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類	類	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
 上汗办誰	人日/月	4,680	4,716	4,752
生活介護 	人/月	260	262	264
수 하나 소 (선생님 하나 소)	人日/月	22	22	22
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
白 古 訓 结 (人日/月	48	48	48
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	4	4
宿泊型自立訓練	人日/月	0	0	0
伯汨空日立訓練 	人/月	0	0	0
*************************************	人日/月	0	10	10
就労選択支援	人/月	0	1	1
<u> </u>	人日/月	126	140	154
就労移行支援 	人/月	9	10	11
就労継続支援 A 型	人日/月	1,015	1,035	1,055
机力率机又没入 至	人/月	52	53	54
就労継続支援 B 型	人日/月	2,805	2,805	2,805
例	人/月	165	165	165
就労定着支援	人/月	6	7	8
療養介護	人/月	28	28	28
短期入所(福祉型)	人日/月	275	280	285
短期入所(储征型) 	人/月	55	56	57
短期入所(医療型)	人日/月	10	10	10
应剂八川(企识生)	人/月	2	2	2

実施の方向性

日中活動系サービスは、障がいのある人の現在の活動を支え、また将来の自立に向けた活動を支援するサービスであり、さまざまな障がい特性や状況に応じたサービスが提供できる体制が必要です。

今後は、地域生活支援拠点などを活用し、サービスの相互連携を図るとともに、短期入所 に係る緊急時の対応や相談支援体制の充実を図ります。

障害者総合支援法の改正により新設された「就労選択支援」は、令和7年度(2025年度)から開始予定とされています。就労に向けたアセスメントを行い、適切な支援につなげられるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(3)居住系サービス

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	
自立生活援助	人/月	6	7	8	
共同生活援助	人/月	126	127	128	
施設入所支援	人/月	88	86	84	

実施の方向性

居住系サービスは、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中で、必要十分な量と質 の確保が求められます。

障がい特性に配慮しつつ、利用者のニーズに応えた運営ができるよう、人材の確保及び育成など質の向上に関する支援の取組を進めます。

(4)相談支援

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類	サービスの種類		令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
計画相談支援	人/月	183	186	190
地域相談支援 (地域移行支援)	人/月	2	2	2
地域相談支援 (地域定着支援)	人/月	21	23	25

実施の方向性

相談支援は、すべての障がい福祉サービス利用者が利用するものであり、その内容は利用者の暮らしに大きくかかわるため、きめ細やかな配慮が求められます。

今後は、すべての対象者に対し、適切な相談支援を行えるよう、関係機関とともに相談支援専門員の確保に向けた検討及び高齢者福祉部門も含めた連携体制の整備、相談支援に関する研修会の実施など、量的及び質的に充実した支援を行えるよう取組を進めます。

4 地域生活支援事業の第7期見込量及び確保方策

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

	区分		令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
理解促進研修· 啓発事業	広報活動		通年	通年	通年
自発的活動 支援事業	社会活動支援	か所	1	1	1
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	4	4	4
怕談又接事来	地域自立支援協議会	有無	有	有	有
基幹相談支援セン	ノター設置事業	か所	1	1	1
住宅入居等支援	事業(相談支援)	有無	有	有	有
意思疎通支援事	業	回/月	20	25	30
手話奉仕員養	研修実施か所数	か所	1	1	1
成研修事業	研修参加申込者数	人/年	23	23	23
	介護•訓練支援用具	件/年	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	9	9	9
日常生活用具	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
給付等事業	情報·意思疎通支援用具	件/年	9	9	9
	排泄管理支援用具	件/年	485	490	495
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2
	実施見込か所数	か所	14	14	14
移動支援事業	 利用見込者数	人/年	44	43	42
	 延べ利用見込時間数	 時間/年	1, 628	1, 591	1, 554
地域活動支援セン	レター基礎的事業	か所	2	2	2
うち機能強化	事業	か所	1	1	1
日中一時支援	実施か所数	か所	19	20	20
事業	 利用者数	人/年	40	40	40
成年後見制度利	 用支援事業	人/年	23	23	23

実施の方向性

地域生活支援事業については、ニーズの把握及びサービスの周知に努めながら利用促進を 図っています。人材の確保及び育成や、連携体制の整備などの取組を進めるとともに、必要 に応じて事業の整理や見直しを行い、利用者のニーズに対応できるサービス提供体制づくり を進めます。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、関係機関を連携しながら、障がいの種類や程度に応じた情報取得手段を提供できるような環境の整備に努めます。

5 その他に関する取組

(1)発達障がいのある人への支援

発達障がいについては、教育や就労など、さまざまな場面で特性に合った支援や周囲から理解が得られることが重要です。理解促進のために「発達障害啓発週間」(4月2日~4月8日)の周知を行い、島根県西部発達障害者支援センターウィンドや専門医療機関等と連携し、支援体制の充実を図ります。

発達障がい児の保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなど、家族に対する支援も必要であるため、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に努めます。

項目	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
発達障がい者地域支援協議会 (開催回数)	1 回	1 回	1 🗆
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等 (実施者数)	6人	6人	6 人
ペアレントメンター(人数)	4 人	5人	5 人
ピアサポートの活動(参加人数)	15 人	15 人	15 人

(2) 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、 島根県・浜田保健所による難病対策を中心に連携を強化し、地域の難病対策の充実を図ります。

難病患者については、「障害者総合支援法」の対象となる特定疾病に該当すれば、障がい福祉サービスの利用が可能です。適切な情報提供を行い、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業などの充実を図ります。

(3) 虐待防止に向けた取組

障がいのある人への虐待を禁じる「障害者虐待防止法」が、平成24年(2012年)10月に施行されたことを受け、本市でも浜田市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談等に応じています。また、虐待防止のために浜田圏域自立支援協議会や島根県障がい者権利擁護センター等の関係機関との連携を強化し、虐待が発生した際には、虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応がとれるよう、体制の構築を図ります。

第4章

障がい児福祉計画(第3期)

1 第2期計画の実績と課題

第2期計画の見込量に対する実績と、関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。 ※令和5年度(2023年度)の実績については、10月末現在における見込み。

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応 訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出する ことが著しく困難な子どもへ発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を 訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

単位:人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの	D種類	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(人日/月)	130	130	130
	実績(B)(人日/月)	174	183	227
 児童発達支援	達成率(B/A)(%)	133.8	140.8	174.6
冗里 光连又 抜 	見込量(A)(人/月)	30	30	30
	実績(B)(人/月)	46	58	52
	達成率(B/A)(%)	153.3	193.3	173.3
	見込量(A)(人日/月)	1,957	2,057	2,157
	実績(B)(人日/月)	2,157	2,271	2,644
 放課後等デイサ <i>ー</i> ビス 	達成率(B/A)(%)	110.2	110.4	122.6
	見込量(A)(人/月)	214	224	234
	実績(B)(人/月)	260	253	279
	達成率(B/A)(%)	121.5	112.9	119.2

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	見込量(A)(人日/月)	22	23	25
	実績(B)(人日/月)	20	22	20
	達成率(B/A)(%)	90.9	95.7	80.0
保育所等訪問支援	見込量(A)(人/月)	22	23	25
	実績(B)(人/月)	20	22	20
	達成率(B/A)(%)	90.9	95.7	80.0
	見込量(A)(人日/月)	10	10	10
	実績(B)(人日/月)	0	0	0
┃ ┃居宅訪問型児童発達支援	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
店七訪问空光里光连叉接 	見込量(A)(人/月)	5	5	5
	実績(B)(人/月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
	見込量(A)(人/月)	54	56	58
障がい児相談支援	実績(B)(人/月)	51	51	56
	達成率(B/A)(%)	94.4	91.1	96.6

【実績概要】

- 〇児童発達支援、放課後等デイサービスについては、増加傾向にあり、見込量を大きく上回る実績となっています。
- ○保育所等訪問支援、障がい児相談支援は概ね見込量に近い実績となっています。
- 〇居宅訪問型児童発達支援については、圏域にサービス提供事業所の開設がなかったため、実績 はありません。

【関係団体調査にみる課題】

- ○事業所が増えて利用しやすくなった一方で、各事業所が提供するサービスの質に差があること が課題としてあげられます。
- 〇児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるためにも、保育所、学校又は放課後児童クラブ等の集団の中で適応できるようになることを目指して、支援していく必要があるという意見があがっています。
- ○支援を進めていく上で、学校との連携を強化していくことが求められています。
- ○事業所において、人員、専門的知識を備えた人材が不足しているという現状があります。
- ○医療的ケア児への支援の充実が求められています。

2 令和8年度(2026年度)に向けた目標値

①障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本方針(令和8年度末の目標)

- ・児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置
- ・保育所等訪問支援等の活用により、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1カ所以上確保

■市の成果目標

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	有	各市町村に少なくとも 1 か所以上設置 (単独設置が困難な場合は圏域設置可)
保育所等訪問支援の利用できる体制 の構築	有	全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児 童発達支援事業所及び放課後等デイ サービス事業所の確保	有	各市町村に少なくとも 1 か所以上設置 (単独設置が困難な場合は圏域設置可)
保健、医療、障がい福祉、保育、教育 等の関係機関が連携を図るための協 議の場の確保	有	令和8年度(2026年度)末までに関係者による協議の 場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネー ターの配置	有	令和8年度(2026 年度)末までにコーディネーターを 配置

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児支援のための関 係機関の協議の場の設置	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等に対する関連 分野を調整するコーディネータ 一の配置人数	5人	8人	8人	8人	8人	8人

目標達成に向けた取組

- 〇児童発達支援センターの設置及び主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保については、 市単独では難しい課題もあるため、圏域の社会資源の活用に向けて今後検討を進めます。
- 〇医療的ケア児のための協議の場については、令和3年度(2021年度)から年1回実施し、 関係機関との情報共有及び課題の検討を行っています。そのほかにも、個別のケースに応じた 協議を行い、課題の解決に努めます。
- 〇本市では、障がい福祉担当部署、母子保健担当部署及び浜田市基幹相談支援センターに医療的 ケア児に関するコーディネーターを配置しています。今後も必要な情報やサービスを提供でき るよう、医療的ケア児及びその家族の支援の充実を図ります。

3 障がい児通所支援等の第3期見込量及び確保方策

◇◆ サービスの見込量 ◆◇

単位:人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
旧辛桑法士福	人日/月	238	243	248
児童発達支援 	人/月	53	54	55
放課後等デイサービス	人日/月	2,708	2,736	2,765
│ 放誄伎寺ナイザーにん │ │	人/月	285	288	291
保育所等訪問支援	人日/月	21	22	23
	人/月	21	22	23
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
店七初问空沉里完建又拔 	人/月	0	0	1
障がい児相談支援	人/月	57	58	59

実施の方向性

障がい児支援は利用者が増加傾向にあり、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう、 必要量の確保を図るとともに、ニーズが多岐にわたる中で支援の質の向上が求められます。

特に児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、専門職の配置や職員の研修受講を 積極的に行う事業所の取組を推進し、重症心身障がいや強度行動障がいのある子ども、医療的 ケア児が利用できる事業所の確保に努めます。

また、インクルーシブ教育を推進するために、教育部局との連携を強化し、保育所等訪問支援も一体的に実施する事業所の充実を図ります。

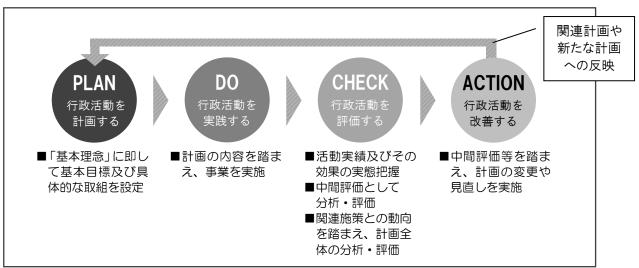
第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、「Plan (計画)→Do (実践)→Check (点検・評価)→Action (改善)」の PDCA サイクルに沿って、各事業の数値目標に対する達成状況及び進捗状況等について調査・分析し、それぞれの状況を的確に評価し、計画の見直し等、施策に反映させていきます。

計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理にあたっては、浜田市保健医療福祉協議会が各種施 策の実施状況の把握・点検を行います。

■PDCAサイクルのプロセスのイメージ



2 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が重要となります。障がいのある人が地域で生活をするにあたっては、一人ひとりのニーズに合ったサービスが必要となるため、障がい福祉に関係するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

また、浜田市では、平成30年(2018年)に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、施行しています。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に安心して生きることができるまちの実現をめざします。

3 関係機関の連携

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境などさまざまな分野が関連しています。 そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひ とりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

資料編

1 策定経過

令和 5 年(2023 年)	〇第1回浜田市保健医療福祉協議会
6月13日(火)	・浜田市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しについて
9月29日(金)	〇第1回障がい者福祉専門部会
	・国の基本指針について
	・計画策定スケジュールについて
	・現時点でのサービス見込量推計について
	・障がい福祉施策に関する調査票(案)について
10月23日(月)~	○関係団体調査(障がい福祉サービス事業所等)
11月8日(水)	○関係凶体調査(障がい値位り一に入事業別等)
12月4日(月)	〇第2回障がい者福祉専門部会
	・浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画
	(第3期)(素案)について
	・計画策定スケジュールについて
12月18日(月)	〇第2回浜田市保健医療福祉協議会
	・浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画
	(第3期)について
令和 6 年(2024 年)	
1月5日(金)~	〇パブリックコメント
2月5日(月)	

^{※「}浜田市障がい福祉計画(第7期)・浜田市障がい児福祉計画(第3期)」に関連する部分のみ

2 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17年 12月 22日

規則第241号

改正 平成20年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。
- 3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は 資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。 (その他)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の 規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成20年4月1日規則第5号) この規則は、公布の日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(令和6年(2024年)3月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	笠田 守	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
島根県立大学	准教授	角能	
浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	栗栖 泰郎	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山﨑 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田警察署	生活安全課長	河野 明日香	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	西村 淳	
浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
金城地域協議会	委員	山本 宏明	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	鶴川 由美子	

4 障がい者福祉専門部会委員名簿

(令和6年(2024年)3月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市身体障害者福祉協会	会長	西田 正行	部会長
浜田市手をつなぐ育成会		煙艸 のぞみ	
西川病院 当事者家族		槙本 善子	
特定非営利活動法人 海	事務局	山本 裕恵	
社会医療法人清和会 西川病院	相談サービス課長	地主 礼	
浜田公共職業安定所	統括職業指導官	青木 真由美	
浜田障害者就業・生活支援センター レント	所長	佐々木 秀樹	
島根県立浜田養護学校	教諭	大前 晶子	
浜田保健所	総務保健部長	手島 雅也	
浜田児童相談所	判定保護課長	花谷 慶子	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	河野 良平	
島根県西部視聴覚障害者情報センター	所長	小松 京子	
地域生活支援センター らいふ	所長	山崎 幸史	副部会長
特定非営利活動法人 浜っ子作業所	所長	沖田 和美	
相談支援事業所 ぴゅあサポート	管理者	宮家 瑞穂	

浜田市障がい福祉計画(第7期)・ 浜田市障がい児福祉計画(第3期)

発行年月:令和6年(2024年)3月

発行·編集:浜田市 健康福祉部 地域福祉課 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

Tel: 0855-25-9322 Fax: 0855-22-9733



浜田市高齢者福祉計画

概要版

計画期間

令和6年度~令和8年度

令和6年2月



1

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

浜田市における高齢者人口は増加傾向にあり、令和7年(2025年)には、高齢化率は38.8%に達する見込みとなっています。さらに同年には、いわゆる「団塊の世代」のすべてが75歳以上となるほか、令和22年(2040年)には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、人口の高齢化はさらに加速し、高齢化率は43.2%になると見込まれています。また、現役世代の減少が顕著となっていることから、地域の高齢者介護を支える担い手の確保や介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、介護サービスの提供体制の最適化を図る取組なども重要となっています。

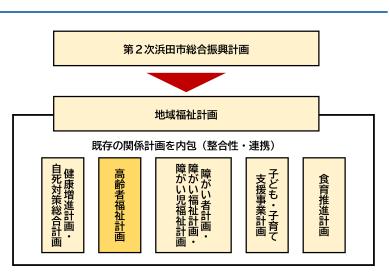
このような状況を踏まえて、本市における高齢者施策を進めるため、浜田地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画と整合性を図りつつ、取組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取組むことで、高齢者を地域で支えるための体制づくりを進めていくとともに、介護保険事業の安定的な運営を図りながら、高齢者の自立支援や重度化防止等のこれまでの取組みを一層推進することを目指し、「浜田市高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の8の規定に基づく計画とし、同法同条に基づき、浜田地区広域行政組合が策定する「介護保険事業計画」と一体のものとして整合を図りながら、本計画の基本理念である「住みなれたまちで、健康でいきいきと安心して暮らし続ける」の実現を目指します。

3 関連計画との関係

「第2次浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市地域福祉計画」を上位計画とし、「浜田市健康増進計画」「浜田市子ども・子育て支援事業計画」等各種計画との整合を図りながら、浜田市高齢者憲章(平成20年3月21日制定)の精神を尊重し、高齢者福祉施策を推進するための基本となる計画です。



4 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	前計画		浜田市高齢者福祉計画 (本計画)				次計画	
		見直し			見直し			

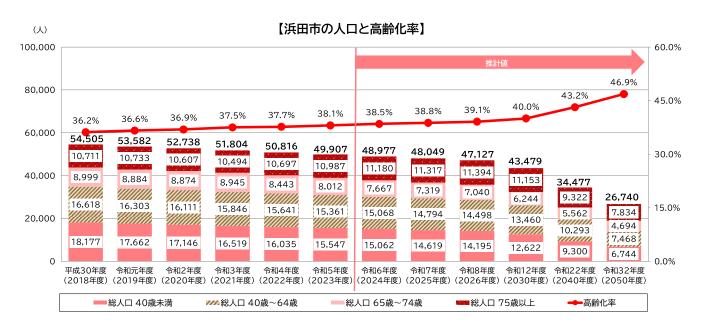
2

高齢者等の現状と将来予測

1 人口推移と将来推計

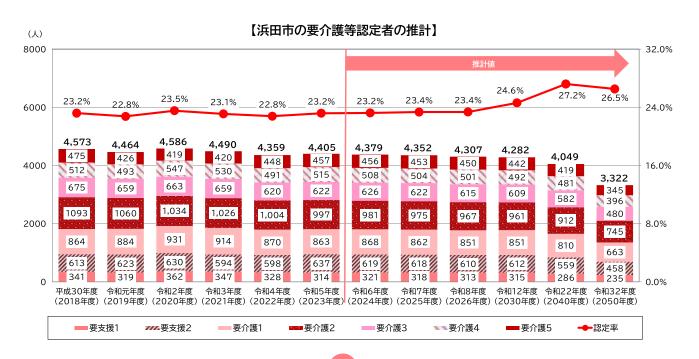
浜田市の総人口は、減少傾向にある一方、75歳以上の後期高齢者人口は本計画期間においても増加する見込みとなっています。

また、高齢者人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、本計画の令和8(2026)年度には 39.1%となることが予測されています。



2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

高齢者人口の減少に伴い、要支援・要介護認定者は緩やかに減少することが見込まれます。団塊ジュニア世代が 65歳以上となる令和 22(2040)年度には、認定率 27.2%となることが予測されています。



3 計画の基本構想

1 基本理念

高齢者がこれからも住みなれた地域で自分らしい生活を送るためには、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった包括的な支援体制の構築が必要です。その実現のため行政をはじめ、市民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、連携し支え合う地域共生社会を目指します。

住みなれたまちで、健康でいきいきと 安心して暮らし続ける

2 基本目標

基本目標1

地域共生社会と地域包括ケアの実現

【主な取組】

- ★総合的な相談体制の充実
- ★地域における連携体制の強化

- ★地域包括ケア体制の強化
- ★生活支援サービスの充実

基本目標2

地域活動と連携した介護予防事業の推進

【主な取組】

- ★健康長寿社会の実現
- ★高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

★介護予防の推進

基本目標3

認知症支援施策の充実

【主な取組】

- ★認知症に対する正しい理解の普及
- ★認知症高齢者等の支援体制の充実

- ★認知症になっても暮らしやすい地域づくり
- ★地域における高齢者の権利擁護

基本目標4

生涯現役のまちづくり

【主な取組】

- ★生きがいづくりと社会参加活動の推進
- ★高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

基本目標5

介護人材の確保と質の向上

【主な取組】

★介護人材確保の推進

★介護人材育成の推進

発 行: 浜田市健康福祉部健康医療対策課 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL:0855-25-9320 FAX:0855-23-3440

ホームページ:https://www.city.hamada.shimane.jp/www/index.html

発行年月:令和6年3月

浜田市高龄者福祉計画

(令和6年度~令和8年度)

令和6年2月 島根県 浜田市

浜田市高齢者憲章

平成 20 年3月 21 日制定

わたくしたちは、浜田市民であることを誇りとし、美しい自然に恵まれた このまちで、自立の心をもち、主体的な役割を担い、いきいきと暮らしていくことをめざして、この憲章を定めます。

- ー 生涯を通じて、心身の健康づくりにつとめます。
- ー みずからの知識と経験を活かし、すすんで社会活動に参加します。
- 一 ふるさとの伝統文化を守り伝えるまちづくりをすすめます。
- 一 互いに支えあい、人情あふれる地域づくりをすすめます。
- 一 生きがいをもち、心豊かな人生をはぐくみます。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
1. 法的根拠	2
2. 関連計画との関係	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画策定の体制	3
第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移	4
第1節 高齢者の現状と推移	
1. 人口推移	4
2. 人口構成	5
3. 地域別の高齢者の状況	6
4. 高齢者の世帯の現状	8
5. 高齢者の健康状態	9
6. 要支援・要介護認定者の現状	10
7. 認知症高齢者の状況	11
第2節 高齢者の将来の見込み	13
1. 人口の将来推計	13
2. 要介護等認定者の将来推計	14
第 3 節 アンケート調査結果(抜粋)	15
1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)	15
第3章 計画の基本構想	17
第1節 計画の基本理念	
第2節 計画の基本目標	17
第3節 施策体系	
第4章 具体的な取り組み	19
第1節 地域共生社会と地域包括ケア実現	
1. 総合的な相談体制の充実	19
2. 地域包括ケア体制の強化	20
3. 地域における連携体制の強化	22
4. 生活支援サービスの充実	24
第2節 地域活動と連動した介護予防事業の推進	

1. 健康長寿社会の実現	30
2. 介護予防の推進	31
3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	35
第3節 認知症支援施策の充実	36
1. 認知症に対する正しい理解の普及	36
2. 認知症になっても暮らしやすい地域づくり	37
3. 認知症高齢者等の支援体制の充実	38
4. 地域における高齢者の権利擁護	39
第4節 生涯現役のまちづくり	40
1. 生きがいづくりと社会参加活動の推進	40
2. 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保	40
第5節 介護人材の確保と質の向上	41
1. 介護人材確保の推進	41
2. 介護人材育成の推進	41
第5章 計画推進のための体制整備	
第1節 計画の推進体制	42
第2節 果たすべき役割	42
1. 行政の連携強化	42
2. 関係機関との連携	42
資料編	<i>1</i> 3
大学	- -

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国では、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年(2000 年)に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。全国的に高齢化率は上昇を続けており、平成 12 年(2000 年)の高齢者人口は約 2,200 万人でしたが、令和2年(2020年)には 3,603 万人(国勢調査)と大幅に増加しています。さらに、国立社会保障・人権問題研究所が令和5年(2023年)に発表した「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」では、令和22 年(2040年)には、高齢者人口は 3,929 万人、高齢化率 34.8%になると見込まれています。

浜田市(以下、「本市」という。)においても高齢者人口は増加傾向にあり、令和7年(2025年)には、高齢化率は 38.8%に達する見込みとなっています。さらに同年には、いわゆる「団塊の世代」のすべてが 75歳以上となるほか、令和 22年(2040年)には、「団塊ジュニア世代」が 65歳以上となるなど、人口の高齢化はさらに加速し、高齢化率は 43.2%になると見込まれています。

そのような中で、介護ニーズの高い 85 歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の増加に加え、認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、介護保険制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、現役世代の減少が顕著となっていることから、地域の高齢者介護を支える担い手の 確保や介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、介護サービスの提供体制の最適化を 図る取組なども重要となっています。

このような状況を踏まえて、本市における高齢者施策を進めるため、浜田地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画と整合性を図りつつ、取組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取組むことで、高齢者を地域で支えるための体制づくりを進めていくとともに、介護保険事業の安定的な運営を図りながら、高齢者の自立支援や重度化防止等のこれまでの取組みを一層推進することを目指し、「浜田市高齢者福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

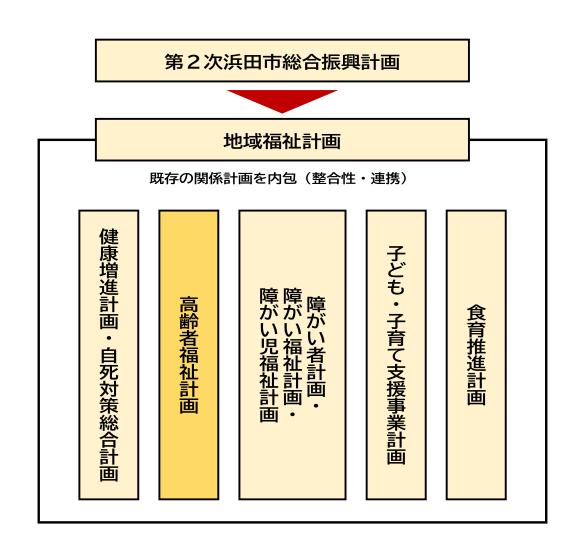
第2節 計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の8の規定に基づく計画とし、同法同条に基づき、浜田地区広域行政組合が策定する「介護保険事業計画」と一体のものとして整合を図りながら、本計画の基本理念である「住みなれたまちで、健康でいきいきと安心して暮らし続ける」の実現を目指します。

2. 関連計画との関係

「第2次浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市地域福祉計画」を上位計画とし、「浜田市健康増進計画」「浜田市子ども・子育て支援事業計画」等各種計画との整合を図りながら、浜田市高齢者憲章(平成20年3月21日制定)の精神を尊重し、高齢者福祉施策を推進するための基本となる計画です。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

【計画の期間】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	前計画	前計画 浜田市高齢者福祉計画 (本計画)			計画		次計画	
		見直し			見直し			

第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々で構成される「浜田市保健医療福祉協議会・浜田市高齢者専門部会」をはじめ、広く住民から目指すべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する問題や課題、対策、今後における方向などを中心に協議を行いました。また、浜田地区広域行政組合にて実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の結果や寄せられた幅広い意見や高齢者の実態なども参考に、検討・協議を行いました。

第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移

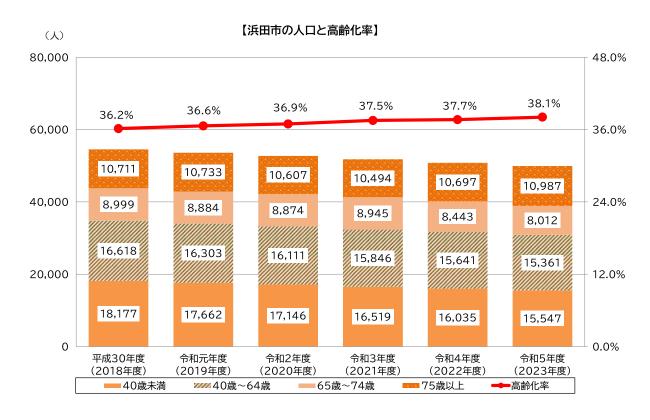
第1節 高齢者の現状と推移

1. 人口推移

総人口は、平成 30 年(2018 年)度の 54,505 人から 4,598 人減少し、令和 5 年 (2023 年)9 月末現在で 49,907 人となっています。高齢化率は 1.9%上昇し、38.1%となっています。

(単位:人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総人口	54,505	53,582	52,738	51,804	50,816	49,907
40歳未満	18,177	17,662	17,146	16,519	16,035	15,547
40歳~64歳	16,618	16,303	16,111	15,846	15,641	15,361
65歳~74歳	8,999	8,884	8,874	8,945	8,443	8,012
75歳以上	10,711	10,733	10,607	10,494	10,697	10,987
高齢化率	36.2%	36.6%	36.9%	37.5%	37.7%	38.1%

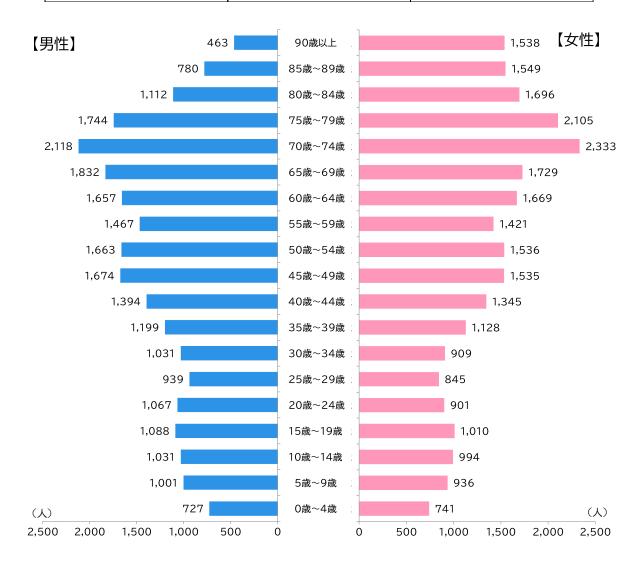


出典:住民基本台帳(各年10月1日時点)

2. 人口構成

【人口構成(令和5年10月1日時点)】

総人口	男性	女性
49,907人	23,987人(48.1%)	25,920人(51.9%)



【年龄(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)	
人口(人)	49,907	5,430	25,478	18,999	
構成比	100.0%	10.9%	51.1%	38.1%	

出典:住民基本台帳((令和5年10月1日))

3. 地域別の高齢者の状況

地域別に高齢者数と高齢化率をみると、地域によって大きな差がみられます。 金城、旭、三隅の各地域では高齢化率が 40%を超え、弥栄では 50%を超えています。



出典:住民基本台帳人口(令和5年10月1日)

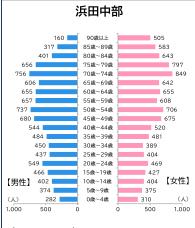
■各地域の人口構造(令和5年10月1日)



人口:5,563人

(男性:2,671人 女性:2,892人)

高齢化率:35.6% 後期高齢化率: 20.4%



人口: 20,055人

(男性:9,613人 女性:10,442人)

高齢化率:34.5%

後期高齢化率: 20.3%



高齢化率: 37.6%

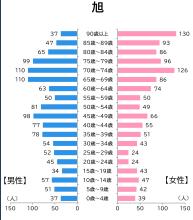
後期高齢化率:21.2%



人口:3,864人

(男性:1,859人 女性:2,005人)

高齢化率:43.6% 後期高齢化率: 23.8%



人口: 2,469人

(男性:1,245人 女性:1,224人)

高齢化率:43.9% 後期高齢化率: 26.4%



人口:1,111人

(男性:529人 女性:582人)

高齢化率:51.5% 後期高齢化率: 32.9%



高齢化率:45.5% 後期高齢化率: 26.4%



出典:住民基本台帳人口(令和5年10月1日)

4. 高齢者の世帯の現状

65歳以上の高齢者のいる世帯は減少傾向で推移していますが、後期高齢者がいる世帯は増加傾向にあります。

(単位:人)

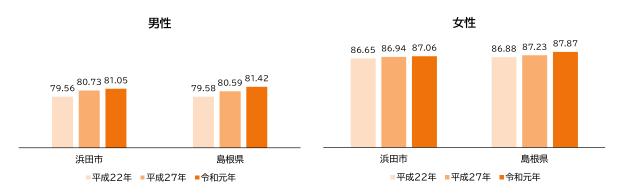
			実績値						
			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
			2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
	65歳	以上の高齢者がいる世帯	14,064	13,982	13,882	13,896	13,718	13,636	
		高齢者夫婦世帯	3,960	4,008	4,031	4,015	3,995	3,984	
浜田市		高齢者同居世帯	3,918	3,746	3,571	3,530	3,390	3,274	
		高齢者単身世帯	6,186	6,228	6,280	6,351	6,333	6,378	
(再掲)後期高齢者がいる世帯		8,696	8,714	8,612	8,529	8,632	8,801		

出典:住民基本台帳人口(各年10月1日)

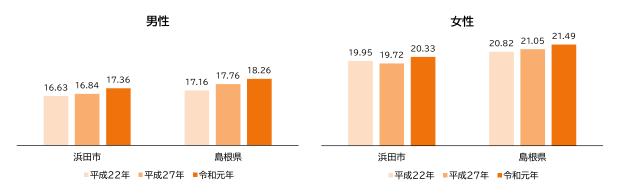
5. 高齢者の健康状態

浜田市の平均寿命は男女とも延伸しており、65歳の平均自立期間は、平成 27年の女性が一時的に短くなったものの、平均寿命同様、男女とも延伸しています。

平均寿命(各年を中間年とした5年の平均)



65 歳平均自立期間*(各年を中間年とした 5 年の平均)



平均自立期間の算出にあたっては、表示年度を中心とする5年分の死亡データ(「人口動態統計」厚生労働省官房統計情報部)と要介護者割合(島根県国民健康保険団体連合会)を用いています。介護度は要介護2~5を使用しています。

出典:島根県健康指標データベースシステム

※平均自立期間とは

要介護状態でない余命を示す指標であり、要介護者率を生命表に結合することによって算出されます。この概念は、「健康寿命」「活動的平均余命」等と呼ばれるものと基本的に同一の概念です。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のことです。

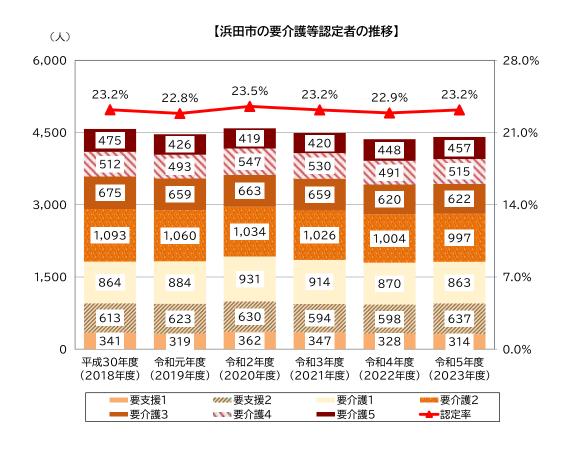
6. 要支援・要介護認定者の現状

浜田市の要介護等認定者数は、平成 30 年(2018 年)度の 4,573 人から 168 人減少 し、令和 5 年(2023 年)10 月現在で 4,405 人となっています。認定率は、概ね 23%前後で推移しており、令和 5 年(2023 年)10 月現在で 23.2%となっています。

(単位:人)

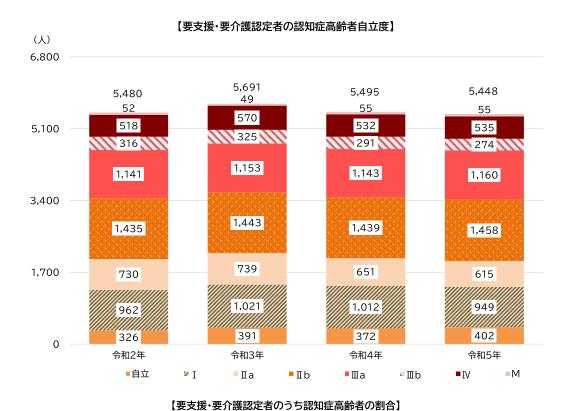
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
要支援1	341	319	362	347	328	314
要支援2	613	623	630	594	598	637
要介護1	864	884	931	914	870	863
要介護2	1,093	1,060	1,034	1,026	1,004	997
要介護3	675	659	663	659	620	622
要介護4	512	493	547	530	491	515
要介護5	475	426	419	420	448	457
合計	4,573	4,464	4,586	4,490	4,359	4,405
認定率	23.2%	22.8%	23.5%	23.2%	22.9%	23.2%

出典:介護保険事業状況報告各年3月、令和5年度は10月



7. 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者自立度が II a 以上の人は、令和3年をピークに減少傾向となっているものの、認知症高齢者自立度が II a 以上の割合は 74.8%から 76.5%の間で増減を繰り返しており、令和5年は 75.2%となっています。



(%) 0.9 0.9 1.0 1.0 100 9.5 10.0 9.7 9.8 5.8 5.3 5.7 5.0 80 20.8 20.8 21.3 20.3 60 25.4 26.2 26.2 26.8 40 13.0 11.8 13.3 11.3 20 17.9 17.4 18.4 17.6 7.4 5.9 6.9 6.8 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 ■自立 ■Ⅱa ■IIb ■IIIa ■M

出典:厚生労働省「介護保険総合データベース」各年 10 月時点

(参考)認知症高齢者の日常生活自立度

		判断基準	みられる症状・行動の例
自立		認知症の症状はみられない。	
I		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭 内及び社会的にほぼ自立している。	
п		日常生活に支障を来たすような症状・行動や 意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが 注意していれば自立できる。	
	IIa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や 事務、金銭管理などそれまでで きたことにミスが目立つ等
	Ιb	家庭内で上記Ⅱの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応 対や訪問者との対応など一人 で留守番ができない等
Ш		日常生活に支障を来たすような症状・行動や 意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とす る。	
	Ша	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手
	Шb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	にできない、時間がかかる。や たらに物を口に入れる、物を拾 い集める、徘徊、失禁、大声・奇
IV		日常生活に支障を来たすような症状・行動や 意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護 を必要とする。	声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
М		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な 身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害 等の精神症状や精神症状に起 因する問題行動が継続する状態 等

第2節 高齢者の将来の見込み

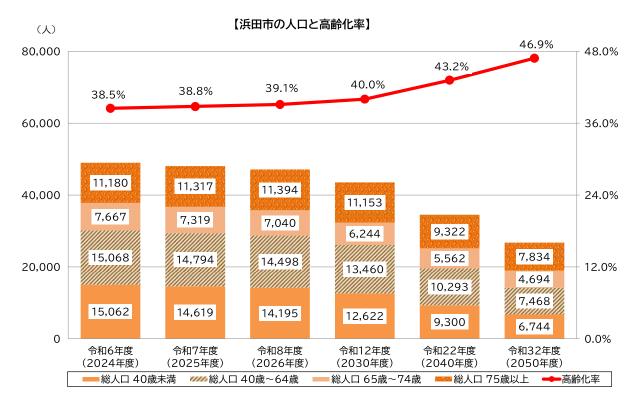
1. 人口の将来推計

今後の人口の推移を把握するため、令和元年(2019)年~令和 5(2022)年の各10月 1日時点(各住民基本台帳)の人口を基に、コーホート変化率法*を用いて推計を行いました。 推計結果では、令和12(2030)年度には高齢化率 40.0%を迎え、今後さらなる少子高 齢化が予測されています。

(単位:人)

		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
	総人口	48,977	48,049	47,127	43,479	34,477	26,740
	40歳未満	15,062	14,619	14,195	12,622	9,300	6,744
	40歳~64歳	15,068	14,794	14,498	13,460	10,293	7,468
	65歳~74歳	7,667	7,319	7,040	6,244	5,562	4,694
	75歳以上	11,180	11,317	11,394	11,153	9,322	7,834
高齢化率		38.5%	38.8%	39.1%	40.0%	43.2%	46.9%

出典:コーホート変化率法による推計値



- ※コーホート・・・同年に出生した集団のことをいいます。
- ※コーホート変化率法・・・各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法で、地域の特性をより反映させることができる方法です。

2. 要介護等認定者の将来推計

浜田市における要支援・要介護認定者の推計結果*をみると、本計画期間は、減少で推移することが見込まれています。

(単位:人)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
要支援1	321	318	313	315	286	235
要支援2	619	618	610	612	559	458
要介護1	868	862	851	851	810	663
要介護2	981	975	967	961	912	745
要介護3	626	622	615	609	582	480
要介護4	508	504	501	492	481	396
要介護5	456	453	450	442	419	345
合計	4,379	4,352	4,307	4,282	4,049	3,322
認定率	23.2%	23.4%	23.4%	24.6%	27.2%	26.5%

※見える化システムよる推計値を基に令和5年10月実績値にて按分(第2号被保険者を除く)

【浜田市の要介護等認定者の推計】 (人) 6,000 30.0% 27.2% 26.5% 24.6% 5,000 23.2% 23.4% 23.4% 24.0% 456 453 450 442 4,000 419 508 504 501 📎 492 18.0% 481 345 626 622 615 609 3,000 582 396 12.0% 480 981 975 967 961 912 2,000 745 868 862 851 851 810 6.0% 1,000 663 619 618 610 612 559 458 321 318 313 315 286 235 0 0.0% 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和12年度 令和22年度 令和32年度 (2024年度)(2025年度)(2026年度)(2030年度)(2040年度) (2050年度) 要支援1 **/////**要支援2 要介護1 要介護2 ■要介護3 **※※**要介護4 ■要介護5 認定率

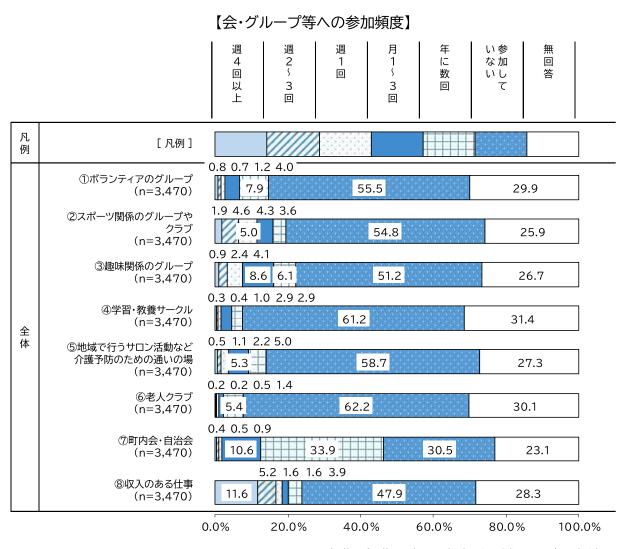
第3節 アンケート調査結果(抜粋)

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)

(1)地域活動への参加状況

地域活動への参加状況について、週1回以上参加しているものは「⑧収入のある仕事」が 18.4%で最も多く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」11.5%、「③趣味関係の グループ」7.4%となっています。

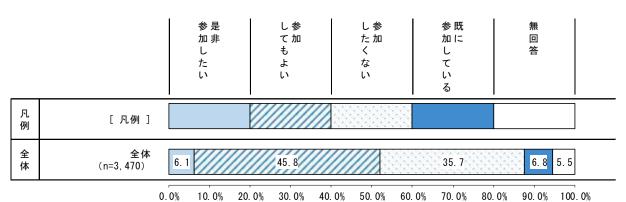
一方、「参加していない」は、「⑦町内会・自治会」を除き、約半数が参加していない状況となっています。



出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(2)地域づくり活動への参加意向

地域づくり活動に対する参加者としての参加意向をみると、「是非参加したい」「参加して もよい」を合わせた"参加意向がある方"は全体で 51.9%となっています。

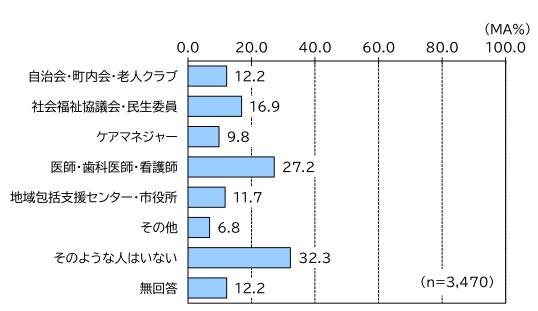


【地域づくり活動に対する参加者としての参加意向】

出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(3)家族や友人・知人以外の相談相手

何かあった時の家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が27.2%で最も多く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」16.9%、「自治会・町内会・老人クラブ」12.2%となっている一方、"相談する人がいない"と回答された方は3割程度いる状態となっています。



【何かあったときの相談相手】

出典:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

第3章 計画の基本構想

第1節 計画の基本理念

老後の生活や健康づくりなど、将来に対する高齢者の負担を軽減、改善していくためには、国・県・市が連携した高齢者施策の推進はもちろんのこと、高齢者が地域で自立した生活ができる、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった包括的な支援体制を構築していくことが必要です。高齢者がこれからも住みなれた地域で自分らしい生活を送るために、行政をはじめ、市民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、連携し支え合う地域社会を実現するため、前計画の基本理念を引き継ぎながらその実現を目指します。

基本理念

住みなれたまちで、健康でいきいきと 安心して暮らし続ける

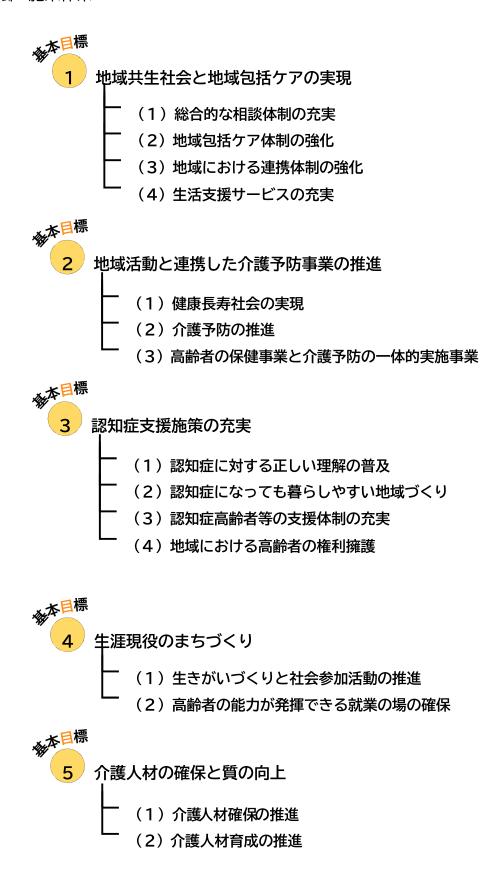
第2節 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のような 5 つの基本目標を定め、様々な施策を展開していきます。

基本目標

- 1 地域共生社会と地域包括ケアの実現
- 2 地域活動と連携した介護予防事業の推進
- 3 認知症支援施策の充実
- <mark>4</mark> 生涯現役のまちづくり
- 5 介護人材の確保と質の向上

第3節 施策体系



第4章 具体的な取り組み

第1節 地域共生社会と地域包括ケア実現

1. 総合的な相談体制の充実

(1)重層的支援体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、市全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」 及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する 事業です。

【現状と課題】

令和4年4月から地域包括支援センター*(名称:高齢者相談支援センター)の運営業務を社会福祉法人浜田市社会福祉協議会へ委託することで総合相談体制の拡充を図ったことで、地域や関係機関が相談しやすい環境づくりに繋がっています。

また、様々な媒体を利用しての情報提供を行っていますが、相談者が行政と高齢者相談 支援センターのどちらに相談すればよいか等の問い合わせもあったことから、役割の違い 等について周知徹底する必要があります。

【今後の方向性】

地域包括支援センターについては、引き続き外部委託で運営を行っていく方針であり、受 託者と連携しながら総合相談体制の充実に努めます。

また、それぞれの役割を明確にすることや相談しやすい環境づくりに努めるとともに、様々な媒体を使って情報を提供していきます。

分野を問わない相談支援体制については、庁内連携を含めた総合窓口の体制整備が求められます。

【評価指標】

地域包括支援センター運営協議会において評価指標を設定し、評価を行っていきます。

※地域包括支援センター:高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように専門職による包括的及び継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たす施設です。

2. 地域包括ケア体制の強化

団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年に向け、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現するための取り組みを推進しています。

本市においても、地域包括支援センターを中心として、介護予防や医療介護連携、認知症 支援等、各種の取り組みの充実を図ってきました。また、令和 5 年には「浜田市地域福祉計 画」を策定し、地域共生社会の理念のもと、分野横断的な取り組みを進めています。 こうし た取り組みのさらなる充実を図り、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環 境づくりと、そのための支援体制の強化に取り組みます。

【現状と課題】

単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が多く、在宅生活への不安感が高まっていることや 家族介護力の低下等により、在宅生活を送りながら医療や介護サービスの提供を受けると いったライフスタイルの選択が難しくなっている現状があります。

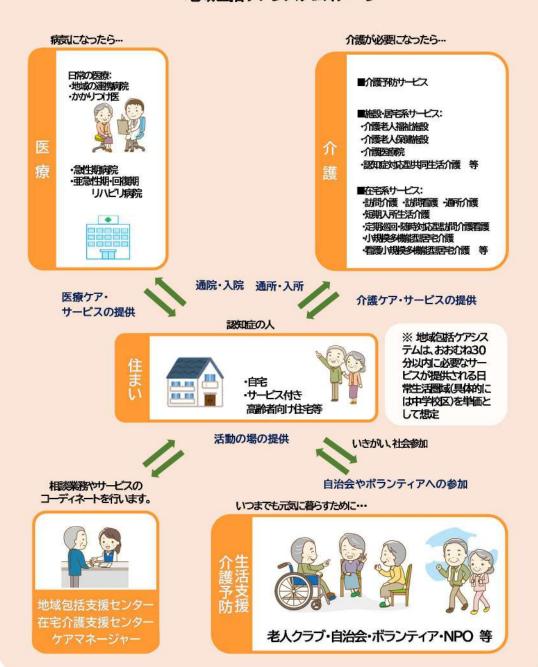
また、サービス提供主体となる社会資源が減少していることもあり、今後は過疎地域における浜田市独自の地域包括ケアシステムの在り方を模索する必要があります。

【今後の方向性】

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援などのサービスが一体的に提供される仕組みづくりを進めていきます。また、将来の変化に備え、本人を主体として、その家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスであるアドバンス・ケア・プランニング*(ACP)を多職種と連携しながら取組んでいきます。

※アドバンス・ケア・プランニング(ACP):将来の医療・ケアについて本人の意思を尊重した意思決定の実現を支援する取組で「人生会議」とも呼ばれています。

地域包括ケアシステムイメージ



3. 地域における連携体制の強化

(1)在宅医療・介護連携の充実

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うとともに、「地域包括支援センター」の相談機能体制強化に取り組んでいます。

【現状と課題】

医療介護連携推進事業として、多職種連携による勉強会や地域包括ケア推進連絡会を開催し、関係者間のネットワークづくりを進めています。アドバンス・ケア・プランニング(ACP) への取り組みを進めるため、住民理解が得られるよう普及啓発を行う必要があります。

【今後の方向性】

多職種連携による勉強会や地域包括ケア推進連絡会を開催し、関係者間のネットワークづくりに取り組むことや個別ケア会議等を通じて家族や本人がアドバンス・ケア・プランニング(ACP)への理解が深まる仕組みづくりに努めます。

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療介護の複合的なサービス提供体制を目指し、サービスを効果的、かつ柔軟に行うための関係機関との情報共有が必要です。そのための連携サマリー*、入退院マニュアル等の情報の標準化を行っていきます。

※連携サマリー: 入院時に在宅での情報を介護支援専門員から病院へ退院の見込み時に退院前カンファレンス等を視野に入れて病院から介護支援専門員へ情報提供をするためのシートです。

(2)生活支援体制の整備

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の促進を一体的に図ることを目的として「生活支援コーディネーター*」と「協議体」を設置し、高齢者の生活を支える地域づくりを進めています。

【現状と課題】

令和 4 年度までは社会福祉法人浜田市社会福祉協議会に業務委託し取り組んできましたが、令和 5 年度からは市が事業主体となり実施しています。

		令和 4 年度まで	令和 5 年度から	
生活支援 コーディネーター の配置	内容	まち歩きや集いの場を活用 した住民ニーズ等の情報収 集、地域課題の把握、住民ニ ーズと生活支援等サービス の結合、地域の担い手養成 のための研修会の開催、ネッ トワークの構築等。	把握した住民ニーズや地域課題、 発掘した資源等の整理、資料冊子 の作成、地域への情報提供及び 共有(お役立ち情報誌の配布)、 課題解決や地域ニーズに取り組 むまちづくり活動団体等とサービ ス提供主体とのマッチング。	
協議体の運営	内容	生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体を「定期的な情報の共有・連携強化の場」として、市全体、日常生活圏域で開催。	生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体を「問題提起等を通じて目指す地域の姿や方針の共有の場」として、市全体で開催。	

課題としては、生活支援等サービス提供者となる高齢者の生活を支えるツールや、社会資源の開発は、本事業の取り組みだけでは難しく、市の関係部署や地域振興関係団体との連携が必要不可欠です。

【今後の方向性】

高齢者の生活を支える地域づくりを進めるため、生活支援コーディネーターが中心となり、 課題解決や地域ニーズに取り組むまちづくり活動団体等とサービス提供主体とのマッチング を行っていきます。

また、関係機関等と連携しながら多様な生活支援サービスの創出・充実に努めます。

※生活支援コーディネーター:地域の高齢者が日常生活を過ごすうえでの課題やニーズに沿って、自立した生活が送れるよう支援する役割を担っています。

4. 生活支援サービスの充実

(1)包括的支援事業

①総合相談支援事業

本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じたさまざまな相談を受けて、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う事業です。

【現状と課題】

地域包括支援センター、サブセンターを中心に地域におけるネットワークの構築を図り、 関係機関との連携強化に努めるとともに、本人や家族が必要な支援を把握し、適切なサービス提供のための総合的かつ多面的な相談支援を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、地域におけるネットワークの構築や関係機関との連携強化に努め、本人や家族が必要な支援を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなぐ相談支援を行います。

②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護専門支援員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護専門支援員に対する支援等を行う事業です。

【現状と課題】

多職種が集い事例検討等を行いながら、高齢者に対する自立支援の充実と地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行っています。

具体的な取り組みとして、

- ●個別事例に対する地域ケア会議の開催
- ●困難事例等への同行訪問や助言等の支援
- ●在宅医療・介護連携推進事業(多職種連携による勉強会、地域包括ケア推進連絡会) 令和4年4月から地域包括支援センター運営業務を外部委託したことに伴い、同支援 事業についても委託先において実施するため、当面の間、市が携わりノウハウ等の教授 を行う必要があります。

【今後の方向性】

引き続き、委託先事業者と連携し研修会の開催や個別事例の地域ケア会議等の開催により、困難事例への支援を行います。

③. 地域ケア会議の推進

高齢になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようなまちづくり(地域包括ケアシステムの実現)に向けた手法の一つとして、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめることを目的とした会議です。

「個別ケア会議」を通して、個々の高齢者に対する支援の方向性とそれを支える社会基盤の整備を進めます。

【現状と課題】

定例や個別等、ケースに応じた地域ケア会議を開催しました。定例の地域ケア会議については、日常生活圏域毎で開催することとしています。地域課題については、生活支援体制整備事業における協議体及び地域包括推進連絡会において協議し施策化に繋げます。

【今後の方向性】

定例の地域ケア会議は多職種や地域を含めた関係機関が集い、事例検討を行うことで情報 共有しながらその解決策を探ります。地域課題の共有をし、多職種それぞれの役割分担と、地 域で可能な解決策を見出し、施策化していく体制づくりを目指します。

(2)福祉サービスの充実

①家族介護支援事業

高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応するよう努め、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、在宅介護の継続が図れるよう、介護用品費用の支給や在宅慰労金の支給、介護者を対象とした介護方法等の技術習得に向けた教室開催、介護者同士の相互交流の機会を提供しています。

【現状と課題】

○家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護し、介護のために必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の負担軽減を図る事業です。

○在宅介護慰労事業

在宅で要介護認定者を介護している家族に対し、慰労金を支給することで高齢者の在宅介護を支援する事業です。

○家族介護者交流事業

高齢者を在宅で介護している家族等を対象に、介護の方法や予防、介護者自身の健康 づくり等についての知識、技術を習得するための教室の開催や、介護者相互の交流会を 通じて、心身のリフレッシュを図るための事業です。

いずれの事業も家族介護者への支援策ですが、経済的や精神的な支援のほか多様な支援が求められています。

【今後の方向性】

家族介護への支援を継続して行っていきます。

また、経済的、精神的な支援のほか、多様なニーズに対応できるよう支援していきます。

②地域自立支援事業

高齢者のみの世帯等に安否確認に併せて、昼食の配食サービス事業(委託)を行っています。

また、対象となる公営住宅(県営・市営)の一部の入居者に対し、生活援助員*による生活相談等や機器を使っての緊急時の支援を行うことで、高齢者が安心で快適な生活を営むことができるようシルバーハウジング生活援助員*派遣事業(委託)に取り組んでいます。

【現状と課題】

●いきいき配食サービス事業

利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の要望等の情報を収集・分析し、アセスメントを行ったうえで配食サービス事業に取り組んでいます。

資源が不足しがちな中山間地域等に対し、安定したサービスが行き渡るよう事業 の見直しについて検討が必要となっています。

●シルバーハウジング生活援助員派遣事業

定期的な訪問による安否確認のほか、生活指導や相談業務、場合によっては緊急時の対応を行っています。本事業は公営住宅の中でも対象住宅(緊急通報装置を設置している部屋)に居住する高齢者を対象としています。機器の設置や入居者の申込基準等については、都市建設部局が行い、また、生活援助員派遣事業は健康福祉部局が担っています。

対象住宅に住む高齢者の中には、生活援助員との関わりを好まず、健康状態や安否の把握が難しい入居者もおられます。

【今後の方向性】

栄養の確保が困難かつ見守りが必要な高齢者等に対して、配食サービスを提供することで健康維持と見守り体制の強化を図ると共に、中山間地域等に対する配食サービス実施に向けた事業の見直し、検討を継続します。シルバーハウジングの全ての入居者に対して、事業の理解を求めるとともに生活指導・相談等を通じて良好な関係性を築きながら必要な支援を行っていきます。

※生活援助員:入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう、生活相談や安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供する役割を担っています。

③緊急通報体制整備事業

高齢者や障がい者が自宅等で不安のない生活を送れるよう、専用の緊急通報装置を 貸出すことで緊急時に適切な通報手段を確保するサービスです。

【現状と課題】

緊急通報装置を設置することで 24 時間対応の相談センターと繋がり、定期的な安否確認や相談、緊急時の対応を行っています。

緊急通報装置と固定電話(有線)を繋ぐことで利用が可能となりますが、固定電話を廃止する家庭も増えています。

【今後の方向性】

現在行っているサービスを継続し、安心した在宅生活を送れるようサポートしていきます。 また、携帯電話や他の媒体を使ったサービスの在り方を検討していきます。

第2節 地域活動と連動した介護予防事業の推進

1. 健康長寿社会の実現

(1)総合的な健康づくり事業の推進

健康寿命(65歳以上の平均自立期間)の延伸を図るため、介護予防の推進及び、要介護認定の原因リスクの軽減と機能低下の予防を図り、高齢者が生きがいや幸せを実感できるよう運動や社会参加活動など総合的な健康づくりに向けて取り組んでいます。

また、市民の自主的かつ積極的な健康づくりに取り組むきっかけとして、はまだ健康チャレンジ事業を通し、ウォーキングなど生涯を通じた健康づくり活動を推進すると共に、「がん対策の推進」、「脳卒中・心臓病・糖尿病の発症予防と重症化予防の推進」を図っています。

【現状と課題】

平均寿命は、男性81.05歳、女性87.06歳と伸びています。健康寿命(65歳以上の平均自立期間)も、男性・女性ともにのびているものの、県平均とは、依然として約1歳の差があります。死亡原因は①がん、②心臓病、③脳血管疾患となっており、特定健診等の結果からも循環器疾患、骨・運動器疾患が多く、生活習慣が影響しています。要介護認定率は23.0%前後とほぼ横ばいですが、要介護認定新規申請時の原因疾患は、認知症、がん、関節疾患、脳血管疾患が多い状況となっています。

			令和3年度	令和 4 年度
	男性	目標		17.46 年以上
65歳の平均自立期間(健康寿命)の延伸	万 注 	実績	17.33年	17.36年
00 减少平均自立期间(健康寿命)仍延伸	- /- .l/+	目標		20.92 年以上
	女性	実績	20.19年	20.33年

【今後の方向性】

健康寿命(65歳以上の平均自立期間)の延伸を図るため、介護予防の推進及び高齢者が生きがいや幸せを実感できるよう、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取組支援を行っていきます。

また、生涯を通じた健康づくりによる生活習慣病の発症予防、生活習慣改善による重症化予防、フレイル予防に重点をおいた介護予防の推進の取組を行います。

			令和9年度
/ C 歩の平均ウ 六 即則 / (は 床 ま 会) の 7.7 (は	男性	目標	18.00 年以上
65歳の平均自立期間(健康寿命)の延伸	女性	目標	21.25 年以上

※目標値:第4次浜田市健康増進計画・第2次浜田市自死対策総合計画より抜粋

※実績値:県健康指標データベースシステムより

2. 介護予防の推進

(1)介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービスの充実

ホームヘルパー等による介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービス(訪問型サービス A)を提供しています。

※訪問型サービス A は、基準緩和により提供されることになった訪問型サービスで、主に訪問介護員が生活援助として、日常生活に対する援助を行うサービスです。

【現状と課題】

自立支援に向けた有償ボランティア等の公的外サービス利用についての検討が必要です。

【今後の方向性】

自立支援に向けての訪問型サービスとインフォーマルサービス^{*}のマッチング、体制づくりを進めていきます。

※インフォーマルサービス:地域社会、NPOなどが行う援助活動で公的なサービス以外のものを指します。

②通所型サービスの充実

デイサービスセンター等において、介護予防通所介護に相当する通所型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービス(通所型サービス A)を提供しています。

※通所型サービス A とは、主に雇用労働者やボランティアが事業所内でミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行うサービスです。

【現状と課題】

利用実績が従来型サービスに偏っているため、併せて緩和型サービス充実していく必要があります。そのためのサービスの受け皿の確保や利用対象者へ繋げる仕組みづくりが必要です。

【今後の方向性】

介護予防・重度化防止を推進するため、緩和型通所サービスの強化として「複合プログラム 実施加算*」「維持・改善評価加算*」を設け、給付費の抑制に繋げていきます。

また、短期集中的な機能訓練の実施、リハビリをしたい意向がある人への通所型サービス C について検討します。

※複合プログラム実施加算:利用者の運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上を目的としたプログラムを複合的に実施した場合の加算

※維持・改善評価加算:評価対象期間おける利用者の状態の維持、改善の割合が一定以上となる等の基準に適合していると審査された事業所が算定できる加算

③介護予防ケアマネジメントの充実

要支援状態の改善や要介護状態となることを予防するため、総合事業やその他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、対象者にアセスメントを行い、心身の自立性向上を見込めるマネジメントを実施しています。

【現状と課題】

地域包括支援センターと連携しながら、訪問型、通所型、生活支援サービスだけでなく、 多様なサービスを組み合わせながらケアマネジメントを実施しています。生活圏域におけるインフォーマルサービスも含めたケアマネジメントが必要です。

【今後の方向性】

対象者の生活機能の維持及び悪化の予防に努めるとともに、インフォーマルサービス等も含めた総合的な支援を引き続き行います。

(2)一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

基本チェックリスト**や後期高齢者質問票(フレイル質問票*)等を活用し、地域の実情に 応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に 把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

【現状と課題】

75歳・80歳・85歳の要介護認定を受けていない高齢者を対象に、基本チェックリストを送付し、返信結果をもとに生活機能低下のハイリスク者には、訪問や電話等による状況把握を実施し、サービス等の支援が必要な方等は地域包括支援センターにつなげています。また、サロン等の住民主体の通いの場で、後期高齢者質問票(フレイル質問票)の活用、体力測定・健康相談等結果からも、高齢者の健康状態の把握を行っています。把握した結果からは、認知・うつ、運動器機能低下の状況がみられます。

【今後の方向性】

基本チェックリスト、後期高齢者質問票(フレイル質問票)等の自己の気づきとなるツールを活用し、郵送法や通いの場での把握をすることで、地域の高齢者の健康状態の把握を行うとともに、生活機能低下者やフレイル(虚弱)状態の人、認知症が疑われる人の早期発見及び重症化予防のための支援につなげます。

※基本チェックリスト: 65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身や生活機能の低下の有無をチェックするための 25 項目で構成される質問票です。(厚生労働省提示)

※後期高齢者質問票:後期高齢者に対する健康診査、通いの場でフレイル(虚弱)状態等の早期発見など健康状態を評価するための 15 項目の質問票です。(厚生労働省提示)

②介護予防普及啓発事業

介護予防出前講座の充実や百歳体操をはじめとした介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行い、運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知・うつ等の介護予防に関する知識の普及啓発を行うことで、主体的な介護予防への取り組みを促進しています。

【現状と課題】

住民主体のサロン、自治会のグループ、百歳体操をはじめとした運動に資するグループ等に対し、介護予防出前講座及び百歳体操をはじめとした介護予防体操の普及及び支援を行いました。コロナ禍の影響もあり、活動休止等されるグループもあったことで、外出の機会が減り、社会活動や心身面への影響が懸念されますが、令和4年からは、感染予防に留意し、活動を再開するグループもあり、今後、さらに通いの場の充実を図ることが重要です。

【今後の方向性】

あらゆる通いの場を活用し、介護予防出前講座、フレイル(虚弱)予防プログラムの充実による運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知症・うつ等の介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

百歳体操をはじめとした介護予防に資する体操などを行う住民主体のグループの育成支援 を行います。

また、高齢者の食生活への正しい知識、調理方法等を食生活改善推進協議会と協力しながら、食生活改善の普及、啓発を図ります。

(単位:設置数)

【評価指標】		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護予防体操グループ	目標			55	60	65	70
設置数	実績 (見込)	61	52				

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とした事業で、住民主体の自主活動の支援、高齢者サロンの運営支援、未設置地域への情報提供や新規立ち上げ支援を生活支援体制整備事業と連携して取り組んでいます。

食生活改善推進員等の介護予防に向けた取り組みをしている地域活動組織の育成・支援、自主的に介護予防体操等に取り組んでいるグループへも、体力面の評価をしながら継続支援を行っています。

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果によると地域の活動等に参加を希望する人は 約半数、ボランティア等への参加は 2 割程度となっています。地域のリーダーとして活躍 してくれる人材は潜在的にあるとみられることから、リーダー育成や活動の創設などに つなげる支援が必要となっています。

【今後の方向性】

浜田市社会福祉協議会と連携しながら、高齢者サロンの運営にかかる相談・支援を行います。また、食生活改善推進員、サロンリーダー研修会等の実施により、介護予防に向けた取り組みをしている地域活動組織の育成・支援を通じて、身近な場で主体的に通いの場が実施されるように支援します。

自主的に介護予防体操等に取り組んでいるグループへの支援についても引き続き、継続して実施していきます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場における指導、地域ケア会議・サービス担当者会議における相談・助言、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携した訪問等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

【現状と課題】

協力機関であるリハビリテーションカレッジ島根と連携しながら介護予防出前講座での講師、地域包括支援センターや居宅介護支援事業とのケース同行訪問による助言・指導、地域ケア会議における助言等に専門職の派遣を行っています。骨・運動器疾患の訴えや、転倒リスクの高い方の割合も高く、医療機関やリハビリ専門職等との連携も図りながら、地域でのリハビリテーションの充実強化が必要です。

【今後の方向性】

作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など、リハビリテーション専門職が、住民運営の通いの場、地域ケア会議、サービス担当者会議、訪問等において、リハビリテーションについての専門性の高い助言をする等の活動支援を行います。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

国保データベースシステム(KDB)を活用し、健診データ、レセプト(医療・介護)情報、後期 高齢者質問票(フレイル質問票)等、様々な情報から高齢者の心身の状態を把握し、多様な 課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体 的実施に取り組んでいます。

【現状と課題】

後期高齢者健診、後期高齢者歯科口腔健診、基本チェックリスト、後期高齢者質問票等から、高齢者のフレイル(虚弱)状態を把握しています。3食きちんと食べる習慣、口腔機能の低下、体重減少等の課題や、コロナ禍による影響から社会参加活動の低下による精神面への影響が懸念されます。

【今後の方向性】

ハイリスクアプローチとして、後期高齢者健診、後期高齢者歯科口腔健診、基本チェックリスト等の結果から低栄養のハイリスク者を把握し、管理栄養士・言語聴覚士・保健師等の専門職が訪問や電話等の支援を行います。

ポピュレーションアプローチとして、あらゆる通いの場を活用し、運動・低栄養・口腔機能・社会的フレイルを柱としたフレイル(虚弱)予防の普及啓発を行います。

- ※ハイリスクアプローチ:健康リスクの高い人に対し、個別に行動変容を促す支援方法です。
- ※ポピュレーションアプローチ:集団全体の健康状態が良くなるように集団を対象とした支援方法です。

第3節 認知症支援施策の充実

1. 認知症に対する正しい理解の普及

「認知症初期集中支援チーム*」を基盤に、医師等の医療スタッフ・介護保険事業所等のケアスタッフ及び認知症当事者家族等を対象とした研修会を開催し、関係者のスキルアップや、市民講座等の開催や各種広報媒体を活用しながら「認知症」に関する情報発信及び正しい理解の普及を行っています。

【現状と課題】

認知症初期集中支援チームの運営を委託し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整備しました。

また、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するための養成講座を地域や職域等で実施しました。

認知症に対する正しい知識の普及を地域全体に広げていく体制づくりが必要です。

【今後の方向性】

引き続き、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するための養成講座を地域や職域等で実施していきます。

また、地域での認知症についての正しい理解を深めるための学習会を展開します。

(単位:人)

【評価指標】		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
認知症サポーター数	目標				8,500	8,800	9,100
認知征りハーター数	実績 (見込)		7,921	8,239 (11月末)			

※認知症初期集中支援チーム:複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族 を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこ とです。

2. 認知症になっても暮らしやすい地域づくり

認知症高齢者に優しい地域づくりを推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法および認知症施策推進大綱に沿い、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、認知症地域支援推進員を中心に地域全体で支えるための取り組みを推進しています。

認知症初期集中支援チームなどの専門職の介入により、早期介入及び早期治療に向けた 支援体制を構築します。認知症サポーター活動促進事業(チームオレンジ)等の活動により、 認知症とその家族の方の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援を繋げること で、認知症施策の充実を図るなど住みなれた地域で安心して暮らし続けるための仕組みづ くりを進めています。

【現状と課題】

認知症の人とその家族に対する地域支援体制を確保するため、認知症サポーターを中心 とした支援チーム(チームオレンジ)を整備しました。現在、支援チームの整備が浜田地域の 2ヵ所のみとなっており、全市に広げていく必要があります。

【今後の方向性】

認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)を全市に広げていきます。また、認知症支援施策に基づき、認知症地域支援推進員*を中心に、認知症カフェ、認知症サポーター、チームオレンジ*等の推進を引き続き行い、地域での見守り支援体制の整備を進めると共に、閉じこもり予防としての通いの場の充実を図ります。

健康づくりと介護予防を一体的に行いながら、認知症予防は生活習慣病予防として、出前 講座など地域での学習会を展開します。

(単位:チーム)

【評価指標】		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
チームオレンジ数	目標			3	3	4	5
テームオレンジ数	実績 (見込)	2	2	2			

※認知症地域支援推進員:認知症の人やその家族に対して適切な医療や介護サービスを提供するための手引き「認知症ケアパス」の作成や普及などを行います。

※チームオレンジ:近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う団体です。

3. 認知症高齢者等の支援体制の充実

認知症ケアパスの運用により、認知症の進行にあわせて医療・介護サービスを受けることができる体制整備を進めています。

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族のもとに訪問して、認知症についての困りごとや心配ごとなどの相談に対応する、認知症の専門家たちによって構成されたチームで、認知症の早期発見・早期対応に向けて取り組んでいます。

認知症の人やその家族を早期に支援できるよう、チーム員・専門職に限らず、地域を含めた関係機関との連携・相談ができる体制づくりを進めています。

認知症の人の支援ニーズの把握を行い、困りごとのお手伝いのできる「チームオレンジ」 の取り組みを推進しています。

【現状と課題】

市に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族に対し、切れ目のないサポートを提供するための手引き「浜田市認知症ケアパス」を作成し地域への普及を行っています。また、認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェへの支援を行い、認知症サポーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」の立ち上げに繋げています。認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域をつくるために、「浜田市地域包括ケア推進連絡会」で地域のニーズを取り上げながら施策に繋げていく体制整備が必要とされています。

【今後の方向性】

市に認知症地域支援推進員を配置し、次の認知症施策に取り組みます。

- ●認知症サポーター活動促進事業(チームオレンジの整備)
- ●認知症ケアパスの更新と地域への普及
- ●認知症サポーター養成講座の開催と認知症カフェへの支援

認知症初期集中支援チームの運営を専門機関へ委託し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。

認知症の早期発見から医療につなげるために、民生委員等の地域の見守り体制、チームオレンジ等の連携をはかります。

引き続き、認知症施策・在宅医療介護連携事業の中心的な役割を担う「浜田市地域包括ケア推進連絡会」を開催します。

4. 地域における高齢者の権利擁護

住みなれた地域で安心して暮らすために、利用者及び家族の意向に寄り添いながら、必要な制度に繋げたり関係機関や専門職との連携を密にすることで、利用者の権利を守る取組を行っています。国の定める成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置に努めています。

【現状と課題】

●高齢者虐待防止の推進

高齢者自身からの届出や住民等からの通報、民生児童委員、ケアマネジャーや施設相談員等からの相談に対して継続的な支援を行っています。研修会やケア会議等を通じて虐待を未然に防ぐための取組を推進しています。

●権利擁護人材育成事業

浜田市社会福祉協議会に業務委託し、市民後見人を養成するための研修会や受講者を対象としたフォローアップ研修会、制度の普及・理解を深めるための講演会を開催しています。市民後見人養成研修の修了者は、社会福祉協議会の法人後見支援員として活動しています。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、本人の財産から後見人等へ報酬を支払うことが困難な場合は、後見人等に対して報酬費用の助成を行っています。

近年、高齢者に関わる相談内容は家族関係等の複雑な事情を絡むケースが増えている傾向にあります。その対応には、医療機関や警察、権利擁護に関わる専門職との連携は必須であり、その中核的な役割を持つ行政には実務経験や高い専門性が求められます。

判断能力が不十分な人の権利を擁護するための制度のひとつとして成年後見制度があります。関係する支援者等とも共有理解の上で対応する必要があるため、成年後見制度の利用促進と並行して制度の正しい理解を促す取組も必要です。成年後見制度の需要は増えている一方で、専門職等による担い手が不足している傾向にあります。

【今後の方向性】

市に知識や経験が豊富で高い専門性のある職員を配置することで、通報や相談等に対して関係機関等と連携しながら迅速で適正な対応をしていきます。

市民後見人へのバックアップ体制を整備し、担い手の確保・育成に努めます。 成年後見制度の利用促進と並行して制度の正しい理解の普及に努めます。

第4節 生涯現役のまちづくり

1. 生きがいづくりと社会参加活動の推進

(1)高齢者クラブ活動の支援

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を果たしている高齢者クラブの活動に対し支援を行っていきます。

【現状と課題】

高齢者クラブを地域づくりの担い手として位置づけ、その活動に対し支援を行っていますが、会員の減少に歯止めがきかない状況です。活動の停滞を招かないためにも会員の維持・確保が課題となっています。

【今後の方向性】

高齢者クラブの存在や活動を広く市民に周知することで理解を深めます。また、市民向けの介護予防等の取り組みにも積極的に参加を促すことで活動の活性化を図ります。

2. 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

(1)シルバー人材センターの支援

高齢者のライフスタイルにあわせた就業機会を提供し、また、社会参加を通じて高齢者の 健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献している同センターの取り組みを支援します。

【現状と課題】

高齢者の就業機会が法的に確保されたことで、高齢者の活躍する場が更に拡大することが予想され、シルバー人材センターに求められる役割は多種多様化するものと思われます。 そのような状況の中で地域密着した事業提供できるよう安定した人材の確保・育成が必要となります。

【今後の方向性】

地域における高齢者の雇用・就業機会の確保を推進している事業に対し補助を行います。 また、安定した人材の確保・育成のための広報活動を支援します。

第5節 介護人材の確保と質の向上

1. 介護人材確保の推進

介護サービス等に従事する人材を確保するため、介護サービス事業者等に対し、その人 材確保に要する費用の一部を補助しています。

【現状と課題】

多職種において人材は不足しており、中でも介護現場では、慢性的な人手不足が続いています。一方では、介護施設での高齢者の就業機会が増える傾向にあり、これについては一定の評価をすべきですが、従事者の高齢化が進んでおり、若年層の人材確保が急務です。

【今後の方向性】

介護人材の確保の支援策として、介護事業所に対して補助を行います。 浜田地区広域行政組合と連携し、新たな人材確保等の取り組みについて圏域内で検討していきます。

2. 介護人材育成の推進

介護サービス等に従事する人材を育成するため、介護サービス事業者等に対し、その人 材育成に要する費用の一部を補助しています。

【現状と課題】

高齢者が安心して住みなれた地域で暮らすために必要とされる介護サービスを浜田地区 広域行政組合と連携しながら整備しています。また、併せて介護事業所や従事者に対して介 護サービスの質の向上や体制強化を進めていくことが必要です。

【今後の方向性】

人材確保及び人材育成を目的とした助成事業に取り組みます。浜田地区広域行政組合と連携しながら研修会の開催や市内の小学校、中学校、高校に介護の仕事の大切さや魅力を情報発信する等の広報活動を進めていきます。

第5章 計画推進のための体制整備

第1節 計画の推進体制

本計画策定後は、計画に沿った施策展開が円滑に行われるよう、高齢者のニーズや活用できる地域資源を適宜把握し、庁内各部及び浜田地区広域行政組合との連携を図りながら、計画の進行を管理・検証する必要があります。

そのため、担当課が中心となって計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画の見直し時期には、本計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施します。

第2節 果たすべき役割

1. 行政の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉・介護などを中心に多岐にわたる施策に対して一体的に取り組む必要があることからも、より一層横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいく必要があります。

また、国や県の動向を注視しながら計画を推進していくとともに、広域に関わる問題や国や 県の協力を必要とする問題についても迅速に対応することができるよう連携の強化に努めま す。

2. 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、多様な関連施設や機関の協力、民生児童委員、 地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、浜田市医師会、浜 田市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、浜田市高齢者クラブ連合会、女性組織、まち づくりセンター、サービス提供事業所、島根県及び保健所等との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るため、関係者が必要とする情報を共有できるよう情報提供を行うと ともに、関係者間の連絡・調整を行うなどの協力体制づくりに取り組みます。

資料編

1 策定経過

令和 5 年(2023 年) 6 月 13 日(火)	○第 1 回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市高齢者福祉計画の見直しについて
12月7日(木)	○第1回高齢者福祉専門部会・計画策定スケジュールについて・浜田市高齢者福祉計画(素案)について
12月18日(月)	○第 2 回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市高齢者福祉計画について
令和 6 年(2024 年) 1 月 5 日(金)~ 2 月 5 日(月)	○パブリックコメント
2 月中旬	○第 2 回高齢者福祉専門部会 ・パブリックコメントについて ・浜田市高齢者福祉計画及び概要版について

2 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日 規則第 241 号 改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。
- 3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号) この規則は、公布の日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(令和5年(2023年)12月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	笠 田 守	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島良二	会長
島根県立大学	准教授	角能	
浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
浜田薬剤師会	顧問	川神裕司	
浜田医療センター	院長	栗 栖 泰 郎	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山崎央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田警察署	生活安全課長	河野 明日香	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	西村 淳	
浜田地域協議会	委員	宮木竜一	
金城地域協議会	委員	山本宏明	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦寿紀	
三隅地域協議会	委員	鶴川 由美子	

4 高齢者福祉専門部会委員名簿

(令和5年(2023年)12月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	理事	大石和弘	副部会長
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田圏域老人施設協議会	会長	渡利正樹	
浜田地域介護支援専門員協会	会長	大 野 渉	
浜田市地域包括支援センター	センター長	三浦聖二	部会長
	東部圏域の代表	山藤 志途恵	
	中部圏域の代表	三浦美穂	
	西部圏域の代表	畑本春美	
日常生活圏域の代表	金城圏域の代表	岡本朋博	
	旭圏域の代表	服部浩明	
	弥栄圏域の代表	岡 本 薫	
	三隅圏域の代表	小松原 美幸	

浜田市人口状況(11月末現在)

令和 6年 3月 6日 福祉環境委員会資料 市民生活部総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			日本人 外国人				合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	前年比
11月末	23,688	25,436	49,124	230	441	671	23,918	25,877	49,795	50,758
10月末	23,730	25,475	49,205	231	423	654	23,961	25,898	49,859] -
増減	△ 42	△ 39	△ 81	△ 1	18	17	△ 43	△ 21	△ 64	△ 963

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	11月末	10月末	増減
日本人	24,754	24,804	△ 50
複数国籍	125	125	0
外国人	482	469	13

合計 25,361 25,398 △ 37 前年比 25,612 - △ 251

3.地域別人口・世帯数 (外国人を含む)

		人口			世帯数	
	11月末	10月末	増減	11月末	10月末	増減
浜田	37,048	37,102	△ 54	18,920	18,948	△ 28
金城	3,858	3,865	△ 7	1,848	1,850	△ 2
旭	2,458	2,464	△ 6	1,265	1,270	△ 5
弥栄	1,103	1,107	△ 4	623	626	Δ3
三隅	5,328	5,321	7	2,705	2,704	1

4.異動事由別増減(11月1日~30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
坦	86	0	1	19	106

늲	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
減	85	1	0	85	171

5.異動事由別月別件数 (前見との差

	-75 5 1-755			(前月と	(の差	転人	、等 △6	5	転出等	5	<u> </u>	生 0		死亡	6)
	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11月まで 累計	前年差	合計
	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87					1,096	△ 66	1,096
<u> </u>	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86					1,044	0	1,044
和	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	∆ 8	12	1	0	0	0	0	52	△ 66	52
5	出生	23	31	15	31	19	14	19	19					171	△ 23	171
令和5年度	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85					559	△ 52	559
~	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	0	0	0	0	△ 388	29	△ 388
	1)+2	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	0	0	0	0	△ 336	△ 37	△ 336
	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,162	282	1,844
_	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	1,044	31	2,083
令 和	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	118	251	△ 239
4	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	194	△ 27	283
4 年 度	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	611	28	972
~	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 417	△ 55	△ 689
	1)+2	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 299	196	△ 928
	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	880		1,505
_	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,013		1,963
和	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 133		△ 458
3	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	221		302
令和3年度	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	583		932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 362		△ 630
	1)+2	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 495	1	△ 1,088

浜田市人口状況(12月末現在)

令和 6年 3月 6日 福祉環境委員会資料 市民生活部総合窓口課

1.人口の状況

		日本人			外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	前年比
12月末	23,635	25,384	49,019	234	425	659	23,869	25,809	49,678	50,681
11月末	23,688	25,436	49,124	230	441	671	23,918	25,877	49,795	-
増減	△ 53	△ 52	△ 105	4	△ 16	△ 12	△ 49	△ 68	△ 117	△ 1,003

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	12月末	11月末	増減
日本人	24,716	24,754	△ 38
複数国籍	125	125	0
外国人	470	482	△ 12
合計	25,311	25,361	△ 50

前年比 25,567 - △ 256

3.地域別人口・世帯数 (外国人を含む)

		人口			世帯数	
	12月末	11月末	増減	12月末	11月末	増減
浜田	36,989	37,048	△ 59	18,898	18,920	△ 22
金城	3,832	3,858	△ 26	1,835	1,848	△ 13
旭	2,451	2,458	△ 7	1,262	1,265	Δ3
弥栄	1,098	1,103	△ 5	622	623	△ 1
三隅	5,308	5,328	△ 20	2,694	2,705	△ 11

4.異動事由別増減(12月1日~31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	油	
坦	77	0	1	12	90	减	

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
炒	113	4	0	90	207

5.異動事由別月別件数 (前月との差

5.異	動事田別	月別作	牛数	(前月と	≤の差	転入	、等 △9	9 :	転出等	31	出	生 △「	7	死亡	5)
	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12月まで 累計	前年差	合計
	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78				1,174	△ 84	1,174
۵	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117				1,161	20	1,161
令和5年度	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	Δ8	12	1	△ 39	0	0	0	13	△ 104	13
5	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12				183	△ 34	183
度	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90				649	△ 61	649
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	0	0	0	△ 466	27	△ 466
	1+2	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	0	0	0	△ 453	△ 77	△ 453
	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,258	310	1,844
۵	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	1,141	24	2,083
令 和	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	117	286	△ 239
4	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	217	△ 19	283
和 4 年 度	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	710	44	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 493	△ 63	△ 689
	1)+2	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 376	223	△ 928
	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	948		1,505
_	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,117		1,963
和	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 169		△ 458
3	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	236		302
令和3年度	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	666		932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 430		△ 630
	1)+2	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 599		△ 1,088

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(1月末現在)

令和 6年 3月 6日 福祉環境委員会資料 市民生活部総合窓口課

1.人口の状況

	日本人				外国人			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	前年比
1月末	23,596	25,327	48,923	226	427	653	23,822	25,754	49,576	50,573
12月末	23,635	25,384	49,019	234	425	659	23,869	25,809	49,678	_
増減	△ 39	△ 57	△ 96	Δ8	2	△ 6	△ 47	△ 55	△ 102	△ 997

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	1月末	12月末	増減
日本人	24,681	24,716	△ 35
複数国籍	124	125	△ 1
外国人	466	470	△ 4
合計	25,271	25,311	△ 40

前年比 25,505 △ 234

3.地域別人口・世帯数 (外国人を含む)

		人口			世帯数	
	1月末	12月末	増減	1月末	12月末	増減
浜田	36,914	36,989	△ 75	18,871	18,898	△ 27
金城	3,829	3,832	Δ3	1,831	1,835	△ 4
旭	2,444	2,451	△ 7	1,256	1,262	Δ6
弥栄	1,093	1,098	△ 5	620	622	△ 2
三隅	5,296	5,308	△ 12	2,693	2,694	△ 1

4.異動事由別増減(1月1日~31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
坦	73	0	1	21	95

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	112	3	0	82	197

5.異動事由別月別件数

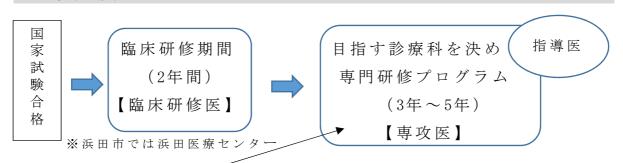
5.異動事田別月別件数		(前月と	≤の差	転入	、等 △4	1	転出等	Δ2	出	生 9		死亡	8∆)		
	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月まで 累計	前年差	合計
令和	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74			1,248	△ 118	1,248
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115			1,276	3	1,276
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	∆ 8	12	1	△ 39	△ 41	0	0	△ 28	△ 121	△ 28
5	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21			204	△ 33	204
年度	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82			731	△ 83	731
^	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	0	0	△ 527	50	△ 527
	1)+2	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	0	0	△ 555	△ 71	△ 555
令和	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	392	1,366	334	1,844
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	668	1,273	73	2,083
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 276	93	261	△ 239
4	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	237	△ 28	283
年度	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	814	63	972
'\^	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 577	△ 91	△ 689
	1)+2	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 321	△ 484	170	△ 928
令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	1,032		1,505
	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,200		1,963
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 168		△ 458
	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	265		302
	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	751		932
'~	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 486		△ 630
	1)+2	Δ6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 654		△ 1,088

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

令 和 6 年 3 月 6 日 福 祉 環 境 委 員 会 資 料 健 康 福 祉 部 健 康 医 療 対 策 課

総合診療医について

1 総合診療医とは



平成30年に「総合診療医」が専門研修プログラムのひとつに位置付けられた。

複数疾患を有する高齢者等にとっては、総合的な診療能力を有する 医師による診療の方が適切な場合もあることから組み入れた。

【総合診療医育成プログラムの構成】期間3年

研修内容	期間
内科	12か月
総合診療Ⅰ(診療所等)外来及び訪問診療・地域包括ケア	6-12か月
総合診療 II (総合病院) 総合診療病棟・外来診療	6-12か月
小児科 (3か月)・救急 (3か月)	6か月

基幹施設:県内で12医療機関(浜田市では浜田市国保診療所)

連携施設:浜田市では4施設(浜田医療センター、西川病院、島根県立

中央病院、気仙沼市立本吉病院)

2 浜田市のこれまでの取組みと現状

平成21年度 中山間地域包括ケア研修センター (弥栄診療所内) 設置

> 県や他の医療機関と連携し、医師や看護師の確保、 人材育成などの取り組みを行ってきた。

平成27年度 北條医師 (当時波佐診療所長) 医療センターに移籍 ⇒複数の病気を抱える高齢者が急増する一方、 浜田医療センターの専門医不足が顕在化したこと から、総合診療科の必要性を訴えた。 これを契機に、国保診療所、行政及び医療センターが協働することで地域医療を支える体制の強化が図られた。

特に人材育成の面では、医療センターで受け入れた臨床研修医の地域医療研修を国保診療所において積極的に行っている。

3 専攻医等の受入れ実績について

- ○浜田市国保診療所のプログラム(平成29年認定)については、これまで受け入れ実績はない。
- ○プログラム認定以前の受入れ実績

平成27年10月~平成28年9月 後期臨床研修医1名

平成29年5月~7月 後期臨床研修医1名

※いずれも島根大学医学部附属病院や島根県立中央病院からの依頼による受入れであり、この当時は、「総合診療医」の名称はなかった。

4 今後の対応について

- ○これまで地域枠推薦による医学部入学者が26名おり、15名が医師になっている。今後はこれまで以上に推薦者の確保に注力するとともに、総合診療医の育成に努める。
- ○まずは、他の医療機関の総合診療医プログラムを取った専攻医が、 総合診療 I 部分の研修を浜田市国保診療所において受けていただけ るよう働きかけをしていく。